

決算特別委員会

令和2年9月16日・17日・18日

葛城市議会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和2年9月16日(水) 午前9時30分 開会
午後5時30分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 増田順弘 |
| 副委員長 | 内野悦子 |
| 委員 | 杉本訓規 |
| 〃 | 奥本佳史 |
| 〃 | 谷原一安 |
| 〃 | 川村優子 |
| 〃 | 岡本吉司 |
| 〃 | 西川弥三郎 |

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

| | |
|----|------|
| 議長 | 下村正樹 |
| 議員 | 松林謙司 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 溝尾彰人 |
| 企画部長 | 吉川正人 |
| 企画政策課長 | 高垣倫浩 |
| 人事課長 | 板橋行則 |
| 情報推進課長 | 高橋勝英 |
| 総務部長 | 吉村雅央 |
| 総務財政課長 | 米田匡勝 |
| 管財課長 | 吉田和裕 |
| 生活安全課長 | 竹本淳逸 |
| 税務課長 | 中 文子 |
| 収納促進課長 | 椿本真司 |
| 市民生活部長 | 前村芳安 |
| 市民窓口課長 | 増井朋子 |
| 保険課長 | 新澤明子 |

| | |
|--------------|---------|
| 人権政策課長 | 水 島 悦 美 |
| 環境課長 | 庄 田 康 則 |
| グリーンセンター所長 | 白 澤 真 治 |
| 産業観光部長 | 早 田 幸 介 |
| 商工観光課長 | 吉 村 和 則 |
| 都市整備部長 | 松 本 秀 樹 |
| 建設課長 | 安 川 博 敏 |
| 保健福祉部長兼 | |
| 健康増進課長 | 森 井 敏 英 |
| 健康増進課長補佐 | 鬼 頭 卓 子 |
| 社会福祉課長 | 林 本 裕 明 |
| 長寿福祉課長兼 | |
| いきいきセンター所長 | 中 井 智 恵 |
| こども未来創造部長 | 井 上 理 恵 |
| 子育て福祉課長 | 吉 村 浩 尚 |
| こども・若者センター所長 | 川 崎 圭 三 |
| 会計管理者 | 中 井 浩 子 |
| 監査委員事務局長 | 和 田 善 弘 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 岩 永 睦 治 |
| 書 記 | 和 田 善 弘 |
| 〃 | 高 松 和 弘 |
| 〃 | 中 井 孝 明 |
| 〃 | 福 原 有 美 |

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和元年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第9号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。先ほども申し上げましたように、非常に長時間にわたりますご審議を賜るわけでございますけれども、冒頭に委員の皆さんにもお願いを申し上げておきます。十分ご承知かと思っておりますけれども、決算審議ということでございますので、予算の成り立ちであったりというふうなところから、決算の状況に応じて適正に処理をされているかどうかというふうなところの論点でご審議を賜ったらなというふうに思います。議員必携等にも、行政効果、それから経済効果、そういうふうなところを観点に行政の評価をさせていただくというふうなことが求められるようになってございますので、その辺のところを十分ご承知おきを賜って、本委員会、議事進行を進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員外議員、ご紹介を申し上げます。松林議員でございます。それでは、よろしくお願いをいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。葛城市議会では、会議、出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議内での使用は認めておりません。携帯電話等をお持ちの方につきましても、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いをいたします。さらに、新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際しましては、密閉空間にならないように入出口と窓を開放しておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、各委員におかれましてもご協力のほどお願いを申し上げます。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いをいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議の時間の短縮にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認をいたしたいと思っております。

まず、審査の順番につきましては、お手元へ配付の決算特別委員会次第の記載の順で1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等につきましては、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。続いて、3款及び4款の説明を受けますが、質疑は款ごとに職員を入れ替えて行います。次に、5款及び6款、7款及び8款につきましても同様に説明を受け、質疑は款ごとに職員を入れ行うことといたします。それか

ら、9款から歳出の最後まで説明を受け、質疑を行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。また、総括質疑は市政全般に係るものとなりますようご留意を賜りますようお願いをいたします。特別会計決算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算につきましては、歳入、歳出の順で説明を受けますので、ご承知おきをお願いいたします。なお、審査日程につきましては、審査状況により多少予定が前後する場合がございますが、その日の当初予定の費目まで行いたいというふうに思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をご覧くださいと思います。1番から3番までは先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて、2ページをご覧ください。4番、質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数については原則2回まで、3回目は発言のみとなっておりますので、ご注意を賜りますようお願いを申し上げます。なお、答弁漏れ等があった場合などにつきましては、私の判断の下、この回数を超え質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名をいたしますが、関連質問である場合はこれを優先させていただきますので、関連というふうに挙手をいただけたらというふうに思っております。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いを申し上げます。7番、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問いただきますようお願いいたします。8番、理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いしたいというふうに思っております。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3をご覧くださいと思います。委員会を進めるに当たっての時間配分を目安として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいというふうに思いますので、委員はもちろん、理事者もご協力を賜りますようくれぐれもお願いをいたします。

以上のことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質問ないようですので、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、令和元年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めます。

中井会計管理者、よろしく願いいたします。

中井会計管理者 皆さん、おはようございます。会計管理者の中井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程となっております認第1号、令和元年度一般会計決算につきましてご説明

させていただきます。お手元の歳入歳出決算書3ページをお願いいたします。それでは、実質収支に関する調書からご説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しております。あらかじめご了承ください。

歳入総額149億8,579万6,000円、歳出総額145億9,556万5,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして3億9,023万1,000円の余剰金がございました。翌年度に継続費繰越額、繰越明許費繰越額を合わせまして2億2,095万7,000円を繰越しいたします。実質収支額といたしましては1億6,927万4,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳出、1款、2款のご説明を申し上げます。33ページをお開きください。なお、令和元年度より、事業別の予算、決算となっておりますので、備考欄の事業別の決算額でご説明させていただきます。詳細につきましては同じ備考欄に記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。左から、科目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。

それでは、1款議会費でございます。全体といたしまして1億8,622万9,693円の支出済額でございます。人件費といたしましては1億4,312万560円の支出でございます。議会運営事業におきましては4,212万8,693円の支出でございます。めくっていただきまして、34ページをお願いします。議員研修事業におきましては98万440円の支出でございます。

続きまして、2款総務費でございます。全体といたしまして13億2,467万9,466円、また6,480万円を繰越しいたしました。1項総務管理費、1目一般管理費におきましては6億1,252万5,368円の支出でございます。人件費では5億2,961万2,854円の支出でございます。35ページに移っていただきまして、一般管理事業といたしまして人事課配当分でございます。714万6,726円の支出でございます。めくっていただきまして、36ページをお願いします。同じく一般管理事業、企画政策課配当では146万6,105円の支出でございます。同じく総務財政課配当では736万3,113円の支出でございます。同じく管財課配当では904万9,675円の支出でございます。37ページに移りまして、人事管理事業といたしまして2,626万5,484円の支出でございます。職員厚生事業では423万2,604円、各種相談事業、企画政策課配当では1,082万7,326円の支出でございます。同じく総務財政課配当では6万円の支出でございます。めくっていただきまして、38ページをお願いします。同じく商工観光課配当では85万131円の支出でございます。次に、法制執務事業では658万7,011円の支出でございます。財政運営事業におきましては711万7,479円の支出でございます。入札・契約事業におきましては54万2,860円の支出でございます。人事管理事業、繰越明許費分では140万4,000円の支出でございます。

2目文書広報費では1,199万2,068円の支出でございます。文書広報事業といたしまして192万5,654円、広報発行事業といたしまして892万1,914円の支出でございます。テレビ放送委託事業におきましては114万4,500円の支出でございます。

3目会計管理費では、会計管理事業といたしまして625万115円の支出でございます。

めくっていただきまして、40ページをお願いします。4目財産管理費でございます。6,359万2,389円の支出でございます。新庄庁舎管理事業におきましては3,136万8,850円の支

出でございます。當麻庁舎管理事業におきましては1,497万9,172円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、公用車管理事業では415万3,001円の支出でございます。市有財産管理事業におきましては1,138万7,495円の支出でございます。道路管理事業では115万911円の支出でございます。めくっていただきまして、42ページをお願いします。道路管理事業、繰越明許費分では55万2,960円の支出でございます。

5目電子計算費でございます。5,326万7,853円の支出でございます。電算システム共同化推進事業といたしまして4,366万6,653円の支出でございます。基幹システム番号制度対応事業といたしましては699万9,666円の支出でございます。セキュリティ対策事業では260万1,534円の支出でございます。

6目地域情報化推進費におきましては2,174万6,037円の支出でございます。イントラネットシステム整備事業につきましては1,929万5,403円の支出でございます。セキュリティ対策事業では3万7,400円、総合行政ネットワーク維持事業では184万7,234円、汎用受付システム開発運営事業といたしましては56万6,000円の支出でございます。

7目交通安全対策費におきましては2,415万807円の支出でございます。交通安全対策事業では474万576円の支出でございます。めくっていただきまして、44ページをお願いします。幼児2人同乗用自転車購入補助事業におきましては62万7,900円の支出でございます。市営磐城駅前自転車等駐車場管理事業におきましては135万7,053円の支出でございます。駅前自転車等駐車場管理事業におきましては140万6,752円、交通安全施設整備事業におきましては1,601万8,526円の支出でございます。

8目自治振興費では1億6,632万3,041円の支出でございます。自治振興事業、人事課配当分では8万円の支出でございます。下のページに移りまして、同じく企画政策課配当では887万3,002円の支出でございます。公共バス運行事業といたしまして7,719万9,808円の支出でございます。市民活動支援事業では54万959円、すむなら葛城市住宅取得補助事業といたしまして251万円、まちづくり一括交付金事業では5,030万6,200円の支出でございます。安心・安全なまちづくり事業では200万1,385円の支出でございます。めくっていただきまして、46ページをお願いします。街灯管理事業におきましては1,972万6,834円の支出でございます。防犯カメラ設置管理事業におきましては508万4,853円の支出でございます。

9目企画費では1,443万7,979円の支出でございます。企画政策事業といたしまして1,292万4,441円の支出でございます。47ページに移りまして、国際交流・友好自治体交流事業におきましては67万4,652円の支出でございます。情報公開及び個人情報保護審査会等事業におきましては77万8,886円の支出でございます。行政不服審査会事業といたしまして6万円の支出でございます。

10目公平委員会費では、公平委員会事業といたしまして6万2,500円の支出でございます。めくっていただきまして、48ページをお願いします。11目防災行政無線管理費では、防災行政無線管理事業といたしまして290万6,510円の支出でございます。

12目地方創生推進交付金事業費では847万5,200円の支出でございます。観光PR事業といたしまして797万5,200円の支出でございます。広域連携事業といたしまして50万円の支出で

ございます。

2項徴税費、1目税務総務費では1億3,203万4,427円の支出でございます。人件費におきましては1億3,008万8,163円の支出でございます。下のページに移りまして、税務総務事業といたしまして154万9,040円の支出でございます。固定資産評価審査委員会事業といたしまして2万8,500円の支出でございます。ふるさと応援寄附事業といたしまして36万8,724円の支出でございます。

2目賦課徴収費といたしましては4,713万7,149円の支出でございます。賦課管理事業といたしまして445万793円の支出でございます。めくっていただきまして、50ページをお願いします。市民税賦課事業といたしまして590万9,568円の支出でございます。固定資産税賦課事業といたしまして2,494万8,648円の支出でございます。軽自動車税賦課事業といたしましては81万2,981円の支出でございます。51ページに移りまして、諸税徴収事業といたしまして1,101万5,159円の支出でございます。

3目過年度支出金では、過誤納金還付事業としといたしまして1,533万3,032円の支出でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では7,899万9,828円の支出でございます。人件費におきましては5,872万3,905円の支出でございます。めくっていただきまして、52ページをお願いします。戸籍住民基本台帳事業といたしまして569万7,416円、個人番号カード関連事業といたしまして1,457万8,507円の支出でございます。下のページに移りまして、4項1目人権啓発費では2,869万9,374円の支出でございます。人件費におきましては2,487万7,976円の支出でございます。人権啓発事業といたしまして189万8,944円の支出でございます。人権擁護事業では88万7,450円。めくっていただきまして、54ページをお願いします。男女共同参画事業では73万1,387円、忍海集会所管理事業におきましては30万3,617円の支出でございます。

5項選挙費、1目選挙管理委員会費では、選挙管理委員会事業といたしまして50万8,135円の支出でございます。

2目選挙啓発費といたしましては、選挙啓発事業といたしまして1万164円の支出でございます。

3目参議院議員選挙費では2,070万1,528円の支出でございます。人件費におきましては666万2,580円、55ページに移りまして、参議院議員選挙費でございます。1,403万8,948円の支出でございます。

4目知事及び県議会議員選挙費におきましては998万8,803円の支出でございます。人件費といたしまして557万980円の支出でございます。めくっていただきまして、56ページをお願いします。知事及び県議会議員選挙費といたしまして441万7,823円の支出でございます。

6項統計調査費、1目統計調査総務費におきましては、統計調査総務事業といたしまして91万2,000円の支出でございます。

2目基幹統計費では389万7,199円、人件費におきましては17万1,792円の支出でございます。下のページに移りまして、基幹統計事業といたしまして372万5,407円の支出でございます。

7項監査委員費でございます。監査委員会事業といたしまして72万7,960円の支出でございます。

以上で1款、2項のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。3日間、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初にちょっと教えてほしいんですけども、私どもの手元にいただいている一般会計、特別会計の監査委員からの審査の意見書、それからこの財政の経営健全化意見書、これを2ついただいているわけやけども、ここの中に、もちろんこの地方自治法によって、この決算終わったら3か月以内に監査に付さないかん、監査委員から報告を受けなあかんということになつとる。監査委員から、こういう監査をしましたよ問題ないですよというのは、誰宛てに報告をするのか。その報告文書がここについてない。いきなりこの意見書が出てくるわけやけど、いつからこの意見書をつけんでもええようになったんか。今まで、合併前もずっとこれ意見書つけてきてるわけや。これ、奈良県は39市町村があつて、葛城市を除いたら38市町村、それが今年から全部この形式に変わったのか。それとも、市長宛てに報告書はいただいでますよ、ここにつけんの忘れましてんということになつてあんのか。そこらを、法に基づいてきちっと、なぜこうなつたんかという説明をしていただきたい。以前は平成30年までは、ずっと何十年としてこういう報告書もつけてきてる。なぜ今年だけこれがつかへんのか。それはもっと早う気いついて、監査の報告を受けるときにおかしいという話をすりゃあ良かったんやけども、私もそこまで知恵も頭も回りませんでした。この決算のこれを見るについて、本当にこれが正しいんかということで説明願ひたい。誰が説明してくれるんか知らんけども。それと、12市調べてくれたらええと思う。ほんまにこうなつとんのか。

それと、この中の説明書7ページ、一般会計、歳入で株式の譲渡所得割交付金、金額は合うとるけども、ここで構成比きちっと書いてくれたんか。この構成比、ここでは0.1%。ところがこっちの行政からいただいでる報告書、この報告書と数字が合わへん。この報告書が正しいんか、監査報告のこれが正しいんか、どっちが正しいんか。8ページ、この歳入決算、これも同じこと。株式のこの数字が合わへん。10ページ、歳出、教育費、これも13.1%になつとる。こっちは13%。性質別、普通建設事業費11.7%、こっちは違う。11ページ、教育費、これも歳出の予算で合わへん。我々もうてる総務財政から出てる資料、それから監査報告の資料、何でこのぐらい違うんか。足したら100%にならなあかん。ところが足したら100.1%、99.9%、こっちは全部100%になつとる。どっちが正しいんか。まずそれをきちっと答えてもらいたい。これの修正版という形で当初にいただいでます。この修正版が、どっちが違うてんのか知りませんで。総務財政が出してくれたんが違うてんのか、この監査報告が違うてんのか。私はこっちが正しいと思うとる。なぜか、足したら全部100%になる。こっちだけがならん。それを2点をきちっと、なぜ報告書ついてないのかということ。それから、私は

同じもん使うてると思うてるわけですよ。同じ表ですがな。総務財政から出た表もこの表も全く同じ表、全く同じ表で何でこのくらい違うんや。それをきちっと説明をいただきたい。

増田委員長 和田課長。

和田監査委員事務局長 監査委員事務局の和田でございます。今の岡本委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初のなぜ報告の頭がついてないのかというご質問なんですけれども、確かに市長に対して報告はさせていただいております。その中で、前年度もそういう報告がついていた認識は持っておったんですけれども、いろいろ事務局担当の者と確認する中で、この部分の添付が漏れておりました。申し訳ございません。

それから、数字に関しましても目を通し作成させていただいたんですけれども、今、委員ご指摘のような数値の差異があったことは確かですので、再度その辺の確認をもう一度させていただきたいと思います。申し訳ございません。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それ謝られるのはええけどな、やっぱりこの行政に言えんのは何やと言うたら、いろんな研修やってるわけやろう。コンプライアンスの研修もやってる、接遇もやってる、きちっとやってる。わしらかていろいろ質問するわけや。これを変えてほしい、こういうふうにしてほしいいうて言うてきたかって、もう勝手にしゃべるとるやん。こんなん大っきなミスがどうか知らんけども、送付文書がないということは、誰が監査して、議員からも監査委員出てはるやん、学識経験者も出てくれてはるやん。その人らや、一生懸命監査して、きちっと間違いないと市長宛てに報告しているわけやねん。その鑑もつけんと、本当にこの書類が正規の書類になるんかいうことやんな。「いや、もうえらいすんませんでした」と、それは何も小まいこと言うのやないけども、やっぱりその職員の意識というんか、何も偉そうに言うんやないけども、そもそもや、この監査の書類と今言うてるこの書類、元の原紙は一緒と違うんかいな。何でこんな違いが出てくる。パソコンのこの字も、数字の大きさも全く一緒やん。それが、何でここで数字が違うんか。それがわしはよう分からん。だから、もっと一番突端にこんなに偉そうに言うのやないけども、この中でいろんな決算して審議していくわけやけども、本当にこれきちっとやってくれてんのかいな。私はそう思いますよ。課長、これ申し訳ありませんでしたということも、今後例えばどういうふうにされるんかいな。やっぱりそういう答弁もうとかんと、俺言うた手前、「ああそうでっか」とすっと引くわけにもいかん。実際はそうやろう。あんた1人ばかり責めとるわけやから、それをもう一度答弁願いたい。

増田委員長 和田課長。

和田監査委員事務局長 今回、1度差し替えをさせていただいたにもかかわらず、またこういう誤りが発生したことは大変申し訳ないと思っております。再度見直し、お時間いただいて修正させていただいたものを、申し訳ないんですけれども、もう一度ご提出させていただくという形で進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 差し替えいうて、今すぐ差し替えするわけかい。このまま審議をせいということか。やっぱり正式な書類なら書類として出すべきものは出してもらわんとあかんと違うんかなと、私はそう思うわけやけど、根性悪とかええとかそんなんは別として、書類は書類で忘れてしゃあないなというやつと、やっぱりこの一番最初、鑑やん。送付文書やん。送付文書もないような書類、書類と言えるんかい。市長、もし答弁できるんならしてくれたらええけども、それは事務的には市長宛てに報告書が来てあるんやと思う。報告書みたい来たらんでそれは市長認めることがないはずやし、来てあると思うんやわ。そやけども、それを当然つけて1つの書類やん。そんなんつけやんと来て、差し替えますいうて簡単にそんなん言うてるけども、やっぱりそこの皆職員の規律の問題やと俺は思う。だから、もし市長答弁できるんやったらしていただいたらと思います。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 書類の不備があったことは申し訳ありませんでした。地方自治法では第233条の第3項で、「普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。」というふうに記載されております。この監査委員の意見を付けてというのは、書類をつけてとまでは書いておりませんので、必ずしも書類がないと違法かと言われると分からないところでもありますけれども、議会のところで監査委員の意見も述べさせていただいているところがあります。ただ、議員おっしゃるとおり、鑑があったほうが望ましいのではないかというのは私もそう思いますので、実質的にこれは違法かという違法ではないかなという気がします。申し訳ありませんが、この委員会は続けさせていただきまして、書類をできるだけ早く送付というか、皆様のお手元にお配りさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 岡本委員がおっしゃられて、これ審議を中断するわけにもいきませんので、早急にこの意見書の訂正を作成していただけたらなというふうに思います。数字につきましては決算書に基づいてご審議賜れたらなというふうに思いますので、その辺のところご了解をお願い申し上げます。

岡本委員 こっちの書類で行ったほうが正しいと、こういうことで委員長よろしいんねな。

増田委員長 はい。

岡本委員 こっちは差し替えするからということやね。

増田委員長 はい。

岡本委員 今、副市長、ちょっとわしあれすんか知らんけど、直に法的に法的にと言わはる、それは分かってまんがな。ここに、第233条見たら必ずこれつけよと書いてまへんがな。そやから、副市長、そういう答弁しはんのはええけど、あんまりそんな答弁ばかりしてくれたら、予算の流用見せいうて、みんな法的にいけまんねんと解釈してもたら、こんな職員資質が問われると思うねん。副市長はもう専門家やてよう知ってはると思う。法に基づいて仕事してまんねんて、それはそうやと思う。そやけども、それを法律法律と言てもうたら僕らもでけへんから、ちょっとそれはよろしゅう頼みます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。これは監査の信頼性及び審議の信頼性、信用性に関わる問題ですから、この決算書について最後に総括質疑がございます。できましたら、少なくとも報告書、監査委員からの報告書についての数値の誤り、これについてはそこまでぜひ訂正をお願いできたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

増田委員長 そういうふうに対処していただくということで、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員 それで、これはもう意見なんです、私は監査委員が、監査委員事務局の1人が産休に入って、そのことについて一般補正予算で質問しました、10月からなると。3か月も欠員の補充がないまま、この2名の体制でやってこられたと。決算審査があるからこれどうなんですかと、私、繰り返し言ってきましたけれども、今後、やはりこの監査に当たってこういう欠員が生じないようにご意見申し上げておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。決算書39ページ、文書広報費の中の広報発行の印刷ですよ。毎回聞いているんですけど、これ890万円何がしがあるんですけども、去年は760万円ぐらいあって、去年に比べて70部ぐらいしか上がってないんです。130万円ぐらいは上がっているんですかね。これちょっと内容というか、どういうことなんかなというのが1つ。

そのもうちょっと上のホームページ用サーバー等保守委託料、今、新たにホームページ作られてると思うんです。これ、来年からどうなのかというのと、あともう一つ次のページ行っていただきまして、新庄庁舎管理事業の中の委託料の電話交換委託料、これ毎年これぐらい上がっているんですけども、僕は他市とかに電話したときにたまに出られないときとかもあるんです。これは葛城市じゃないですよ。他市に問合せしたときに出不着のときとかあるんですけど、電話は集中したら集中すると思うんですけども、人数とかの回線の問題があると思うんですけど、葛城市はどういうふうな、例えば電話つながらないといったクレームがあるのかなのか踏まえてお聞かせ願ひたいと思います。

増田委員長 冒頭にお願ひしましたように、この予算レベルで、去年より今年云々というご審議じゃなしに、今回決算やったこの予算に対してこの数字がどうあったというご審議で賜りたいなということをお願ひしたんです。去年より今年増えてるとかということについては、予算の段階で、予算審議をその部分については前年との対比を審議していただいておりますので、その辺中心にご質問いただけたらなというふうに思います。

高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひします。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

まず、広報発行業務の決算額が892万1,914円、昨年度が761万1,388円で、その約131万円

増えておる分なんですけども、ページ数が手持ちの資料で約40ページ増えておりまして、契約の単価はほぼ変わってないんですけども、特集号がありまして、簡単にご報告いたしますと、新元号が令和に変わったので、その新元号の特集ページ、参議院選挙、また幼保無償化、また花火大会、プレミアム付商品券などのイベント、15周年が昨年ありましたので、そのような記事が増えたのが原因で、契約金額が増加いたしております。

それと次の質問、ホームページですよね。ホームページは昨年度は1者で決算額出ているんですけど、現在プロポーザル実施いたしまして5者が応募ありまして、その中の1者と契約いたしております。その業者と現在、策定に向けて来年の3月には稼働する予定で鋭意作成しております。体制としましては、各部からプロポーザル選考委員がそのまま残った形で、そのような形で実施いたしております。

以上でございます。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 おはようございます。管財課の吉田です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま杉本委員のご質問の電話交換委託料につきましてクレームがあるかどうかというご質問なんですけれども、この電話交換業務につきましては、新庄庁舎におきましては民間に委託しておりまして、現在3名で交代で電話を受け持っていていただいております。その中でも、若干時間帯によっては20何件とかいう回線の待ち時間があるんですけども、新庄庁舎におきましては10回線の電話の外線を引いておりますので、それで対応させていただいているところで、特に令和元年度につきましてはクレームのほうはなかったと記憶しております。ただし、今年度に入りましては、若干電話の不具合がございましたので、クレームが何件か電話が繋がらないといったことをお聞きしたということがあります。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 それではもう簡単に、電話のことに関してはコロナの関係とかで集中するときは集中するので、この10回線あって今3人じゃないですか。もし、10個だったら残り7個どこ行くんですかね。単純な疑問で申し訳ないですけど。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。

ただいまの質問ですけれども、10回線ありまして順次2回線が繋がっていきまして、その以降はずっと保留の状態、順次切れたらつなげていくという形になります。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。ありますか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3点ほど質問させていただきます。34ページになります。

2款総務費の1項総務管理費の1目一般管理費の中でありませけれども、この人件費の中のこの備考欄ですが、人件費の1報酬、嘱託員報酬、これが4,100万円余りついておりますけれども、この内訳についてお聞きします。前年の決算と比べて増えてますし、予算と比べても増えておりますので、どういうことなのかお聞きします。

2つ目は下のページになりますけれども、同じところで備考欄のこの宿日直手当が1万3,200円ほどついておりますが、これはどこの宿直、職員かあるいはアルバイトか嘱託員か分かりませんが、どこの宿直でこういう何回分宿直日直手当がついてるのか、お伺いいたします。

それから3つ目ですけれども、40ページのほうになりますけれども、2款総務費、1項総務管理費の4目財産管理費の中の備考欄になりますけれども、この13節の委託料、新庄庁舎管理事業の委託料、清掃委託料が291万4,000円、これ新庄庁舎ですね。それから當麻庁舎が同じく13節の委託料として清掃委託料で312万円程度計上されております。しかしながら、これは光熱水費等を見ていただいたら分かりますけれども、また実際見ていただいたら分かりますが、延べ床面積等かなり大きな違いがありますので、この内訳がどうなっているのかということ、この3つお伺いいたします。

増田委員長 再度、確認しときますけれども、予算の成り立ちについてのご質問については控えていただくように、もう予算で審議してますので、この予算、何でこの金額に決定したかというのは予算審議の中で、決算というのは結果のご審議賜りたいという内容にとどめていただく必要があるのかなど。それが決算審議ですので、何でこの予算になったかという……。

谷原委員 それは聞いてません。

増田委員長 フロアの面積がどうかこうとかというのは、予算の段階でのお話じゃないんですか。じゃないですか。なかったら結構なんですけど。

谷原委員 要は決算、決算の中でもフロアの中でこう違いが出てきてる、多分、光熱水費見ても違いがあるので。

増田委員長 分かりました。

どうぞ、板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いたします。

先ほど谷原委員のご質問の34ページの報酬の件でございます。

まず理由といたしましては、1点は国際交流員を1名、企画政策課に入れているのが、これが約234万円。それと、宿直に当たりまして補正でもご審議いただいた件で、深夜割増しの件で約430万円増加しております。それが主な要因でございます。

続きまして、宿日直の手当の件、1万3,200円、次のページ35ページの宿日直の手当。こちらにつきましては、コミュニティセンター、新町のグラウンドのほうで、そちらのほうで宿泊をさせることがございます。そうしていただいたときに、職員に泊まっていただくということになりまして、それが1回当たり4,200円掛ける3回で1万3,200円ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。

ただいまの谷原委員の清掃委託料の内訳、両庁舎の内訳につきまして説明させていただきます。

まず新庄庁舎におきましては、ビル管理会社、民間になりますけれども、こちらに清掃管理業務委託といたしまして長期継続契約を行っております。また、當麻庁舎におきましては、シルバー人材センターに定期清掃業務を請け負っていただいております。

なお、清掃の中で定期点検でありますようなものにつきましては、民間の会社に業務を請け負っていただいております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の宿直に関係するところですがけれども、嘱託員に対する報酬が増えているのは夜間割増の件で、これはいろいろと問題があつて夜間割増を払うことになって余分に払われたということでもありますけれども、宿直の方の話によりますと、なかなか有給休暇が取りにくいということで、この夜間手当が問題になったときも、有給休暇が取りにくくて、例えば退職する前、有給休暇がたくさん余っていると。そしたら、2週間、3週間、もう私休みますというふうなことで1人体制になるのかなと、あるいはそこに職員が入られるのかなということ、私、気にしてたんですね。これについては、職員が宿直に当たるということがあるのかどうか。そしたら、先ほどあつたように、もう一つの宿日直手当はコミュニティセンターのほうだということなので、この庁舎の宿直の方が有給休暇が取りにくいことがその時非常に問題になったんですね。だから、それについてはこの予算の中で出てないので、職員の中で例えばそういうふうに職員が代わったときに手当がその中で払われているのか、ほかの分に隠れているから分からないかも分からないので、そういうことがあつたのかどうか。これについて再度、質問いたします。つまり、本来やったら職員が宿直したら宿直手当が出されると。しかし、コミュニティセンターのほうは分かったんですが、この庁舎の場合2人体制でやっておられる。1人の方が退職前、有給休暇があるのでまとめて取りますというふうになったときに、これについては多分職員が当たられるんでしょうけれど、そういうことがあつたのかどうか。これ見えないので、そこを再度お聞きします。

それから、もう一つの清掃のほうですが、これも一回質問なんですけれども、當麻庁舎のほうでシルバーを入れてるということなんですけど、このシルバー人材に払っている内訳、いわゆる民間業者に払ってる内訳、これを再度質問いたします。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの宿日直の代わりのということで職員が当たるかどうかなんですけれども、原則的には宿日直の係員の中で有休を取られると、その分、当然、余分にほかの方がしていただくことになりますので、時間外的な支払い方して、その方、多くしてもらった方には追加で払

うという体制は取っております。それでもどうしても見つからないという場合は、職員が対応します。昨年度におきましては、そういうその職員がフォローすることはなかったということです。

それと、すみません。先ほどの修正なんですけど、コミュニティセンターの宿直の単価なんですけども、4,200円と申し上げました。申し訳ないです。4,400円の誤りでございます。申し訳ございません。

以上です。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。

谷原委員の當麻庁舎の清掃委託料の内訳について再度説明させていただきます。内訳につきましては、シルバー人材センターの清掃委託につきましては、内容といたしまして日常業務の清掃委託、それからこの中には施設の外周、それから駐車場排水溝等の清掃を含めております。なお、この清掃に入っただく曜日なんですけれども、月・水・金、週3回、お二人が入っただいて、朝7時から11時までの4時間勤務をしていただいております。また、民間に清掃委託をしている内容といたしましては、床清掃、それから窓ガラス清掃、換気扇の清掃、それから貯水槽の清掃といった内容で、こちらは単年度で契約をしております。

シルバー人材センターの金額といたしましては126万1,624円、それから民間業者に委託しております金額は186万3,900円であります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、宿直員の方については相互の職員同士の中で融通をつけて、そこに手当が払われているということで了解いたしました。

それから、庁舎の清掃の問題なんですけど、合併して方式が、多分、旧町時代から引き継いで違ってらるんと思うんですけれども、私たちはシルバー人材のほうの雇用の問題もありますので、ちょっと清掃費が高くなるかも分からないんですけど、どちらかに合わせるなり、私はシルバーの方の雇用の、地元の方、高齢者の方の雇用ですので、それについてご検討いただけたらと意見を申し上げておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願ひします。3点お願ひします。

まず1点目、43ページ、2款総務費、総務管理費の5目電子計算費、この中のイントラネットシステム整備事業の14使用料及び賃借料の中の電算機器等賃借料、これは予算としてかなり減ってるんですけども、この賃借料というのは恐らくリースだと思うんですけども、リースのやつが減るといのは、大体もうこの予算は変わらないと思うんですけども、何でこんなに減ってるのか。減ってるのであれば、その台数がどういう推移になったかというのが1点。

それから次、45ページ、公共バス運行事業、企画政策課のところ、19節負担金補助及び交付金の奈良交通路線別負担金、これも負担金なので当初の予算とあまり変わらないかなと思うんですが、結構減ってるのは何でなんか、これが2点目。

3点目、その下の、すむなら葛城市住宅取得補助事業、企画政策課、これの19節負担金補助及び交付金のすむなら葛城市住宅取得事業補助金、これの実績、葛城市に移り住んだ方の、どこから来られたか、実績、それを教えてください。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしくお願いいたします。

前年度なんですけども、OSがWindows 7からWindows 10に変わりますのと、それと端末等の機器がかなり導入から時間が経っておりますので、そのために端末の機器、業務用端末の機器の入替えをさせていただきました。その内容なんですけども、基幹系といたしまして、デスクトップPC92台、LGWAN系でデスクトップPCが314台、ノート型パソコンが51台、計365台。インターネットパソコンが6台、ノート型PCが130台、合わせて136台で、トータルしますと593台のパソコン等を入れ替えさせていただきました。

こちらにつきましては、奈良県の共同調達のほうで一斉に調達をさせていただきました、それに参加させていただいて機器の入替えをさせていただいたんですけども、その後、当初、機器の備品購入ではなくて、リースでの契約ということで予算を上げておりましたけども、入札によりまして単価のほうはかなり低くなりましたので、それによりまして電算機器等の予算額に比べて執行額が少なくなりました、不用額のほうが出てしまったということでございます。

以上です。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問で、奈良交通の路線別負担金の決算額の方なんですけども、まず予算額647万6,000円で決算340万6,500円なんですけども、地域公共交通の奈良県の路線別の協議会に葛城市は入っております、その奈良交通が運行するバスの路線に対する補助としての負担金でございます。対象となる路線は、高田五條線と八木新宮線の2路線が、葛城市の国道24号線を走っておりますバスが対象となっております。

それで、差額が大きいのではないかとのご指摘なんですけども、これは年度当初に災害などもあったことなども想定して多めに予算要求していただきたいという要望もございまして、このような形で決算額が出ております。

続きまして、すむなら葛城市の住宅取得事業なんですけども、その内訳といたしまして、令和元年度には78件の申請がございまして、そのうちの市内転居が42件、県外からの転入が6件、県内の転入が30件ということで78件となっております。集計している資料から見ますと、近隣の市町村からの転入が多いように見受けられます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず最初の質問の電算機器の賃借料が減ったというのは、県の共同調達に移ったので、リースが入札に変わって安くなったということで、非常にこういうやり方というのは予算を節約するというかいいことなので、今後こういう形で共同調達に乗せれる方法を考えていてもらいたいと思います。ありがとうございます。

それから、次の公共バスなんですけども、これは年度当初の予算は再開を想定した予算を想定しているということなので、これも了解いたしました。

それから、すむなら葛城市住宅取得事業補助金なんですけども、今お伺いしましたら、78件中、市内での移動42件、県内30件、県外6件ということなんですけども、やっぱり市内の引っ越しで住宅を取得されている方が多い。率にしたら、これ54%あるんですね。本来なら、この施策の目的というのは、市外の人を呼び寄せるためにお金を使うということなのに、こんだけやっぱり多いということは、この補助金事業ということ自体を根本的にもう考える時期に来てるんじゃないかと思うので、その辺はいかがでしょうか。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの奥本委員のご質問で、見直す時期ではないかということで、昨年度に申請者の方にアンケートをさせていただきまして、36件のうち25件回答をいただきまして、まず葛城市に何で住んだかというアンケートに関しては、かなり総合的な意味で環境が良いということで移り住んできたということでございます。なお、移住促進の県外からの方がもちろん前提でもあるんですけど、これ合併10周年事業のときの事業で始まったものでございまして、そのときから実施しておりまして、10周年のときからで人口の増加施策の1つとしてやっておるもので、現在も葛城市は人口増加しておりますので、見直しはしながらも継続しておるところでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放しですね。人口増加施策ということなんですけども、市内の移動であつたら人口は変わらないと思うので、その辺を今後その人口増加するためには市外から引っ張ってこんど駄目なので、そこをどんだけ増やせるかということに本来お金かけるべきだと思いますので、その辺り、今後検討をお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、3点お願いいたします。

1点目、37ページ、人事管理事業の中の報償費、講師謝礼について、これはどういったこの講師の謝礼として研修なさったのかという内容について。

それから次は、飛びまして48ページ、防災行政無線管理事業ということで、かなり運用のほうも落ち着いていると、市民の方にも新しい防災行政無線での生活が安定してきてる中なんですけど、午後5時になりますとチャイムが鳴ります。そのチャイムのことなんですけど、市民のお声として私もいろいろ聞いてるんですけど、どういった市民の声というのを聞いてお

られるかということも含めまして、市役所に届いてる声があるかどうか聞かせたいと思います。

それから、49ページのふるさと応援寄附事業、泉佐野市もいろいろ問題になりましたけども、この報償費につきましてどういった内容かということをお聞かせください。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、総務管理費の一般管理費の人事管理事業の中の講師謝礼について説明させていただきます。令和元年におきましては、まずコンプライアンス研修といたしまして8回実施しております。単価が2万円、合計で16万円。それから、接遇研修として6回、これ半日ですね。それが1万5,000円の6回になります。合計9万円。それから、人事評価制度研修でございます。こちらがちょっと変則的なんですけども、1回実施しております5万円ということです。それ以外、実は今回、職員の採用試験に関しまして、臨床心理士からその面接において心理士的な目線で評価をしていただくということで1回だけ来ていただいてまして、それが3万5,000円。合計で33万5,000円の執行となっております。

以上です。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問、防災行政無線の午後5時のチャイムの件なんですけども、平成30年から全戸配布いたしまして運用いたしておるところで、定時放送の時間などの間合わせなどいろいろご意見ありましたけども、午後5時のチャイムについては、大きな意見はメールとかそういう広報広聴の部分では聞いておりません。

以上でございます。

増田委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問の内容でございますが、ふるさと応援寄附の報償費の内容ということでご質問いただいたかと思えます。この報償費なんですけれども、令和元年度の決算額としまして36万8,724円となっておりますが、こちらはふるさと応援寄附の寄附者の方の申出に伴いまして、協力業者から寄附申出者への返礼品を送付していただく行為に対しましてのお金でございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 研修、去年からかなり強化されて、コンプライアンス研修ということでされてるわけですが、金額的には結構下がった、何かあまりかけていらっやらないということは、もう一回目の接遇でかなり使ったから、もう皆さんもある一定のレベルになって2回目はそれなりの成果が出てということなのかなと。かなり金額下がってるから何でかなと思ったんだけど、同じような形で6回でほとんどの職員が受けられたのかな。これは人数関係なく、回数の問題やから、何人ぐらい受けられたのかなというのは、これ半日は結構な時間もあるので、そ

の辺は6回、全ての方に受けられたのかなというその成果ですね。

それから臨床心理士、これはこれから、この間もちょっとニュースで教師の採用についても、そういった過去にいろいろな心理的なものも含めたようなそういう犯罪的なものについて、再度採用するときにはどうなのかというような問題が出ておりましたけども、これは非常に大事なところやと思います。昨今、いろいろと心理面で、そのストレスの受け方の度合いとかそういった面も重要になってくるし、仕事が非常に多様化してる中で、ただ労働時間が多いただけとかそういう問題ではなくて、この部分については人間としてどういうことが繰り返されることによって、こういった例えばストレスを持つ、またストレスに弱いというような形になるのか、それは分かりません。そんなことはとても評価はできませんけれども、ただ、本当に葛城市、振り返りますと、いろいろと職員の心理面はつらかったやろなという部分が私は多く感じております。ですから、採用だけではなくて、やっぱりこれからは心理面のケアというものは非常に大事ななと思いますので、接遇とかも大事ですけども、どこにお金かけるかというたら、やはりこれからは心も体も健全な形で職員が働ける環境づくりをするという面で強化していただきたいというふうに要望しておきます。

それから、これはふるさと応援寄附金の手数料ですね。結局、送付する手数料ですね。この報償費、そういうことと思って今聞いているんですけど、私、内容かな、報償費というか品物かなと思ったんですけど、そこをもう一回再確認させていただきます。

増田委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしくお願いいたします。

ふるさと応援寄附の返礼品の品物の商品代と、あと送料になってございます。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどの研修の人数を説明させていただきます。まず人事評価研修なんですけれども、こちらは16人の受講になっております。それから接遇なんですけれども、こちらは6回に分けて191人受講しております。なお、一昨年度につきましては3日間の研修等を接遇でやっておりましたので、それが半日の研修6回ということにさせていただきましたので、その関係で、謝礼が、費用が減っているということでございます。

それから、コンプライアンスの研修につきましては、8コマに分けて252名受講となっております。あと、メンタル面のフォローのことなんですけれども、基本的には健康診断のときにストレスチェックというのをパソコン上でやっていただいて、一定の基準を超えてる職員に関しては相談してもらうような形にさせていただいております。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 ふるさと応援寄附、順番逆ですけど、先に答弁していた順番で。品物の値段、金額、これ非常に少ないですね。これは、本当に貴重な財源であるというふうな感覚でいてもいいのかなと思います。それと、やっぱり葛城市をいろいろPRする1つの手段であると。もうちょっとこれ強化をしていただかなかつたらあかんのかなというふうに思うんですけど、もう

言いつ放しになりますけれども、だんだん金額少なくなってきたんじゃないのかなと。もっと頑張ってた時期があったかなと。結局、非常に観光資源、またそういったものに伴う地域のPRできるものは、そういう物産はあると思います。そういう意味では、やっぱり葛城市のPRに重要な部分なので、これから頑張ってくださいなというふうに思います。

それから、当然、コンプライアンス研修について、252名の方が受けた。これは、しばらくこのコンプライアンス研修というのはきっちりやっていたきたいと思います。接遇が前回丁寧過ぎたかなと私の感想としてはありましたので、接遇ということはある程度、職員として職員の採用試験を受けられる段階で、基本的なことは忘れていくのかもしれないですけども、そういうものをきっちり持ってきて対応されてるものだと私は思いますし、そこから身につけるものというのは何なのかということですけども、当然、庁舎内の中でそういった改めて受けなくてもお金をかけなくてもできるんじゃないかなというふうに思うところもありますし、接遇研修よりもコンプライアンス研修として気持ちを引き締めてやっていくという、プロフェッショナルとしての研修が重要ではないかなと思います。そういう意味では、今回、接遇にはかなりもう3分の1の研修になったということ、去年もそれは言わせていただいたので、本当に大事な研修をしていただくということを要望しておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の川村委員のふるさと応援寄附事業についての関連でお願いします。

これ、予算65万円についてるんですけども、これはこの予算という言い方が、私、行政のやり方にそぐわへん。もともとこの事業自体が、本来なら企業で言うたら売上げの計画目標に当たるのが今回のこの予算というところだと思うんです。となってくると、これが今回36万円しか執行されてないというか、民間企業の経営に置き換えたらそこまでしか売上げが達成されてなかったとなると、やはりここところで今、税収が減ってきてる状況で、やはりその収入を増やすという意味では、ここをどうしても確保しつつ更に上目指していかんとあかんと思うんですよね。ほかの予算とは考え方違うと思うんですけども、ある意味、問題になるぐらいに税収をこれで集めていっちゃう自治体もあるわけですから、葛城市はこれどんどんどんどん落ちてきて、正直この予算に対してこんだけの決算ということは力入ってないなというふうにしか見受けられないんですけども、行政として葛城市として、今後このふるさと納税をどういうふうに活用されていこうと考えているか、その辺りの根本的な方向性についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 まず決算審議していただくに当たりまして、税収が減っているという表現は、予算審議が終わった段階で見ていただきたいと思います。数字だけを見ていただきますと、税収は増えております。それも前年度よりかなり増えた中の決算を迎えているということは、もう今回の決算資料を見ていただければ明らかであるということでございます。

それと、ふるさと納税につきましては、今まで過剰な、ある種返礼品等の扱いがありまして、議論はもう国の段階でもあったところではございます。改めまして、ふるさと納税につ

きましては今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 多分、その検討していきますということ、答えは出るなと思って、検討しないとは言いきれませんので、要はここところを国に注意されるぐらいまでもいっていませんので、注意されるぐらいを目指してここは頑張っていたきたいと思うわけでございます。それをやることによって、市内業者のほうのいろんな底上げにもなると思いますので、そこはもう本当に今後力入れていってくださいとお願いしまして、終わりにします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 質問してんのに落としどころがないというか、すみません。防災行政無線なんですけど、クレームがないかというところのその私の意見を言うの忘れまして。ごめんなさい。申し訳ないです。チャイムが鳴ると、今までは大きなサイレンが鳴ってた。それがやかましいというクレームがあったということは私も聞いてるんですけども、それがチャイムになった。ただ、チャイムが葛城市全体になかなか聞こえにくい状態である、外のそういったスピーカーが。親たちの1つの意見として、午後5時になると子どもたちが帰宅せなあかんと、子どもは5時になったら家へ帰ろうと、なかなか帰ってけえへんでというふうなことが、そのサイレンのほうが気持ち引き締まんねんというような、サイレンがいいとは私は言うてませんよ。ただやっぱり、5時になるとおうちに帰りましょうという、1つの防災行政無線の効果というのがあるのかなと思います。その辺りを、そういうお声が聞こえてないとおっしゃったので、あえてそのお声があるということは、教育面でも子どもたちが安全な、もう今だったらもうだんだん暗くなります。5時になる、暗くなったら帰るんですけども、夏なんか逆に5時になっても帰ってこない。そういったことの1つの効果をどのように認識されてるのかなというふうに思いましたので、これも言いつ放しになりますので、1つその意見を聞きとめといていただきたいと思います。すみません。申し訳ないです。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ふるさと納税関係の関連で、川村委員も2回しか質問できなかつたということがあったので、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、商品代の送料、それから商品代と合わせてこの金額だということですが、それぞれの内訳をお願いします。それから件数、これがどうなってるかということをお伺いします。

それからもう一つは、川村委員もおっしゃったように、昨年と比べてもかなり減ってるんですね。予算から比べても実績から比べても減ってるということで、ちょっと過去の経年変化がある程度分かるものがありましたら、送料も含めた返礼品の金額がどうなってるか教えていただければと思います。この2点、追加でお願いします。ほかの委員も手が挙がってましたので、取りあえずこの件だけで質問させていただきます。

増田委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしくお願ひいたします。

ふるさと応援寄附の返礼品等の報償費の変遷でございますが、平成26年度は91万5,984円、平成27年度が238万5,659円、平成28年度が233万7,293円、平成29年度が67万1,920円、平成30年度が69万9,650円、そして令和元年度が36万8,724円でございます。

増田委員長 よろしいか。もうちょっと詳しく分かりますか、内容。件数と……。

谷原委員 件数とそれからその中で、これはざくっと何件でこれだけじゃなくて、送料と商品内容があるとおっしゃったので、その内訳が分かっただらと。分からなかったら、今、資料がなかったら結構です。

中 税務課長 すいません。ただいま資料を持ち合わせておりませんので。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員 はい。では、結構です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 歳入のところでふるさと寄附金の件も出てきますので、ここは先ほど川村委員もおっしゃったような地域への経済的影響ということで、私も新型コロナウイルスの後、やはり地元の小売店などでお客さんが減ったということから、このふるさと納税についてその商品を提供されてるところも伺ったんですけれども、やっぱり過去から見たらだいぶ減っていると。業者の方、地域の方、頑張っておられる方にとっては今大変な時期なので、できるだけ販路を広げたいということがあれば、こうした点にもちょっと目を配っていただけたらなということをお願い添えて、終わっておきます。

増田委員長 よろしいか。

内野副委員長。

内野副委員長 関連なんですけども、私はふるさと納税のこの件、今、行政のデジタル化ということなので、市長も今後検討するということなので、プッシュで。チョイスとかそういうふうなこともご検討いただいて、全てちょっと業者に入っていて見やすいようにすれば、全国にインターネット配信されるので、葛城のこれ一遍あれしてみようかという感じになると思うので、その辺もちょっと工夫していただいてよろしく願いいたします。

それと、私あと2点お伺いいたします。ページ数が44ページでございます。幼児2人同乗用の自転車購入補助事業なんですけれども、予算よりもかなり減ってると思うんですけれども、その理由をお聞かせいただけたらなと思います。昨年の台数もお願いいたします。まず、それちょっと聞かせてください。すみません。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいまの内野委員の質問でございますが、理由についてはなかなか明確には判断できないんですけれども、確かに年々減ってきてるということもありまして、昨年度の決算等のときにもご答弁させていただいたんですけど、一応そういうこともありまして、市内の各保育所、幼稚園、幼児をお抱えの保護者向けの案内等をさせていただいて、積極的にご利用いただけるようお願いしてるところでございます。その結果があつたのかどうか分からない、まず令和元年度の件数につきましては17件でございます。今年度につきましては、先ほどのが効

果があったのかどうかは分からないんですけども、一応9月初旬現在では16件となっております。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。年によってちょっと違ってくると思うんですけども、やっぱり若いお母さん方が乗られるので、結構その口伝いに広がっていくと思いますけれども、もっと徹底していただいて、こういうようなときに補助が受けられるようにしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、人事のことでいつもお尋ねするんですが、令和元年度、最終どのぐらいの職員、あるいはまた会計年度任用職員、当初は職員が316人とこのほか嘱託という話をしよったけども94人、パートが132人、トータル548人というような数字を聞いたわけやけども、この元年度でもしそれぞれ分かるんやったら、一般職あるいは保育所、幼稚園分かるんなら言うてもうてもええけど、もし今すぐにはできませんよいうんなら後でいただいても結構ですので、人数だけ把握したいと思います。

それから、元年度の採用、当初は一般職14人、保育士2人、幼稚園6人と聞いたわけやけど、結果的にそういうふうな人数になってんのか。それから、37ページの退職手当特別負担金、これ毎年ずっと退職者に対して加算してるわけやけど、元年度、最終何人になっとなるかと。そんだけやな、3点、取りあえず。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課長の板橋です。よろしくお願いいたします。

岡本委員の質問なんですけども、職員数なんですけども、臨時に、昨年度でしたらアルバイトの職員の人数を持ち合わせておりませんので、それはまたご報告させていただきます。

増田委員長 持ってきはりましたで。

板橋人事課長 採用の人数、この4月の採用をさせていただいた人数なんですけれども、令和2年4月1日に職員としてなった前の人数ですか。すみません。失礼しました。一般事務職が9人、それから保健師2名、社会福祉士1名、保育士、幼稚園教員で10名、障がい者枠でお一人の合計23人となっております。

3点目のご質問なんですけれども、退職に関する人数なんですけれども、6人でございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 職員の数は当然結構やけども、この当初の聞いたやつとだいぶ変わるとるわけやけども、結果やから正しい数字であるというふうに思います。ここで、職員の採用人数はやかましい言うことないわけやけど、これ6人退職されてる。これも初め14人と思うとったけど、9人が採用されてる。保育士、幼稚園、この部分については、以前からいわゆる会計年度任用職

員というか、パートで対応しとる関係で、ある程度は人数を増やしていかないかんとは思いますが、その辺の考え方ですね。例えば、今言う退職人数に対して半分補充するとか、あるいはある程度になるように補充するとか、そういう1つの基準は持っていると思う。もうこんな合併済んで来たあんなから、合併当時のもう3分の2というのは変わってしまうと。それもよう分かるとるわけやけど、そういうようなことをきちっとしてはと思うねけども、年度によってかなりの人数のバランスがきちっとされてないというたら失礼やけども、いろんな形になつとるといことであれやし、いわゆる特別退職金の特別退職というのは60歳で定年になったら全て皆そういう対象になってくんなから、これはあれやし、ここでは今6人は全て定年退職で、いわゆる自己都合、そういうようなものはなかったということになるわけかいな。その点だけ。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 退職の人数なんですけれども、定年退職5名、普通退職1名、合計の退職手当負担金6名のこちらの予算になっております。退職者といたしましては、この負担金に該当する6名以外に7名いらっしゃいまして、合計13人の退職となっております。

以上です。

増田委員長 定年退職以外に、定年にならないのに辞めてる人がほか7名おられると、そういういうことですか。

板橋人事課長 負担金の発生する方の、自己都合退職は5人、定年が5人、分限が1人、そこから割愛といたしまして元に戻られた方、それも退職として扱っておりますので、それが2人ですので合計13人ということになります。そのうち特別負担金が発生するのが、定年5人と普通退職1人の合計6名ということになっております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それは分かるとるやん。いわゆる年数あるわけやから、定年で辞めたら誰でも特別負担金が発生する、それはそうやけども、結局もうこれ全体的に13人も辞めてるといことになるわけやんな。この定年はしゃあないけども、あんまり個人的なことを詳しい聞いたらあかんけども、いわゆる途中で退職いうか辞めていかれる、この辺はどんな事情があるんかよう分からんねけども、例えば、例えばですよ。ここでいじめがあつて、とてもここにおられへんで辞めていく人がおったんか。あるいは、家庭の事情で辞めざるを得んという人がおったんか、いろんなことはあると思うねんな。今言うたように、そういう最悪なことがなかったらええわけやけども、例えばどこの課でもういじめがあつて、今、新聞でいろいろ出ているように辞めていったというような人があるのかないのか。その点だけで結構です。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。

内容の詳細はなかなか言えないんですけども、一応その退職のときに本人の理由について突っ込んだことを聞かせていただいた中では、その職場のいじめ等で辞めるというのは聞いておりません。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

西川委員。

西川委員 まず、この令和元年度、私もこれ決算やいうことで出てるんやけれども、令和元年度は修正をかけた予算です、消防署移転の修正。それで、全てにほとんどこの修正をかけたいところもつとあるけれども、原案としても僕はこれ認めてないわけで、それを消防署賛成や、移転賛成や、原案賛成やいうてしっかりとこの決算やってもうたらええと思えますけども、僕はそれをしっかりとまた聞かしていただいて、そこらのところ賛成された人はやっぱりこれ決算しっかりとやらなあかんわなと僕は思いまっせ。だけど、これで通ってきてこれ出てきてある以上はしっかりとこの決算の委員会で聞かせていただきますけれども、原案そのものにあんまり予算で賛成でけへんようなことやったから、しっかりと聞くという立場になると思えますけどね。

それと、総括でやったらええというふうなことを一番最初、岡本委員がおっしゃった、それはごもつともなことだと思います。ただ、これは市長が議員やったときも出てた問題で、考えていただきたいのは、総括でまた聞かはったらええけども忘れんうちにちよつと言いますけれども、議会事務局はもともと、選挙管理委員会も、それから監査委員会も、これ持ったやつを、あまりにも忙しいいうんで選挙管理委員会は移してもらいましたよ。それで、これ監査も僕はそのときに移してくれと言うてたわけや、監査委員も。というのは、議員から監査委員出てます。これ監査委員に入ったら、議員は予算も遠慮して出てないわけですよ、予算特別委員会の委員にも。本来、監査委員であっても予算ぐらいは出てええとは思はんやけれども、監査委員に入ったら議員は決算は出れませんわ。出たらあかんというあれはあんのかないのか知らんけど、こんなん出れませんやろう、これ自分でやって監査やって。そこらははっきりと、それは事務局が持っていていろいろなことあるけれども、それは独立の組織をきちっとこしらえるというふうな形を、市長もつと早いこと取れたんと違うかと僕は思いまんねけども、そこらはどう考えてはんのか、考えが1つ欲しい。総括で言わはんのかどうか知りませんが、だから立場としては、僕はこの予算のときにもう既にいろいろなものを変えてほしいいうて修正出したいけれども、そんな1人で入りと出をこんだけのことできる能力、行政がみんなやってこれできんのに、議員こんなん1つぐらいしかできませんで、1つこれ修正みたいなもんは、なかなか。

そういうふうなことで、1つぐらいはここで聞いときたいのは、基幹システムの番号、要はマイナンバーのことだと思はんやけども、ここで出てあんのんは、ほかでしはんのかどうか知らんけれども、端末の使用料であるとか情報システムへの交付金や補助金やと負担金やと、こういうふうなことばかりで、僕はこれはマイナンバー制度が作られたそのときに僕もうマイナンバーを取得してます。それをどういうふうはこの制度を普及するようなことを、どこかで積極的に、国はせないかんけれども、自治体としてやられたんですか。ここに出てくんのか、ほかに出てくんのか知りませんよ。これ、決算の中でやけれども、ほかにはないと思はんやけど、1つも前へ進めていこうとするようなものが見受けられへんねけれども、

今度の予算ではいろいろと組んであんのんかどうか僕は知りませんが、令和元年、この決算はこしかなないので、これはもう機械を維持管理したり情報管理したりということだけで、1つも前向いての広報なりそこら辺のことをやっはんのんかやっはらへんのんか。それと、今現在、葛城市でマイナンバーカードそのものを、今、国がいろんなポイントをつけてやっているさかいにちょっとは増えてきたんのか知らんけれども、どんな状態になってんのんかいうのだけ聞かしといてください。市長には、総括で答えると言わはんねやったらそれでよろしいけれども、さっきの監査委員の在り方というのは議会に持たしておいてそれでええんかどうか、そこらの考えはあるんだったらお聞かせいただきたい。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課の増井でございます。よろしくお願いします。

マイナンバーカードについてでございますが、現在の状況としまして令和2年8月31日現在で葛城市の交付枚数は累計で6,355枚、人口に対する率で言いますと17%となっております。

以上です。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの西川委員のご質問でどのように普及していくのかということ、元年度予算にはないんですけども、広報等を通じまして利用の登録の啓発などを行ってまいりました。今後、西川委員おっしゃったように、マイナIDなどを利用して、国の施策に乗りまして普及に努めるということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

マイナンバーカードの普及策についての取組、どのようにやっはるんかということ、これまでの、図書館カードとの併用とか空き領域の利用について取り組んでまいりました。今現在、コンビニ交付もマイナンバーカードでできるような状態であります。今、委員おっしゃっていただきましたように、マイナポイントをつけて、国の追い風を受けましてかなり普及したところでございます。この後の予定としては健康保険との一体化を図るということで、受け手側の整備状況等によっても変わってくるかと思っております。この間からも、理事者よりももうちょっと拍車かけていけということも言われておりますので、各種団体の集まり等にこちらから行って出前をして、スマホでもできますよということを取り組んでいっておるところでございますが、今、コロナ禍ですので、あんまり密になるようなところへ行けなかったという状況でございます。

よろしくお願いいたします。

増田委員長 市長。

阿古市長 監査委員、この体制につきましては、過去においても何回か一般質問含めまして答弁してるところでございますので、総括の中でまた答弁させていただきたいと思っております。

それと、マイナンバーカード、令和元年度についてはまさにそのとおりなんですけども、令和2年度の予算づけのときに、予算審議でもしていただきましたけども、窓口での無料の写真撮影ですとか、そういう体制を両庁舎とも実は取るような形にはしております。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 監査委員のことは総括でまたお願いしておきます。

マイナンバーカードについては、こういうコロナ禍のことがあって、一気に進めようと国もして何かポイントつけたりはしてるんやけれども、必ずここをきっちりしといたらんと、懸念しはんのは、マイナンバーカードでやると、そして自分の銀行取引を登録すると自分の財産全部監視されんのんと違うかというふうな、国としては正確に所得をつかむということが大事なので、そうなったらええとは思ってるけれども、今それはそれで警戒しはんところがあるので、はっきりとそれ用のマイナンバーカードを利用した、ポイントを利用したそれの別に、そこのだけの銀行の取引だけでも別にええわけやん、ひもづけるときは。そやから、そこんところはプライバシーいうか、所得を全部つかまれるわけではないですよいうふうなところをどういうふうに言うていくかというところもあるわけですよ。マイナンバーカードを利用して、それだけ用の出入りだけをしてええわけやから、それが自分の主要な取引のところではんとやると、財産、全部ここで国につかまれるのと違うかというふうな懸念を持ってはるさかい、なかなか進まへんだいうところがあるから、今の普及の在り方も、どういふことを懸念してはんのかいうことも含めて、こんな17%そこそこではこれが機能していけへんと思う、この制度が。だから、そこら辺のところは理事者のほう、よっぽどしっかり考えて普及するように、もう世の中変わってくると思うので、そこのところだけお願いをしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 関連で、僕もマイナンバーをお聞きしたかったので、西川委員のおっしゃるとおりなんですけども、この17%というのが高いか低いかもあんまり分からないんですけども、他市の状況とかつかんでおられるのかというのを、まず1点目お聞きしたいと思います。というのは、うまいこといってるところの事例を参考にして、ぜひパーセンテージ、この前どっかで、葛城市は力入れていきます、マイナンバーを結構な枚数目標にしていきますとお聞きしてるんです。今、来年の予算に組み込んで来年度から力を入れていくという話なんですけども、大体目標年間どれぐらいをお考えか、ただ単に力を入れていだけやったらぼやとした政策になってくるので、これぐらい行きますというふうなある程度の目標があるなら教えていただきたいです。

あともう一つが、48ページ、地域創生推進交付金事業費の中の真ん中ら辺、観光PR事業ですよ。ざっくりした質問になるんですけども、この時期に、外国人観光客、この報告書の中には国内外の代理店の情報提供を行ったり、外国人おもてなし講座を2回開催したとあるんですが、今のこのご時世にこういう効果がちょっと出にくいんかなと、どういう状況や

ったんか、どういう効果があったんかお聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課の増井でございます。

マイナンバーカードの交付状況、他市の状況についてということでございますが、奈良県内で申し上げますと、一番率の高いところは橿原市で31.9%となっております。これは全国の特別区、市の中では2番目ということになっています。県内で2番目に多いところが上北山村で31%、3番目としては生駒市28.7%となっております。奈良県内の39市町村の中で葛城市は今どういう状況かといいますと、27番目となっております。

それから、目標枚数ということでございますけれども、昨年度にマイナンバーカード交付円滑化計画というのが策定されまして、そこでは今年度末の目標としては48%ということになっております。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

令和元年度の地方創生によります観光PR事業のご質問だったと思いますが、4つの事業をさせていただいております。

まず1つ目になります。外国人観光客体験型ツアープロモーション事業でございます。これは市内の観光施設を取り込んでのツアーを各旅行会社に投げかけていって、それをツアーとしてコースとして取り込んでいただくというような事業でございます。商談会等に売り込んでいくというような事業ございましたが、あいにくそのコロナの関係もございまして、この商談会については中止となりました。それに代わりまして、ダイレクトメールを350社に対して送付させていただいております。その効果につきましては、なかなか今、コロナ禍ですので、今、見えてこないということでございますが、取り上げていただきましたツアー会社等もございまして、コロナの収束に伴いましてまたその辺は生きてくるのかなというふうに思っております。

それから、観光ボランティア団体育成事業に関しましては、2回、2日間の講座を開催させていただきました。市内に来られるインバウンドの方へのおもてなしをできるような体制づくりということで、ボランティアはじめそういった方の基礎的な部分を習得していただくということで開催させていただきまして、定員30名、当初予定をしておりましたところ、それを上回る約40名の方がご参加いただきまして、計2日間の開催をさせていただきました。これにつきましても、収束後には何らかの形でつなげていきたいかなと思っております。

それから、観光地周遊ルートの関係でございますが、これは平成30年に基礎調査をしたものを更に分析をし、3つのルートづくりに努めさせていただいております。この3つのルートづくりににつきましては、令和2年度の中でまたマップ等を作成させていただきまして、これもコロナ収束後にフル活用するような形で持っていきたいかなと思っております。

最後に、竹内街道広域連携事業の関係でございますが、これはPR動画のほうをこの事業

で作成させていただいております。このPR動画につきましては、もう既に市のホームページを通じまして広く観光につなげる目的で流しております、ユーチューブでもご覧いただくこともできますので、これを見てまた竹内に1人でも多く足を運んでいただけるようになればということで、効果につきましては同じことでコロナの関係でちょっと見えにくいものでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 マイナンバーのほうはうまいこといってるというか、パーセントが高いとか、何が違うんでしょうかね。それを分かる範囲でお聞かせ願いたいのと、今年の目標が48%という、なかなか無謀な数字なような気がするんですけども、これは実現可能やから目標というのかどうかは分かんないですけども、もうちょっと、あんまり当て外れた売上げ目標で頑張れと言われても多分頑張れないと思うので、ある程度その辺検討されているのか、この1つと。

あと観光のほうは、今、答弁あったように、この時期でコロナがいつ収束するかもわからない状況だと思うんです。もう普通のときやったら全然頑張っただけ力入れてほしい事業なんですけども、何が言いたいかといったら、今のこの時期、外国人の方にアピールするのが効果があるとは僕は思わないので、ほかにも使えるところがあるんじゃないかなという検討していただきたいという、そこは要望で終わらせてもらいます。マイナンバーだけお願いします。

増田委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 増井でございます。

目標値につきましては、確におっしゃるとおり現実とはかけ離れた数字になっているとは思っております。この計画を立てるに当たっての目標の設定なんですけれども、目標の最終年が令和4年の3月だったと思うんですけど、そこを100%として、そこから遡って目標を立てるということで、国のほうから大体途中で50%になるようにとかというふうな指示がありまして、それに基づいて立てた計画でございます、確かに今年度中に50%、48%というのは難しいかと考えております。

杉本委員 他市は何かうまいことやってはるんですか。何か違いがあるとかいうのは。

増井市民窓口課長 特に大きな違いはないと思うんですけども、大きな市とかでしたら大きなショッピングモールがあって、そこに出向いてお客さんに申請を促したりとか、そこで手続きをしたりとかそういったことをされているところもございますけれども、葛城市にはそんな大きなショッピングモールもございませんし、それに併せて今はコロナの状況で外に出向くというのを控えておりますので、今のところはこういう状況でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 申し訳ないですが、行政の答弁としては、非常に何か問題のある答弁やと思ってます。これはあくまでも国から言われた、過去において作った計画ですので、その計画に向かって全力で頑張っているという答弁をさせていただきたいと思えます。

その中で、昨年度も一般質問等でマイナンバーカードの質問をされた方もおられます。行政のこれからの将来的なコストを考えますと、やっぱりマイナンバーカードを普及させてい

く、100%に近いぐらいの普及をしていくということが行政コストを抑えていく必ず必要な過程やと思っておりますので、それに向かって邁進していきたいというお話はさせていただいたように思うんですけども、その中で令和2年度につきましては、新たなその取得に当たりまして、先ほどちらっと触れましたけども、各両庁舎のほうでデジカメで写真を市役所の職員が撮って、もうその場でデータを入力してというような作業もさせていただく中で普及を図っていくということやと思います。春先のデータ自体が私の記憶の中でしかないんですが、たしかそのときで14%台であったような記憶もあるんですけども、これは勘違いやったら申し訳ないので、あえてもうこれは消しといてください。

それと、これは葛城市内だけということではなく、行政マン、行政職員に対しまして、実はマイナンバーカードの取得をしていただきたいという、これは強制ではございません。お願いを各職員のほうに流したということでございます。ですので、職員のマイナンバーカード取得はかなり上がっているという認識をしております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、どんどんパーセンテージ上げて100%に近づけんかったらあんまり効果が薄いというか、できるだけ皆さんに取得していただくよう、来年どういふあれになるか分からないですけども、できるだけ他市にも負けないように、奈良県の中でもトップを目指せるようお願いして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点お願いします。

まず1点は、今の杉本委員の関連になります。48ページの外国人観光客体験型ツアープロモーション業務委託料。今、商談の代わりにDMを送ったとおっしゃいました。これは送ったのは、県のビジターズビューローがやってるはずなんですけども、そのビジターズビューローについてのことです。何かというと、もともとビジターズビューローというのは一般社団法人であって、そこに対して県内各市町村がお金出してるわけなんですけど、今年コロナの関係で2月1日に中国湖北省の入国禁止になりました。3月9日に、中国、韓国からの入国制限が日本で全般的に行われました。となると、かなりの影響が、ここに来て業務ができへん事態になってると思われまます。商談の代わりにDM送ったといったところで、向こうの国もこっちも、もう入ってくんな、出ていくなと言うてんのに、それ全然意味ないんですよ。このビジターズビューローについては、県議会のほうでも不適切な会計処理の問題が取り上げられました。またその後、報道でもありますようにパワハラの問題が取り上げられております。そういうところに対してこんだけのお金出してる以上は、やはりどういった使い方されて本当に効果がどんだけあるかということをお我々も検証する必要があると思うんですけども、それが本当にできているのかどうか。そこをお聞かせください。それが1点。

2点目、その上、防災行政無線管理事業についてです。これなんですけども、施策の成果に関する報告書の中の17ページ、防災行政無線管理費の中の管理事業、この中に不具合対応167件とあるんです。戸別受信機はそんなに古いものじゃないのに、何でこんな167件も不具合、どんな不具合が出てるんか、その辺の内容を詳しく教えてください。

次、3点目、1つページ戻りまして、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の中の国際交流・友好自治体交流事業、企画政策課の中の18節備品購入費7万200円については予算にないんですが、一体何の内容か。

この3点お願いします。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

4つの事業を一遍に説明させていただきましたので、説明が漏れておるところもございました。更に詳しく説明をさせていただきます。

まず、業務の目的でございますが、葛城市は相撲にゆかりの地であるということもございまして、気軽に相撲体験ができる相撲館や日本最古の街道である竹内街道など、インバウンドが興味を示すような資産を持っておると。これを生かしまして、観光により葛城市を活性化させるために、国内外への商談会や博覧会へ出展をし積極的にPRを行うということで、この事業をまず計画させていただきました。

地方創生の事業でございまして、これは先ほど委員申されましたビジターズビューローと並行してさせていただいている事業でございます。ビジターズビューローにつきましては外国向けを主体とした事業でございますが、こちらのほうの事業につきましてはまずは国内の旅行者を先に優先的に手がけまして、それを次のインバウンドにつなげていくというような性質でやらせていただいているものでございます。インバウンド交流会等のそういったところでの出店等を機に、国内外問わず、この事業で観光客を集客するという目的でやらせていただく予定だったんですけども、それが中止されましたので、全国の旅行業界の正会員の会社、それから東京都内の近郊の旅行会社、旅行業登録種別が第1種もしくは第2種の会社等の350社に対して、国内、国外問わず足を運んでいただくPRということで実施をさせていただきます事業でございます。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの奥本委員のご質問ですが、不具合対応の内訳ということですが、細かい統計は出しておりませんが、基本的にアナログからデジタル化されたことで、問合せとしては放送が入らなくなったということに対して、それぞれ訪問させていただいて、電波調査しながら再度入るような調整をさせていただいているところでございますが、その中で多く見受けられるのが、最近、家電製品を買うたということで、その家電製品から出る電磁波等でデジタルということで微妙なことで突然位置的に入らないというようなことが起こっておったり、掃除等で位置を変えたことによって入らなくなったというような原因があったりというよう

なことが散見されてるような状況でございますので、そういった形で、電波調査をしながら、可能な限り入るような調整をしながらさせていただいているところでございます。

状況としては以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

国際交流・友好自治体交流事業の備品購入費7万200円の中身についてでございますが、昨年の7月末に国際交流員をオーストラリアから招聘いたしまして、その決定したのが5月ぐらいなんですけども、準備作業として住宅の確保が必要になりまして、メールでやり取りいたしまして、条件などを出しながらやり取りしておったんですが、市内に住んでいただくということで家賃なども相談しながら決めておったんですが、その住むところにエアコンがなかったもので、7月末に来日するときにもう猛暑であったので、費用として予算はないんですが、同じ科目の中の住居賃貸料から備品購入費に流用させていただきまして、エアコンの購入費として使用させていただきました。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず、外国人観光客体験型ツアープロモーション業務委託料なんですけども、今のご説明でビジターズビューロー以外にも市がやっているとということが分かったんですけども、その後の説明に国内旅行者も対応となっているということなんですけど、そうなるくるとこの費目というか、外国人観光客体験型ツアープロモーション業務委託料なので、また意味合いが違ってくると思うんですよね。その辺り、やはりこういう冠つけている以上は、インバウンドに対しての特化したものかなと思ってしまいますので、その辺りはっきり今後、誤解を招かんようにだけしてってください。さっきも言ったように、コロナでビジターズビューローは間違いなくもう業務が減ってるんですよね。その辺りのチェックだけはやっぱりしとかれたほうがいいかと思っておりますので、その辺りよろしくお願いたします。

それから、その上の防災行政無線の不具合対応、お話によったら、これは電波の調整の対応でこだけかかっていると。機器の故障じゃないということは安心できたんですけども、アナログからデジタルに変えたいろんな理由があると思うんですけども、デジタルに入れることによって聞こえやすくなるというのは本来一番の目的だったと思うんですけども、それが逆にこだけ増えてるとするのは、家電製品の影響とかあると思うんですけども、それを踏まえた上で設置の調査をした上でやってるはずなんですよ。やっぱりその辺も踏まえて、今の話だったら、今後これどんどんこの費用がかかってくるような気がするんですけども、そこは何か対応できないか。例えば、こういう電化製品入れたときには、ここにこういうところの近くに置いたら受信に影響出ますとか、そういう何か啓発活動とかにつなげていくことができないかということをお聞かせください。

最後の備品購入費は、エアコン代取付け費用として住居のところから流用したということなんですけども、今いろんな環境の状況があって、その辺対応していかんとあかんところなんで

すが、分かりやすく書いていただきたかったなという気がします。最後、防災だけ。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

ただいまのご質問ですが、実際、個別対応させていただいた方には状況等は説明させていただいてますが、全体的なそういった形の周知に関しましては調整させていただいて考えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは財産管理費、40ページから42ページですけども、まず40ページの新庄庁舎、當麻庁舎、これの光熱費、多分電気代やと思うわけやけど、新庄庁舎で250万7,000円の減額と、當麻庁舎118万4,000円減額になってる。多分、電気代やと思うんやけども、去年平成30年度もかなり下がっておった。どういう理由で下がったんかということをお聞きしたい。

それから、また予算のことを言うとあれですけども、この委託料のところで、當麻庁舎の分で建物劣化診断委託料。当初予算にもないし、補正にも上がってない。いきなりボーナスとここに出て、どういうことをされたんかもよう分からんし、予算は上がってる。ファシリテーターマネジメント検討委員会、予算上げときながら全然執行されてない。ここ、何でどうなってるんかということですね。

それと、いつも言う登記の関係、42ページかな。ここで、登記等委託料、いつでもこれ当初200万円。もう金額決まったようなもん。200万円はいつも予算計上してる。要るときは使います、余りましたら補正します、これは当然のことやと思う。しかし、私はいつも言うるように、ここで財産管理で言う登記の費用、本当の目的は何やねんと。ずっと言うてるように、未登記が1つも解決されてない。私、これ十何年言うてきた、全然する気ない。本当に、この道路管理あるいは建物管理、財産管理していく中で、こんだけ未登記がかなりあるということが、本当に担当した職員が頭の中に入ってるのかどうか。もうやかましい言われたかて別に問題ないねやと、ただ道路敷になっとったら通行権が出てくんねんと、そやから問題ないねんという解釈でいてんのか。通行権と所有権は全然違うわけやから、本当にそれを解決しないと、いつも言うし、もしその道路に面した土地が調整区域でもどンドン分譲建っていつている。そのときに、いわゆる登記できたら個人の名義になっとる。そのときに、これ私買ましてんと言われて、その登記何ぼでも打てるわけやから、そんな人はいはらへんと思うけども、過去には間違っって登記されたところもある。そやから、未登記分はほんまに処理せなあかんということ全部言うてきたけど、毎年聞いているわけやけど、その未登記、元年度、何筆処理したんか。恐らくゼロやというふうには思います。だから、これ何遍も言うてるけど、ほんまに真剣に考えていかないと、だんだん先になるほど薄れてくる。なぜこれが登記できてなかったんかということが分からんようになってくる。そやから、私、毎年これ十何年言わせてもうてるけども、1筆もされた形跡はない。だからたとえ1筆でもされるように、毎年決算で言わなしゃあない。予算のときも言うてる。だから、その辺をよく考えてもらいたいというふうに思います。よろしゅうお願いしておきます。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。

ただいまの岡本委員のまず1問目の光熱水費についてご説明させていただきます。こちら、両庁舎におきまして95万4,428円の減額となっているわけなんですけれども、その内訳といたしましては、庁舎別で言いますと、新庄庁舎におきましては約39万8,000円の減、こちらは主に委員おっしゃるように電気料金の減が大多数を占めておりまして、こちらは猛暑によりまして使用料が増加した一昨年と比較しまして、段階的に使用量が減少したことによるものと思われまます。當麻庁舎におきましては約55万5,000円の減となっております、こちらでも電気料金及び當麻庁舎はガス料金の減になります。當麻庁舎では、ガス空調及び電気空調を併用しておりますので、新庄庁舎と同じく電気使用量が段階的に減少したものと思われまます。

続いて2問目の委託料についてなんですけれども、當麻庁舎の建物劣化診断委託料につきましては、こちらは當麻庁舎の外壁から剥離して落下したモルタルの破片が多数発見されたため、さらなる外壁落下の危険性の有無についての調査及び危険回避の対策方法の検討を行うために、緊急で専門家、こちらは建築士への調査委託を行ったものです。また、外壁仕上げ材に石綿使用のおそれがある年代の建物でもありますので、安全対策の中で石綿への対応の必要性に関わることから、同時に調査を依頼したものでございます。

最後に、FM、ファシリティーマネジメントの検討委員会の報償等に今回の決算書には記載がないということで、こちらは確かに未執行となっております、例年このファシリティーマネジメント検討委員会の報償費として約2万4,000円を計上させていただいておりますけれども、委員会を開催するということがなかったということで未執行となっております。ただ、令和2年度に公共施設の再調査、公共施設の委託料といたしまして予算要求しまして認めていただいておりますので、現在進行中であります。

以上です。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

岡本委員ご質問の道路管理事業の委託料、登記等委託料についてです。実績につきましては、うちの官民地境界明示作業なり工事の測量に当たりまして、過去の公共事業等で未分筆及び未登記地の分筆登記の実績件数については、八川地内ほか8大字において実施しております。内訳としましては、市道部分につきましては9筆、水路部分については7筆、計16筆を未分筆登記及び未登記の解消についての登記作業を行っております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長のほうから説明していただいて、私と金額が合わへん、金額が合うた合わんはそのぐらひは大きな問題やないわけやけど、要はこんだけもちろん努力はしていただいたと思うわけやけど、例えば天候とかそんな関係で使用料が減ったんかということを教えてほしい。金額も金額やけど、私の言うてる金額、当初予算から今、執行予算引いての金額やけど、金

額にかなり差はあるけども、その金額の安い高いは別として、何でこんだけになったんかなということを知りたいから、その辺を答えてもらいたいと思うのと、それから建物の劣化のやつについては緊急やということはよく分かるけども、やっぱり決算までに緊急でやったほうが、2月、3月にやったのと違うと思うから、やっぱりここへ上げるべきやというふうに私は思います。そのファシリティ、大事なことやけども、開催でけへんならでけへんで、やっぱり減額なら減額をきちっとすべきやというふうに私も思います。あんまり言うたら、また法律でこれいけまんねんと言われるさかいにもう言わへんけど、やっぱりすべきもんはしとかなあかんと思う。

それと、今、登記の話出た。境界明示、金額高い安い言わへんけども、見てたら市道で9筆、水路16筆、執行した金額が85万9,000円。かなり安い金額。ところが今言うてるように、その境界明示するんやなしに、前から言うてるのは各大字ごとにそれをきちっと調べて、未登記の登記をしたら、今言うたようなことがその都度その都度起きてこないということやから、私は先にすべきやというふうにいつも指摘をさせてもらってる。課長は正直に、境界明示で今これ分かりました、行ってしましてん。それはせないかんのは分かるけども、私の言いたいのは、もっと計画的にきちっとやったらこういうような問題出てけえへんやろうということを知ってるわけで、これ何遍言うたかて答えが返ってけえへんと思うけども、やっぱりそこらを本当に誰かが理解してもらわないと、ただ境界明示でこうなりましてん、費用出したらできましてん。私はそんな簡単にいかん時代が来ると思うから、何遍も同じ話してんねけど、もし答弁できるんなら答弁いただいたら結構やと思います。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。

ただいまの岡本委員の光熱水費の電気代のことについて説明いたします。電気代につきましては、時系列で見ますと、平成29年度で両庁舎合わせまして1,458万6,657円、それから平成30年で1,455万3,930円、令和元年度で1,388万2,778円と、3か年を見ますと年次的に今減っているという状況でございます。

補足で、2年ごとに電気調達の入札をしておりまして、その業者が変わっております。当初はずっと関西電力だったんですけども、その後に民間の別の会社に代わりまして、それ以降2年間は別会社、更に2年後は関西電力ということで、4年前からは関西電力で契約をしているわけなんですけど、この令和2年度になりましては6月に、令和元年度におきましては関西電力と2年の長期継続契約をしておりますので事業者が関西電力から変わっておりませんが、両庁舎における使用量の減少が、金額が減となった理由だと思います。

増田委員長 答弁ないですか。岡本委員、よろしいか。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

岡本委員指摘の未登記の解消についてでございますが、以前よりご指摘なりいただいておりますので、未解消に向けては調査し、その解消に向けてどうするかなりの検討をさせていただきます。いきたいとは思っております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 この数字については、電気代入札によって競争性が発揮できて安くなったと、これが大きな原因やと、こういう結論づけやねんな。委託については、今、課長言うてくれたように、今後検討していきますと返答をいただいたわけやから、期待をしておきたい。今、令和2年度が始まってもう半年経つわけやから、たとえ10筆でも100筆でもできるようにお願いをしたいというふうに思いますので、その点だけ1つよろしく願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 最後1点だけお願いします。50ページ、固定資産税賦課事業、税務課の中の13節委託料、航空写真画像作成業務委託料です。いろいろ過去も資料をひもとくと3年に1回計上されておりまして、地籍の調査のために航空写真を撮られてるということなんですけども、質問3点あります。

まず、共同運行されてるということですけど、どこの自治体と共同運行されてるか。

2つ目、これによって市内の全面積のうちの何%が撮影対象となっているのかが、2点目。

3点目として、いつまで航空写真の撮影に行くんかというのは、国土地理院でも写真とかいろんな地籍のやつの資料があつて購入できると思うんですけども、それとの費用対効果で比較した上でこの航空写真を継続されているのか。

この3点お願いします。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。前年、担当でありましたので、答弁させていただきます。

航空写真画像作成業務委託料でございますが、こちらの業務につきましては固定資産のGISのシステムに貼りつけるための航空写真の撮影でございます。3年に1度撮影しております。昨年度におきましては、委員ご指摘の共同で撮影したということではなしに、葛城市単独で撮影をいたしまして業務に使用しております。

撮影時期におきましては、固定資産の賦課期日が1月1日現在でございますので1月1日を希望しておりましたが、1月1日ちょっと過ぎたと思うんですが、1月の上旬に撮影をしております。エリアにつきましては、市内一円、撮影をいたしております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。ほか。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

3点目のいつまで撮影するのか、それから国土地理院発行のもので購入できないのかということでございますけども、先ほど税務課長に代わって収納促進課長が答弁いたしましたように、課税資料ということで、できるだけ賦課期日であります1月1日現在というところに近いタイミングでの写真ということが必要ということから、その購入ということは検討をい

たしておらないところでございます。

いつまでということでございますけども、他団体におきましてはもともと毎年撮影されていたものが、2年に1回になり3年に1回になるというような状況も伺っておるところでございます。それはなぜかと申しますと、この賦課に係る経費というものは一般財源ということになりますので、そこをできるだけ切り詰めてということと3年に1回実施しておるといふ状況でございます。これがまだまだ葛城市は住宅開発等が進んでおりますので、その変化に対応するためには最低限3年に1度撮影をさせていただきたいということで継続をしていく予定となっております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 今の話で言うたら、もう共同運行というよりも葛城市単独でやっていらっしゃるという意味で取っていいんですよね。固定資産の課税の根拠となるために1月1日現在のやつを撮影していると、それを統合型GISに貼り付けてるということなんですけども、その対象が市内一円ということで、100%というふうに私今取ったんですけども、特にその山間部山林のところなんかははっきり言うてあんまりこれ要らへんかなと。山林を撮影したところで、その線引きが境界が見えてるわけじゃないので、固定資産がどうのこうのというよりも、どっちかいうと新しい宅地、住宅が建ったとかいうところがメインなので、一般財源からの支出で削減の目的で他団体は回数を減らしているということであれば、葛城市も新しい住宅地のところ、そこを重点的にやって、もうほとんど移動のないところというのはそこを間隔を空ける。つまり、毎年毎年、毎年というか3年に1回でも、全域やるんじゃなくてエリアで分けて、回数が必要なところはもう細かに取って行って、それ以外のほとんどこういう新しい追加変更がないところは間隔空けるとかいう運用はできないんでしょうか。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 ただいまの奥本委員の質問でございます。

そもそもこの航空写真、もともとは近隣の市町村と共同で撮影を、少しでも経費を安く抑えるためにということで共同でやっておったところでございます。ただ、その近隣の団体の財政的な部分での変更がございまして、当初は共同ということでございましたけども、その後、方針変更されまして単独というような形になってございます。その際に、業者のほうとも当然、協議をさせていただき、共同運行した場合の金額で対応をしていただくのが本来であろうということで交渉をさせていただいております。

それから、あと撮影対象でございますけども、おっしゃるように山林等につきましてはさほど変化がないということでございますので、今まで3年に1回でございますので、今回の撮影は全域ということでございましたけども、その前は山林部分を除いた対象エリアということで撮影をさせていただいております。それが、2回に1回山林部分を除くのか3回に1回除くのかということとございまして、写真撮影の精度の問題もございまして、住宅地と山間部との取り合いが、撮影日の天候ですとか日照の具合で多少変わりますので、そういった調整が必要な場合につきましては全域を撮影するという形にさせていただいてお

るところでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。単独運行になったけども、料金については共同運行のときでやってもらってるということですね。対象にしても、前は山林部分を除いたという形で考慮いただいているということですけども、やはりこれ一般財源からそれが出所になってますので、できるだけその経費を見直すというところで、その辺り細かな線引きというのをまた見直しをいただけたらと思います。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3つほど質問させていただきます。ページ数は46ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目の企画費の中のところであります。その報償費なんですけれども、右の欄の備考欄ですが、8節の報償費、市政検討委員会委員報償費、これ3万円となっております。報償費もここで5万4,000円となってるんですが、予算では54万円ほどついておったんです。不用額も8節の左側の欄になりますけど、8節報償費も当初56万円となっておりますが、支出額は6万9,000円ということで、この市政検討委員会、なぜこういうことになったのか。開催した回数がどうだったのか、なぜこういうふうな予算を組みながら1桁違う執行になってるのほどういうことかお聞きします。

それから下ですが、47ページの同じ企画費の中の情報公開及び個人情報保護審査会等事業というところの報酬費であります。これについては、1節の報酬のところ52万円となっていて内訳は書いてあるんですが、上も下も同じ費目となっております。毎回こうなってるんですが、これはなぜこういうふうに関目になってるのに分けてあるのか。また、これも今年度何回開かれて、その検討された内容、どういうことを検討されてきたのかについてお伺いします。

3点目ですけれども、51ページになります。2款総務費、2項徴税费、2目の賦課徴収費の3目の過年度支出金というところにあります過誤納金還付事業ということで、税務課のほうで過誤納金還付金というのが1,500万円程度生じておりますけれども、これがどういうものなのかお聞かせください。毎年同じような金額が発生していますけれども、どういう性質かお聞きします。

3点お願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員のご質問、企画政策事業の市政検討委員会の報償費3万円の理由なんですけども、市政検討委員の構成員は弁護士の先生と公認会計士の2名と、昨年度は副市長の3名で構成されております。昨年度の開催回数については、5月23日と6月18日の2回実施しております。そのときの内容なんですけども、地方創生に関する効果検証ということで実施いたしました。その2回が今回の決算額で上がっております。

54万円ですかね、当初予算との差異なんですけども、そもそも市政検討委員会の目的が市政に関する事で、その事業に対する効果検証以外に様々な事業に対して調査していただいたり諮問するということが限定で予算組んでおりましたが、昨年度はそのような調査していただく件数がなかったので、このような決算額になっております。

以上です。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田です。よろしくお願いいたします。

谷原議員の2つ目のご質問でございます。

まず、情報公開及び個人情報保護、上と下にそれぞれ報酬が2段ございまして、まず上段のほうは個人情報保護の審査会の報酬ということで、決算額が40万8,000円となっているところでございます。この分につきましては、7回開催させていただいた決算額でございます。内容につきましては、公文書の開示請求等に対する決裁等に不服がある場合の審査請求に対する諮問機関として、令和元年度は7回を開催させていただいております。この下の分でございますが、こちらは言葉はよく似ておりますが、審議会の委員の報酬として11万2,000円となっているところでございます。こちらの分につきましては、2回開催させていただいております。内容につきましては、情報公開条例に規定いたします本市が保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項について、実施機関の諮問に応じて調査、審議しているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございますが、過誤納金ということでございますが、こちらの過誤納金といいますのは、税を賦課させていただきまして納付がありまして、それが現年度分で還付することになった場合は使わないんですけども、過去の年度分で還付することになった場合に、こちらの過誤納金還付金を使わせていただいております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後のところだけ確認なんですけど、要は確定申告を行っての還付金が過去に遡ってということなんですか。これはもう確認でお聞きするだけになります。

最初に質問しました市政検討委員会のほうなんですけど、予算の段階で54万円組んでるということは、その年度でやることがあるから多分組んでると思うんですよね。だから、それがどういう見通しだったのか、テーマがそのとき出たらそうすんねんということじゃなくて、やっぱり予算段階できちっと持っておくべきものだろうというふうに私は思いましたので、ちょっとお聞きします。もうそれが使命が終わったんだったら終わったということになるのかと思いますので、この点についてはそういうことで意見だけ言っておきますので、ご検討をお願いします。本来は、これはいろんな経過があって市長の諮問機関として作られたものでもあります。本来であつたらもっときちっといろんな課題を私はやるべきであつたらと思うんですけども、そういう結果になってるということでもあります。

情報公開については、私もよく分かりました。勘違いしていましたし、お聞きしてよく分かったんですが、公文書開示請求において不服があったら審査するということでありますけれども、7回開催されたということですのでけれども、ある方から、これ審査請求したんですけども不服を申し立てたんですけども、これがなかなか早く返ってこない、審査会のね。だから、これは7回ということだったら結構頻繁に開かれているなという回数なんですけれども、そう理解していいんですかね。私はある方から、なかなか返ってこないんですけどもということですから、1つのテーマについて審査会の回数が7回とお聞きしましたので、私はこれで十分なのかなということだと思ったんですが、そういうことは出てきてないんでしょうか。この点についてお伺いします。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。

谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。この7回開催させていただいている期間、1つの案件についてそれぞれ審議いただいているということになっておりまして、1つの案件につきまして、最短では大体8か月ぐらい、長かったら1年以上かかる案件もございますので、言うてもなかなか審査してもらえんやんというところ辺の意見があるかと思うんですけども、1つの案件に係る期間が長い場合もございますし、こういった案件1件終わったらまた次の1件というような部分で、案件が重なりましたら、先に出していただいている部分からその案件の処理をしておりますので、どうしても順番でやっていくことから、後に申出いただいている分に関してはちょっと時間がかかってしまっているような状況も確かにございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。審査会の審査状況については、やはり7回開いてるからということで、私は、ほぼ毎月近くやってるからそんなことが何で起こるんかということだったんですが、事情はよく分かりました。1件について何回も審査して時間がかかっているということで、重なった場合は長くなると。これについては、ぜひ市民サービスとして情報開示請求があった場合、やってるわけですから、その審査が開示請求して1年も経ってじゃないと出ないと、これは私は住民サービスとしていかなものかなと思いますので、そこら辺はぜひ改善をお願いしたいというふうに思います。

以上でとどめておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 お昼もありますので、1点だけ質問させていただきます。

55ページになるかと思えます。参議院議員選挙の選挙費に関わる投票所の件なんですけど、過去にも多分一般質問で投票所、高齢化率の高い地域、兵家イトピアでしたかね。ちょっと高いところにあるので上がっていくのが大変やというような質問があったと思えますけれども、過去に、要するに選挙があるたびに投票所の見直しとか、それから数というのは変わ

っていつているのかということということで、期日前というのものもあるんですけども、またそれを選ばれない方について投票所自体見直しをしていつて増やしたりまた減したりということがあのかということ、それと今後の検討はどうするのかということをお答えいただけますか。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。

ただいまの川村委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。現在の葛城市におけます投票所数でございますが、投票日当日は31か所の投票所を開けております。この投票所の数につきましては、合併当初から旧新庄町が15か所、旧當麻町が16か所の合計31か所ということで、もともと旧町時代からあつた投票所の数をそのまま合併後も引き続き投票所として現在も使用しておるといふところでございます。それに加えて、投票日前日までの期日前投票所ということで、新庄庁舎と當麻庁舎をそれぞれ1か所ずつ開けさせていただいてる状況でございます。

今、委員のお問ひのように、確かに過去に投票所の数を増やしてほしいといふような要望もございましたが、いろいろ選挙管理委員会のほうでも検討させていただいた経緯もございまして、高齢化が進むにつれて確かに投票所の見直しといふのは考えていかななくてはいけないところだと思ひますけども、意見が上がった部分にだけつて考えるといふのではなくて、やはりもし投票所の数を増やしたり減らしたりするに關しましては全体的な部分で考えていかなければいけないのかなとは思ひております。そのときは意見としてお伺ひさせていただいて、状況をお伝えした中で答弁させていただいてるといふ状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 選挙管理委員会のほうともいろいろ相談もあると思ひます。議会からこれ出たからいつて、そのまま進んでいくといふような話ではないと思ひますし、全体を見てこれからの高齢化率も高くなるといふことで、投票率を上げるといふ意味でご検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 もう時間押してあれですけども、交通安全、44ページ。内容につきましては13ページに出てるわけやけど、毎年同じことのカーブミラーの新設、改良が非常に多い。いつも言うてる区画線、これが当初の予算のとき8,000メートル計画しとつたところ。ところが今、実際は4,600メートルとかいふことになって、白線が消えてるところが非常に多い。毎回これ言うるとるわけやけども、もちろんカーブミラーも大事やけども、特に通学路、大字から要望がないとかPTAから要望がないとかいふ話ばかりするけども、道路管理者として市内の全体見回つて、本当にどこに白線が不足してるんかいうことをきちつと確かめて、やっぱりこれはやるべきや。そうしないと、子どもとか今言われてる高齢者、事故が起きてから処置したんでは遅い。だから、令和2年度は半年始まつてるわけやけども、もう夏休みも済んだし、

恐らくPTAからの要望も出てくると思う。だから、その辺の不足してるところを早急にできるかでけへんのかということをお尋ねしたいと思います。

もう時間ないので、それから48ページ、防災行政無線。まずは、繰越明許、6,480万円繰越ししたあるわけやけど、これはもう発注済みになってんのか、これから発注するんか。前の予算のときでも、この無線機は台数が多いのと違うかと指摘したけども、委員長のほうから、もう過去のことはいろいろ言うなということやから言わへんけども、その辺も参考にして発注してもらってるのかどうかということと、それから今、川村委員も話出たように、例えば午後5時の時報いつから鳴るようになったんか知らんけども、例えば教育委員会として、過去は午後5時になったら子どもは早く帰らなさいということは皆流してた。防災行政無線の中に流してないんか知らんけども、それと合併前と合併後と若干の差はある。そやから、全く同じようにするということやなしに、やはりその地域地域に応じたやり方もすべきやと思うし、毎年トランペット言うとするけども、全然やる気ない。前からも、副市長と言い合いましたけども、今の副市長違いまっせ。もともとの防災行政無線の出発は何やねん。外部のトランペットが主やないか。何で内部になったんよ。東日本大震災からやろうということになってきたら、やっぱり外部にもつけたらんと、農業どんどんやってはるところがある。外におったら何も聞こえへん。それを、ちょっと見てから見てからいうてもう何年経つねん。この市民の苦情ちゅうのは1つも耳に聞き入れようとしんない。この防災行政無線にそんな無償か有償かと、そんなことを議論するつもりはない。だからトランペット、必要な大字についてはつけるいう約束をしてもらいたい。それと、もっと防災行政無線といえども市民にPRすべきもんは、それを使うてしていく。電波の問題の関係あるんやったら、防災無線つけること要らん。そんなことないはずや。よその防災無線つけてる市町村でも、もっと詳細な連絡をしてる。朝早うするとか晩するとか、それは地域によって違うわけやから、それは朝しかあかんとか晩しかあかんとか、そんなことを私は言うつもりはない。だからもっと細かいPRというんか、市民に知らせるものは細かくサービスをしていく、それがやっぱり行政サービスや。今は3つぐらい言うようになってましになったけど、今までなんて1つ。時間帯でちょうどわしら飯食う時間ぐらいや、鳴んのな。だから、やっぱり中身をもっといろんな教育のこと、ほかの行政のことやるべきやというふうに思いますので、その放送の内容についての担当は企画やと思うけども、どういうふうにするのか。設置するほうは生活安全課やろう。それぞれをしてもらいたいのと、建設課は白線の関係、お願いします。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

区画線の設置の件についてでございます。区画線の設置については、道路管理者として点検した上で、設置する場所、大字要望から、また通学路点検における要望の中から設置しておるのが現状ではございます。ただ、通学路点検については今年度については実施しないというようなお話を聞いておりますので、その分については課として現場なり立会なりに行く際に点検等を行いまして、その分についても設置に向けていきたいと思っております。予算の範囲ではできる限りは設置していく方向で考えております。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの岡本委員の質問で2点目の防災行政無線の繰越しの部分でございますが、こちらにつきましては昨年度12月議会で、その前の入札で不落ということで工期を取るために繰越明許の承認をいただきまして、改めて入札をさせていただいて、令和2年1月30日付で指名競争入札により業者決定をさせていただいておりますことで、イコール、契約をさせていただいて、その後、年度終了後に改めて繰越した中で、今現在、今月末の工期で、今、設置に向けて最終段階に入っているところでございます。

台数につきましては、当初予算の段階での車載型10台、携帯型50台でございますが、台数については変更はしておりませんが、配置箇所についてはまた各方面と協議しながら設置を進める中で最終計画を進めておるところでございます。

さきの同報系の防災行政無線の屋外スピーカーでございますが、拡声子局のスピーカーでございますが、こちらにつきましては以前からもご答弁されてるとおり、今現在、本局なり踏まえて15か所のスピーカーを設置させていただいておりますが、こちらにつきましては当初からの予定どおりで、不特定多数の集まるところであったり、土砂災害等の多い山手を中心に付けさせていただいて、ほかのエリアで届きにくいエリアがあるというご意見は確かに多数いただいておりますことにつきましては担当課としても認識しておるところでございますが、今現在、今年度の予算においても対応はしてないところですが、今後についてはまた理事者とも協議しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員のご質問にお答えします。先ほども申し上げましたように、平成30年からデジタル防災行政無線を導入いたしておりますが、川村委員おっしゃいましたチャイムの件もありましたけども、夏休みに子どもの帰りを促すという放送につきましては、学校教育課から依頼を受けまして流させていただいているところでございます。また、放送の中身についてでございますけども、基本的に導入されたときからツイッター、SNSと連動もしておりますが、文字数の制限が一部ありますので、コンテンツの数につきましては1回につき3個以上は設定できないような感じですので、あまり数としては最大で3つの行事の案内になっております。また、そもそもこの防災行政無線の目的が災害時のときに大事なときに流せないといけないという大事な使命がございますので、放送の回数についてもそのようなコンセプト等踏まえながら、適切な内容を流していくように努めさせていただきます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 白線については、課長が点検をして、今年はPTAせえへんけども、点検をしてできるだけやっていくという前向きな答弁をいただいた、そのほうはよろしゅうお願いしておきたい

と思います。

その防災無線、これ言うてるけども、全然回答になってない。山手山手いうけども、どこ
の大字とは言わへん。しかし、平地についとるところあるやないかいうことや。お宅ら勝手に
15か所と言うてるけど、地元要望何も聞いてないやん。ほんで、今の答弁聞いたら全然つ
ける気おまへんねんと、勝手にしゃべっとけいうことやんか。そんな答弁ないやろう。自分
答弁でけへんかったら、ほかのもん答弁したらどうでよ。市民がずっとこれ言うてはんに、
いやそんなんできまへんねん、そんな答弁ないのと違うのか。この防災無線の台数まで言わ
へんけど、きちっとそれはこんだけ要んのか知らんけど、ほんまに災害が起きて70台近うも
あって一遍に入ってきたら、誰がこれ整理すんのかいうことも考えてんのかい。あんまり言
うたら、ちょかちょか構うな言われるから言わへんけど、当初予算から71台予算要望したあ
るわけやろう。今は60台とか言うてるけども、金額ほとんど変わってないやん。それと、何
ぼで契約でけたんか聞かへんだ俺が悪いんか知らんけど、そこらもやっぱりきちっとすべき
もんはきちっとやってほしい。だから、もう一遍、防災無線のことでトランペット、でき
るかできやんのか、もう一遍回答してほしい。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

まず、移動系の契約額につきましては、税込み4,345万円で落札で契約して契約繰越しを
しているところでございます。

それと、屋外拡声スピーカーにつきましては、先ほどの答弁と繰り返しもなりますけど、
あの当初、屋外拡声子局であれば、雨風、台風等で屋外であれば聞こえづらいという部分と
か、全国的にもいろいろ事例がある中で、確実にお届けするために、本市としては戸別受信
機を全戸配布でつけるということを積極的にやらせていただいた結果でございます。

今後につきましては、先ほど確かに今年度予算化されてない中で、今後についても必要性
を再度協議しながら検討したいということでご答弁させていただいたとおりでございます。

あと、位置につきましては、山手を中心ということから、別に山手だけじゃなしに平地の
部分でも全市で電波等届かない部分もありますので、その北の加守地区であったり新町公園
であったりのエリアにもつけさせていただいているのは事実でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 言い合いする気はないけども、あまり大字言うたらまた語弊あるんで言わへんけども、そ
んなトランペットのついてあるところ、距離的にも直線距離で300メートルもないところ
についてある。それが何でつけたんか、あんまり言うたらまた大字が怒らるさかい言わへん
けども、だから初めに、自分らが大字の要望何も聞かんと、職員が計画してやったわけやろ
う。ここが正しはんねんといって、それを最後まで踏襲していく。やっぱりこれはどうかな
と思う。これ、市長、答えてくれるんなら答えてくれたらええし、もう答えられへんねやっ
たらもう時間もないんでもう結構やけども、やめるまではずっと言うていかなしやあないと
私は思うとるさかいに、ちょっとでも改善できるんならしてほしい。

増田委員長 どうですか。

阿古市長。

阿古市長 委員のご質問につきましては、過去においても何度も幾度も説明をさせていただいて答弁をしておりますので、以前の答弁と同じでございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでございますので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時でございます。よろしくお願いいたします。

休 憩 午後0時35分

再 開 午後2時00分

増田委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 では、午前中に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

それでは、3款、4款のご説明をさせていただきます。決算書の57ページをお願いします。

3款民生費でございます。全体といたしまして53億4,592万788円、また4,500万円を繰越したいたしました。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では6億5,158万7,495円の支出でございます。人件費におきましては2億1,651万1,581円の支出でございます。めくっていただきまして、58ページをお願いします。福祉医療管理事業におきましては677万8,389円、後期高齢者医療事業におきましては3億3,960万1,716円、社会福祉総務事業におきましては676万3,106円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、社会福祉団体助成事業におきましては1,047万5,966円の支出でございます。生活困窮者自立支援事業におきましては360万277円、国民健康保険特別会計の繰出金といたしまして4,389万8,000円の支出でございます。めくっていただきまして、60ページをお願いします。後期高齢者医療保険特別会計繰出金といたしまして2,395万8,460円の支出でございます。

2目国民健康保険医療助成費では、国民健康保険医療助成費繰出金といたしまして2億263万8,434円の支出でございます。

3目後期高齢者医療保険医療助成費では、後期高齢者医療保険医療助成費繰出金といたしまして8,446万3,646円の支出でございます。

4目障害者福祉費では、10億1,052万9,526円の支出でございます。心身障害者医療扶助事業といたしまして4,816万848円、障害福祉総務事業といたしましては531万59円の支出でございます。下のページに移りまして、地域生活支援事業では4,877万7,824円の支出でございます。自立支援給付事業といたしましては6億5,321万2,283円の支出でございます。めくっていただきまして、62ページをお願いします。障害児通所給付事業といたしましては1億7,802万1,043円の支出でございます。障害者及び介護者各種手当事業では5,438万5,855円、その他支援事業といたしまして2,249万1,663円、介護認定審査会特別会計繰出金といたしま

しては16万9,951円の支出でございます。

5目老人福祉費では、5億2,372万8,468円の支出でございます。重度心身障害老人等医療扶助事業といたしまして2,531万3,726円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、老人福祉事業では1,887万1,922円、敬老事業といたしましては8,467万5,781円の支出でございます。めくっていただきまして、64ページをお願いいたします。生活支援・地域支え合い事業といたしまして187万3,664円、老人保護措置事業といたしましては689万1,126円、老人憩いの家管理運営事業といたしまして50万6,781円の支出でございます。介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金といたしまして3億8,159万8,186円の支出でございます。介護保険特別会計介護サービス事業勘定への繰出金といたしまして399万7,282円の支出でございます。

6目介護保険料助成費では、2,403万8,880円の支出でございます。介護保険料の助成費繰出金でございます。

7目いきいきセンターの管理運営費では、4,149万1,304円の支出でございます。人件費では1,441万6,968円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、いきいきセンターの管理事業では1,361万3,763円の支出でございます。めくっていただきまして、66ページをお願いいたします。生きがい対策事業といたしまして1,346万573円の支出でございます。

8目福祉推進費では、1億113万9,885円の支出でございます。福祉総合ステーション管理運営事業では7,621万4,011円、社会福祉協議会の補助金といたしまして2,492万5,874円の支出でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。4億99万6,960円の支出でございます。人件費といたしまして5,269万9,187円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、乳幼児医療扶助事業といたしまして5,116万3,788円、子ども医療扶助事業では6,169万2,238円、未熟児医療扶助事業といたしましては357万9,658円、児童福祉総務事業では1,154万3,027円の支出でございます。めくっていただきまして、68ページをお願いいたします。母子生活支援施設措置事業では390万389円、母子家庭等自立支援給付事業におきましては272万8,988円、児童扶養手当事業といたしまして2億675万3,980円の支出でございます。幼児教育・保育無料化事業といたしましては693万5,705円の支出でございます。

2目児童措置費でございます。12億6,203万3,332円の支出でございます。特別保育事業といたしまして1,203万1,160円の支出でございます。下のページに移りまして、民間保育所育成助成事業では604万7,452円、子どものための教育・保育給付事業といたしまして5億7,160万8,720円、児童手当事業におきましては6億7,208万円、施設等利用給付事業といたしまして26万6,000円の支出でございます。

3目保育所費では、3億4,635万3,820円の支出でございます。人件費におきましては2億2,416万1,630円、市立保育所運営事業といたしまして1億24万9,156円の支出でございます。めくっていただきまして、70ページをお願いいたします。市立保育所管理事業といたしましては、1,951万3,034円の支出でございます。71ページに移りまして、市立保育所管理事業、事故繰越分でございます。243万円でございます。

4目児童館費といたしまして、7,792万8,647円の支出でございます。人件費では1,785万939円、児童館・学童保育所運営事業におきましては5,444万6,073円の支出でございます。めくっていただきまして、72ページをお願いします。児童館・学童保育所管理事業におきましては563万1,635円の支出でございます。

5目ひとり親家庭等福祉費では、ひとり親家庭等医療扶助事業といたしまして2,529万9,662円の支出でございます。

6目地域子育て支援センター事業費といたしましては、1,220万8,124円の支出でございます。人件費におきましては694万7,441円、73ページに移っていただきまして、地域子育て支援センター運営事業といたしまして526万683円の支出でございます。

7目子ども・若者サポートセンター事業費でございます。9,801万3,286円の支出でございます。人件費といたしまして4,749万8,681円の支出でございます。子ども・若者サポートセンター運営事業といたしまして75万3,584円の支出でございます。めくっていただきまして、74ページをお願いします。子ども・若者サポートセンター管理事業では1,929万1,693円の支出でございます。子ども家庭支援事業では737万8,522円、75ページに移っていただきまして、子ども若者育成支援事業といたしましては2,309万806円の支出でございます。

3項1目国民年金事務取扱費でございます。1,186万6,702円の支出でございます。人件費におきましては941万1,219円の支出でございます。国民年金事務取扱事業といたしまして245万5,483円の支出でございます。

めくっていただきまして、76ページをお願いします。4項1目生活保護総務費におきましては、2,678万4,225円の支出でございます。人件費におきましては、2,007万9,190円の支出でございます。生活保護総務事業といたしまして670万5,035円。

下のページに移っていただきまして、2目扶助費では4億4,481万8,392円の支出でございます。こちらは生活保護費の支給事業になってございます。

5項1目災害救助金の支出はございません。

続きまして、4款衛生費でございます。全体といたしまして、12億903万8,883円の支出でございます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では2,285万536円の支出でございます。こちらは保健衛生総務事業でございます。

めくっていただきまして78ページをお願いします。2目予防費では、予防接種事業といたしまして1億1,226万4,634円の支出でございます。下のページに移りまして、感染症予防対策事業といたしましては、管財課配当では2万2,396円、同じく生活安全課配当では21万9,120円、同じく健康増進課配当としまして208万6,498円の支出でございます。

3目生活衛生費でございます。犬の登録及び狂犬病予防注射事業といたしまして45万3,398円の支出でございます。

4目健康づくり推進事業費では、健康づくり事業といたしまして3,354万6,923円の支出でございます。

めくっていただきまして、80ページをお願いします。5目母子保健事業費では、母子保健

事業といたしまして3,882万9,798円の支出でございます。

6目保健施設費では、1億604万9,400円の支出でございます。人件費といたしまして8,073万7,029円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、新庄健康福祉センター運営事業では715万5,244円の支出でございます。新庄健康福祉センター管理事業といたしまして1,815万7,127円の支出でございます。

めくっていただきまして、82ページをお願いします。7目環境衛生費では、5,105万9,557円の支出でございます。人件費におきましては3,472万7,595円の支出でございます。環境衛生事業では953万5,008円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、資源循環型社会推進事業では586万972円、地域環境対策支援事業では56万582円、公害健康被害補償事業といたしまして37万5,400円の支出でございます。

めくっていただきまして、84ページをお願いします。8目火葬場費でございます。火葬場管理事業といたしまして3,766万8,947円の支出でございます。

2項1目清掃総務費では、3,871万1,505万円の支出でございます。人件費といたしまして3,582万9,248円、清掃総務運営事業といたしまして75万613円の支出でございます。85ページに移っていただきまして、清掃総務管理事業では213万1,644円の支出でございます。

2目塵芥処理費では6億621万7,643円、人件費では1億5,632万9,619円の支出でございます。ごみ処理施設運営事業といたしまして2,526万2,530円の支出でございます。めくっていただきまして、86ページをお願いします。ごみ処理施設管理事業におきましては405万1,960円の支出でございます。クリーンセンター委託事業としまして946万円です。クリーンセンター改修事業としまして500万5,000円、可燃ごみ処理事業といたしまして4億374万14円の支出でございます。87ページに移りまして、資源ごみ収集事業といたしましては236万8,520円の支出でございます。

3目し尿処理費では9,229万1,415円の支出でございます。葛城地区清掃事務組合の負担金としまして7,417万7,407円の支出でございます。し尿収集事業といたしましては1,811万4,008円の支出でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費では6,909万5,127円の支出でございます。ストックヤード建設事業といたしまして2,965万1,127円の支出でございます。めくっていただきまして、88ページをお願いします。ストックヤード建設事業、繰越明許費分でございます。3,944万4,000円の支出でございます。

以上で3款、4款のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました、まず3款民生費に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。ないですか。

谷原委員。

谷原委員 質問させていただきます。ページ数でいきますと、67ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。そこに、20節の扶助費になるんですけども、右の備考欄のところ、乳幼児医療扶助事業、それから子ども医療扶助事業、未熟児は置いて子

子どもと乳幼児ということで、葛城市は18歳まで医療助成をしてるということで、それに当たるのかなと思うんですけども、1つお聞きしたいのは、現物支給と立替払いとあったと思います。その内訳です。これは子どもとそれから乳幼児と分かれてるんですが、その金額について教えていただけませんかでしょうか。

それから、2つ目になります。69ページです。3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費です。69ページですので3目保育所費の賃金ということになりますけれども、備考欄の一番下のところに保育士賃金というふうにあります。これは給与ではありませんから、当時は非常勤の方、アルバイト職員でしょうけれども、この人数と総時間、できたらそこでフルタイムで働いている方がいらっしまったのかどうか。このことについてお伺いいたします。

それから、3つ目ですけども、73ページ、3款民生費、2項児童福祉費、7目子ども・若者サポートセンター事業費ということで、ここの人件費のところに関わるこの報酬ですけども、1節の報酬のところは嘱託員報酬というのがあります。今年度から会計年度任用職員制度になって、制度とは変わってるんですが、昨年度はまだ非常勤職員とか嘱託員という制度でありました。この嘱託員というふうになっている、非常勤職員とか賃金職員ではなくて嘱託員となっているので、これがどういうことで嘱託員となっていたのか。宿直員の場合は夜間勤務もありましたし、フルタイムということで嘱託員で3年継続でということだったんですが、ここでちょっと嘱託員となっておりますので、ここがどういうことだったのかということをお教えいただきたいと思っております。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。

まず1点目の現物給付と、あと立替えとおっしゃってた自動償還払いとの内訳ですけども、決算書67ページに出ております乳幼児医療扶助費、これのほうは就学前の子どもに対しての分なので、これが全部現物給付に当たっております。子ども医療扶助費のほう、こちらのほうは小学生から高校生までが入っております。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず保育士の賃金のほうなんですけれども、まず磐城第1保育所なんですけれども、こちらのほうは9人、そのうち短時間が4人。磐城第2保育所でございます。磐城第2保育所が、非常勤職員保育士が18人、うち短時間保育士が7人でございます。當麻第1保育所でございます。當麻第1保育所は、非常勤職員保育士が8人、そのうち短時間の保育士が2人でございます。ただ、総時間のほうは資料を持ち合わせておりません。フルタイムの保育士はいないです。

以上でございます。

増田委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 子ども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こども・若者サポートセンターは、専門職が大変多い職場でして、その中でも嘱託員としまして昨年活動していただきましたのは、家庭相談員1名、適応指導教室の指導員1名、あと教育指導主事としまして、学校関係の連携を取るために校長経験者2名と臨床心理士1名の5名を嘱託職員として採用しております。こちらにつきましては多数の非常勤の専門職を束ねていくために、核となる職員の方を嘱託職員として採用させていただきました。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。続いて質問なんですけれども、最初の乳幼児及び子どもの医療費の扶助費のことですけれども、これは現在、現物でも立替払いでも、医療費が完全に無償になったわけではないと思うんですね。医院にかかるときに、レセプト管理かなんかで多分窓口で500円か1,000円か払ってるんじゃないかと思うんですけれども、それはどういふふうになってるんかということ、これは予算には上がってこないんだろうと思うんですね。お医者さんにそのまま行くんだろうと思うんですけど、制度としてどうなってるかということをお聞きしたいんです。

それから、2つ目のところでありますけれども、保育所で正職員の方と短期職員ということで内訳を教えてくださいましたけれども、短期職員はフルタイムではないということなんです、これは制度としてフルタイムをもう設けていないということなのか、ご希望で保育所を掛け持ちなんかされる方もおられたり、いろいろ自分の働き方の上で短時間にしてくれないと困るということなのか、どちらで短時間ということになっているのかということについてお伺いいたします。

それから、こども・若者サポートセンターのことですけれども、大変専門的な方をそろえていただいてバックアップしていこうということなんです、核となる方を嘱託員とすることなんです、この方たちの勤務時間というのはフルタイムになってるのかどうか。これについてお聞きいたします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願ひします。

未就学児を対象として、今までは医療期間等の窓口で保険診療に係る2割分の自己負担を一旦払っていただいて、その後、定額一部負担金として一部だけ負担してもらってる金額が1レセプト、診療報酬の明細書1つにつき500円、2週間以上の入院になると1,000円なんですけれども、それを差し引いた金額を口座のほうにお返しする自動償還方式というのを採用しておりました。ただ、この8月から、未就学児を対象として方法が現物給付方式に変わってまして、窓口での自己負担を一部負担金の500円もしくは2週間以上の入院は1,000円相当分だけをまず払っていただいて、残りは医療機関、国保連合会とか通して市役所とのやり取りで済ませていただいております。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

保育士のほう、基本的にフルタイムでという採用というか募集はなくて、7時間ですとか7時間30分とか、6時間なり4時間なりの勤務体系で募集をさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。よろしくお願いたします。谷原委員のご質問にお答えいたします。

こども・若者サポートセンターで令和元年度採用いたしました嘱託職員は、5名とも毎日7時間勤務の週5日、朝9時から5時までの勤務で活動しておりました。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初に、子どもの医療の扶助費のことなんですけど、これ私ずっと言ってきたことなんですけど、葛城市は大阪府に近いですよ。お隣が太子町です。県外からこちらに来られた方が、向こうではレセプト代の500円も含めて全くお金がかからないシステムを結構大阪は取られてるんですね、お子さんが熱出したからということではと来られて、財布忘れたと、でも大丈夫だと。500円です。たった500円ですけども、これ要求されて大変驚いたと。だから、市町村の1つの住民サービスの在り方、医療の在り方として、今後これぜひ考えていただきたいということを私も申し上げてきました。特に歯科医なんですね。これは多分、全国的にも福井県がこの500円を無料にしたら、歯科医にかかるお子さんが大変増えて、それは結果、子どもの健康に大きく寄与したと。後々その医療費が下がるというふうなこともあって、歯というのはもう悪くなると一生駄目になりますので、子どもが比較的早くかかるというふうなことで、この500円は効果が大きかったというふうなことを伺ったことがありますので、またそういうこともぜひ考えていただけたらと思っております。

2つ目は、これは保育士の件もこども・若者サポートセンターにおける嘱託員の方もそうなんですけど、言ってみれば短時間に設定してるわけですね。この間、保育所の問題、一般質問でも杉本委員のほうからされましたけれども、やはり保育所の施設の面積はあっても結局保育士がなかなか確保できない。こういう問題があって、それが1つ賃金の問題、もう一つは人間関係の問題ということで、これは本当にご苦労されて全職員にアンケート、面談をして意見も聞いて、非常に働きやすい環境をつくることで定着させましょうと、新任の方も含めてケアしましょうということで大変努力されてると思うんですが、賃金の問題も大きくて、これは大阪府に接してますので最低賃金も違いますし、葛城市が頑張って会計年度任用職員の保育士については単価を上げていただけてますけれども、また、こども・若者サポートセンターの専門員の方もそうなんですけど、5日間7時間で働いてたんですね。8時間で5日間になると、会計年度任用職員制度になると、手当、それから期末手当、いろいろ手当がつくんですよ。それが、僕は保育士の場合、確保が難しいときに、ぜひこれ制度としてこんななんすんだったら、何人かフルタイムの会計年度任用職員の枠を設けるということをすれば、確保しやすく、その方が引き続き正職員として場合によっては移っていただけるということもなりやすい、定着いう点でもあると思うので、これはぜひそこら辺の検討をこども・

若者サポートセンターも保育所も同じなんですけれども、これはお金のかかる問題でありまして、この点についてはぜひ、もともと会計年度任用職員制度は同一労働・同一賃金というそういう発想の下でやってるわけですから、官製ワーキングプアという言葉があるように、ずっと非常勤で過ごされるということが若い人にとっては希望のないことになりますので、ぜひその点はよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、民生費、70ページの保育所費、市立保育所の管理事業の事故繰越、これの件で、一応その事故繰越をしてある。どの理由で事故繰越の要件ができるんか。それと、完成ができないということがいつの時点で分かってんのか。

それと、いわゆる事故繰越の発想、部長がしたんか課長がしたんか知らんけども、先ほど言ったように、事故繰越、どんな理由で事故繰越が成立すんの言うとのわけやんな。だから、なかなかこの事故繰越というのは希なことをしたるわけやから、誰がこういう発想したんか。そこらを詳しい教えてもらいたいというふうに思います。

それから児童館、いつも聞くわけやけども、5館あんのかな。これの定数、それと実人数、それから職員数ということですね。何でこれ聞かいうと、いわゆる71ページの児童館・学童保育所の臨時雇用賃金、これが当初金額、予算が6,851万9,000円。12月に補正をして5,644万2,000円、また3月に補正をして4,828万2,000円。もう徐々に減ってきてあるわけやな。人数が集まらへんということで減ってきたと思うけども、こういう少ない人数で、学童保育を十分果たしていけんのかいうことも知りたいので、そこらをきちつと言うてもらいたいのと、ここでもう繰越明許4,300万円したんのかな。これはもう執行できてんのか、あるいはまだ執行できてませんよ、年内にしますよというふうになんのか、この3点お聞きをしたい。

増田委員長 井上部長。

井上子ども未来創造部長 子ども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員の1点目の事故繰越の経緯等についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、先だってより、過去におきまして、2回、3回ほどの議会で答弁をさせていただいておるんですが、そちらと変化の部分はございませんが、ざっと今ご説明させていただきたいと思っております。

まず、こちらの243万円という分でございます。こちらは磐城第1保育所の耐震診断に係る分でございます。平成30年度の予算として計上してたところでございます。こちらの分が、契約が平成30年9月27日から平成31年3月25日というところで契約をしておりました。こちらにつきましては、市内の6者だったと思うんですけども、入札をして委託契約をしたわけでございます。1者がお取りになって、本来であれば平成31年3月25日には完了する予定という委託契約でございました。

この委託契約の中には、種類、契約の内容ですが、まずはそちらの業者で耐震診断をしていただくと。そして今後の計画も、耐震に不足がある場合はどういったふうな方法がありま

すよというような、そこまでをいただく。そしてもう1点には、お墨つき、第3機関にその診断をした結果をお墨つきをもらってくださいと、こういったところの3点をお願いしていたところでございます。こちらにつきましては、本来であれば3月25日に検収をして、検収結果でこれで完了ということになるんですけど、その3月25日時点でできてるのが全てでございませんでした。ですので、第3機関のお墨つきの部分がもらえないということでもございました。ただし、これはどちらの判断になるかということになるんですけど、もっと早く先だってもずっとお問い合わせいただいていたんですけど、例えばずっとこの3月に入ってから持ち回り決裁を回ってますとか、いろいろなご報告を随時頂戴しておりました。こちら連絡は随時してたんです。ですので、繰越明許ということに万が一なるとするならば、1月の末頃に3月の議会の議案として上げる、そういった判断になろうかなと思うんですけど、そちらはもうできるということを知っていましたので、まずその時点では繰越明許という判断ではございませんでした。

そして、3月25日に一部の書類が足りないということで、これは2つの選択がございました。当時、当時の副市長とも相談させていただいたんですけど、1つはもう債務不履行というかできなかったということで、予算を流してまた新たに平成31年度の予算として、予算といいますかしかるべきときになると思うんですけど、補正になるのか、そういったときに上げてまた一からやってもらうという、これが1つの判断。

もう一つの判断は、ほぼほぼできて、お墨つきの部分だけがもらえないということなので、時期を延長ですよ。事故繰越という形になるんですけど、不測の事態、予想していた事態ではなかった、そのときにはできなかったということで、私もその事故繰越という言葉を知りましたときに、私も旧町時代に財政的なところも携わったことがあるんですけど、イメージ的には事故という名前を聞いたときには、「えっ事故ですか」というような感覚になりました。それは、私が知識的に事故繰越というのを持ち合わせてなかったんです。ところが、その事故繰越というのは、不測の事態でいろいろな様々な、主には突然の災害というところもよくクローズアップされるんですけども、その中の一部には、委託を受けられた方がその期限内に、委託ですので本来であればその期限内にできるということで入札に応募されて、そして契約を結んで、こちらその期限内でお願いしたいところなんですけど、不測の事態でございまして、そういった不測の事態になった場合には期限を、もうそこまでできてのだからこの判断は早いほうが良からうということで事故繰越にさせていただいて、その後、足らず分をしっかりと契約を完了していただくと、そっちのほうを選びまして、ですので事故繰越という形にさせていただきました経緯がございまして。

判断的にはそういったところで、どれが正しいのかと思うんですけども、すみません、そういったところで判断させていただいたところでございますので、ここに至る経緯の詳しくは過去のほうできっちりと述べさせていただいているところでございます。

事故繰越に関しましては以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いします。

学童保育所の定員と人数と指導員の数なんですけれども、まず新庄学童保育所、定員120人、登録人数256人、嘱託職員1人、支援員11人、補助員4人でございます。新庄北学童保育所でございます。定員120人、登録人数97人、嘱託職員1人、支援員2人、補助員2人でございます。忍海学童保育所でございます。定員60人、登録人数107人、嘱託職員1人、支援員3人、補助員2人でございます。磐城学童保育所でございます。定員160人、登録人数200人、正職員1人、支援員7人、補助員5人、當麻学童保育所でございます。定員60人、登録人数82人、嘱託職員1人、支援員4人、補助員2人でございます。あと、繰越しさせていただいた4,300万円の分なんですけれども、新庄幼稚園の西側の土地のほうは無事購入させていただきました。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 事故繰越しをいろいろ説明してもらった。今、部長言うてる不測の事態、これがほんまの不測の事態かいということやな。かなり無理してると。私の言いたいのは、その業者もそれはあるけども、今聞いてたら業者の責任やと言わんばかりに聞いてくるわけやけど、やっぱり発注した発注者側というのは絶えずそういうことを頭に入れとかんと、そやから大体逆算して3月25日まで終わろうと思うたら、今言うてるその外部委託、その分も何日かかんねんということぐらいは分かったるはずやと思うんです。そやから、今言われた1月で大体いけるやろうと。本来やったら繰越ししたらええねん、それはいけると聞いててんいうことになるけども、その結果論を批判してんねやなしに、やっぱりいかに自分の仕事に対する熱意というんか、私はそういうことが欠けてんのと違うんかなと思うとるわけや。何かもの言うたら業者責任というようなことを思ってる、私は何も業者の責任何も思ってる。それと、今言うたように、その不測の事態とええ言葉使うたる。ということは、これはよっぽどのことやん。そやからいろいろ相談していったと、結果はそうか知らんけども、やっぱりこういうことになって、そりゃまあいろんなこと考えてんと、どんだけできた、こんなやつといて、あと平成31年でしたらええと言うけども、契約したようなもん、そんな精算はできんことないやろう。もう一遍入札、そんなんできへんがな。いろんなこと考えたけど分からんことないけども、やっぱりきちっとそこらをやっとかないと、何せ法的には皆いけまんねんと、今聞いたら皆法的にいけんねんと。法的にいけんねんやったら、何もわしら指摘する必要何もない。だから、法的にいけてもいけやんでも、いけやんでもはちょっとあかんけども、すべきことはきちっとする、こういう姿勢やん。そやから、今この検収でも何かしたとか言うてやってるけども、これ成果聞かへんだけども、本当に成果が出たるかいうことやと思う。今、何も御託ばかり言うてんのと違う、全体から見てな。そやから、今後こういうことはもう絶対しないということにせんと具合悪いと私は思う。その辺だけよろしい言うとか、何ぼやいうと不測の事態、これはこれに該当しやんということも頭に置いてほしい。それから、今言われた学童保育の関係、人数ちょっとあと分からへんでトータルしてないけども、結局、要はその姿勢も皆含めて一番当初、大体何人ぐらい想定をしてこの6,800万円の計算をしてんのか。12月にまたこれ補正してるわけやろう。これは何人ぐらい想定して減額したんか、最

終的にはやで。3月補正4,800万円して実際は4,500何万円やから、そのぐらい大きな差はないか知らんけども、3月に補正して最終決算になるということになってきたら、かなりシビアに計算してるはずや。そこらももう一遍教えてほしい。それと、今言うた繰越し、これ土地は取得してますよということやんな。繰越明許の4,300万円か、これは全部してますよ。あとの使用料とか委託料、これはまだ未執行やな。これも皆終わってんのか。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

まず学童保育所の当初予算の組み方と申しますか人数なんですけれども、まず登録人数から登録された方全ての子どもが来られませんので、一応7割で予算を見させていただきまして、830人ほどで見させていただいております。あと、だんだんかなり減額させていただいたんですけれども、こちらのほうも児童の利用人数に応じまして支援員のシフト管理を調整したこと、また年度後半につれて高学年のお子さんはもう来られない子どもが増えましたので、予定より予算執行が少なくなったものでございます。残りの委託料とか、全て登記させてもらったり、そういうなんも全部済んでおります。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、報告してもらって、今言われるように、初めのと募集したときの人数と、その今、結果のはなかなか違う。まだつかみにくいと思う。そやけども、あまりにも荒っぽいと言うたら失礼やけども、金額的にぼーんと予算組んでぼんぼん下げていく。これ実際人数少なかったさかいいたようなもんやけども、人数多かったら、定数からいってもかなり増えてるところと新庄北のように定数割れてるところがあるわけやんな。新庄とか磐城、定数よりかなり多い。人さえ放り込んだらええいうわけにいかんやろうし、施設、磐城は立派な学童保育できてあるさかいに、磐城は定員200人と違うんか、160人て。あれは児童館か。児童館とは違うんやな。こんなん言い合いしとつてもしやあないけども、予算的にある程度シビアに令和2年度についてもやっていかないと、あんまりぼーんと大きな予算組むんは、減らすのは結構やけどもあまりにも差が大き過ぎるということで、気をつけていただきたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 岡本委員が言わはったことでちょっとだけ聞きたいんやけど、事故繰越のこんなん要件に多分合わんわ、こんな事故繰越のこんなんは。今の、前から言うてるやつやけど、この業者はまだ入札の参加資格を持ってんのか、この人、こういう扱いしたら。前にも指摘したように、あんまり能力をきちっと見やんとやると、ほんまに何ちゅうんか、業者そのものの、一般競争入札は誰でも手挙げて、こんな1人でやったはるところで能力のないところへやったらこんなことになる。本来の事故繰越いうたら、今言うたように災害とかそういうふうなことでどうしても繰り越さなあかんときはそうか知らんけれども、そちらに全く落ち度はないとは言われへんわな。そうか言うて、業者に落ち度がないんかいうたら、これずっと嘘つか

れてきたわけやろう。ようせんやつを業者が持て余したわけやんか。どないしたらええか分からんいうて持て余してて、最後に吹き出てきてるわけやろう。その人をまだその指名の中に入れてんのんか、ちゃんと処分したんか。俺それ聞いてないねけど、どないなんやろうな。

増田委員長 井上部長。

井上子ども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

ただいまの質問の中で、私ができる部分だけになりますが、お答えをさせていただきたいと思えます。今の分でいきますと、処分ということでお問い合わせいただきましたんですけども、契約書の中に、完了の遅延に伴う延滞金という部分がございますので、その部分は今の決算でも歳入のところで、金額は243万円の契約金に対する延滞した遅延した日数分掛ける、割ることの365ということで、金額には1万998円、これがペナルティと申しますか、お金をいただいた部分になります。

そして、入札の部分をお聞きやっと思ったんですけど、そちらにつきましては、入札の担当課ではございませんので詳しいことはお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。すみません。よろしくお願いいたします。

増田委員長 川村委員。

川村委員 先ほどの岡本委員のお問いで、今回の決算、大幅に不用になるということは、保育士が確保できなかった、いろんな意味で専門職も含めて確保ができなかったということで、その予算の組み方がどうだというようなお問い合わせでしたけど、令和2年の予算のときにかなりこのことは考え合わせた上で組んでくださってますよね。一応そういう方向でシビアに現状を踏まえて、ただ磐城第2保育所のリズム室の拡大、保育室にした、その辺りではもうちょっと増やしてるのかというところだけ確認したいんですが。

増田委員長 井上部長。

井上子ども未来創造部長 ご質問ありがとうございます。岡本委員のお言葉はきっちり受け止めていただけて、今年度の新年度につきましては、学童の部分は去年は70%の稼働で見えおったところです。いつも3月に減額という形になるんですが、去年につきましては変則的に12月に減額となりましたので、残りの部分はそれまでの6割稼働でしたので、6割稼働に対する職員数というところで組んでおったんです。ところが3月になりますと、やはりもっと利用率が最後になりますともう大きくなってこられて、来られる方が少なくなってまいりまして5割ぐらいの稼働率になりますので、結果3月ももう一度減額をさせていただいたというところがございます。そちらが学童でございます。

保育士の部分でございます。保育士の部分につきましては、当初、予算組みましたが、待機ゼロを目指して全員取るとしたらこんだけの保育士が要るだろうという分の賃金でございますので、そちらは待機ゼロを目指してずっと頑張っておりましたので、全員受け入れたとしての1年間の保育士の賃金を上げさせていただいたと。ところが待機も出てますし、職員も確保できなかったという部分での減額でございます。このことを踏まえまして、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、3月の新年度の部分につきましては、学童につきましては6割の賃金で、これでもし不足なくなるようであれば、そのときの説明だったんですけど

れど、副市長だったか私だったかが、またしかるべきときに補正で今度は上げるプラスの分になろうかと思っておりますのでお願いしますという話はさせてもうたんです。ところが今、コロナがこの2月から3月になりましたので、ですのでその部分が今後どのような影響になろうかなとは思っております。

あともう一つ、リズム室の改修の分でございます。去年に、この分はリズム室とランチルーム、磐城第2保育所なんですけれど、これを40人のお子様たちが使っただけ、今、2歳児に使ってもらってるんですけど、その改修をしまして今年度も使っておりますので、その部分は子どもを受け入れるキャパシティとして稼働させていただいてるという答弁になります。

よろしく願いいたします。

増田委員長 川村委員。

川村委員 実情、コロナが来ましたから、ちょっと読みが難しくなったということでしょうけど、精いっぱいこの不用、決算での誤差が出ないという努力はさせていただいてるということで、令和2年は読みは難しいですけど、一応そういう努力はさせていただいた上での予算をしていただいた、それが確認できたら結構です。

増田委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。75ページ、こども・若者サポートセンター事業費の中の、子ども若者育成支援事業についてお聞かせ願います。報告書に表をつけていただいているんです。まずはこういう新たな取組でやっていただいて、まずはこういう若者、子どもの相談を受けるのが、相談を受けてから全てが始まるわけで、これすごく大事なことだと思うんです。去年の分も比較させてもらったんですけども、相談回数、結構増えていっているんですね。

まず1つ目は、家庭児童相談、教育相談、ニート・ひきこもり相談とあるんですけども、ニート・ひきこもり相談というのは大体どういう内容なのかなと思うんですが、この上2つと、このもう1個下の巡回相談、この欄に関してはもうものすごく去年から増えてるんです。これ全部説明できひんと思うんですけど、どういう相談が主でどういう対応されているのかというのが教えてほしいのと。ただもう1個は、こんだけ増えたらめっちゃ忙しなってるんじゃないのという心配がすごかったんですけど、その辺の対応どうされているのか。この2点お願いします。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

まず、大きく分けまして相談内容としまして家庭児童相談といたしますのは、低年齢の子ども、主に家庭相談員の児童家庭相談室をこども・若者サポートセンターは併設しておりますので、そちらで対応させていただいておりますケースについて、この家庭児童相談として上げさせていただいております。こちらにつきましては、昨年度の4月、令和元年度4月1日に葛城市にも子ども家庭総合支援拠点を設置いたしまして、そのために家庭支援員としまして

常勤1名、非常勤1名の家庭支援員、家庭相談員を増やしております。その関係もありまして、より家庭に入り込みでありますとか、あるいは幼稚園、保育所との連携が取れるようになってきて相談件数が増えてきたところでございます。特に、昨年、平成30年度と令和元年度を比較しまして大きく増えておりますのが電話相談です。いろいろなケースがございまして、逐一確認等が必要なケースもございますので、その点につきましては電話等で確認を取りながら必要に応じて訪問相談を実施するというような流れで行っております。

続きまして教育相談なんですけども、こちらにつきましても大きな増加が見られております。こちらにつきましても昨年度からこの増加傾向があったのですが、また後ほどご説明させていただきますが、巡回相談で学校で相談をさせていただくのは主にお子さん方の相談ということになってきますので、その中で保護者の相談等が必要になってきたときには、まずはその所属する学校の管理下で相談させていただくのですが、必要に応じてこちらのこども・若者サポートセンターに来ていただいて相談していただくという流れができてきましたので、相談件数のほうが増加しております。

ニート・ひきこもり相談と申しますのは、こども・若者サポートセンターは妊娠期からおむね40歳までの相談活動をしておりますので、主に学齢期が終わった青年層の就労支援等がメインになってきます。そのための相談活動をさせていただいてるんですが、こちらにつきましては平成30年度と令和元年度はほぼ同数ぐらいなんですけども、こちらもちよっと重篤なケース等が増えてきました関係で訪問の件数が増えてきているというのが現状でございます。

巡回相談につきまして、杉本委員ご指摘のとおり爆発的に増えております。といいますのも、特に幼稚園、保育所低年齢におきましては、まずはその幼稚園、保育所での保育の様子を臨床心理士が保育士と一緒に観察をする、その上で保育士の相談に当たる、なおかつそこでまた保護者の方との相談に当たるというような形で、1人のお子さんについて複数の相談が実施される形で相談件数が増えてきているのが現状でございます。

対応についてですけども、この巡回相談につきましては爆発的に増えてきておりまして、教育委員会からのご要望、あるいは地域の保育園からのご要望等がございましたので、今年度、令和2年度は巡回相談員を増やしまして、少なくとも各校園所、市内の小中学校、幼稚園、保育所につきまして巡回相談を月1回は増やしているような状況になっております。以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。足でちゃんとアナウンスしてその成果が出てきてというところですね。これ、先ほども言いましたけど、まずは相談を受けることが大事やと思うんですけど、昨年のやつと比べてこの表のところが一番下に親の会というのが新しくできてるんです。これ、僕、勉強不足で申し訳ないので、ついでにこれと、僕、昨年これ聞くのを忘れとったんですけど、来所、電話、訪問、その他とあるじゃないですか。その他というのは何ですか。メールとかということですか。ここはよく分からないので、この2点教えてください。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

親の会と申しますのは、令和元年度に始めさせていただきました新規事業でございます。こちらにつきましては、特に特別支援学校、葛城市民で大淀養護学校でありますとか明日香養護学校に通っておられるお子さんをお持ちの親御さんと、市内の特別支援学級、小学校の特別支援学級。申し訳ありません。先ほどの養護学校につきましても、養護学校の小学部と市内の各小学校の特別支援学級入級の親御さん、保護者の方に案内を配布させていただきまして、その中から申込みいただいて、月1回のグループ活動をさせていただいております。そちらには、ファシリテーターとしまして臨床心理士が入りまして活動させていただき、その中でお互いにピアサポート、同じ立場におられる保護者の方々が、お互いの悩みを出し合いながらお互いに支え合う形を地域で作っていきこうということで始めたものでございます。

もう1点、その他でございます。申し訳ありません。家庭児童相談のその他93件と上がっておりますのは、例えば幼稚園、保育所に実際にそのお子さんの様子を観察に行く、あるいはそこで保育所等で親御さんが送ってこられたところに対応して一緒に話をして子育ての相談に当たるというようなことがここに入ってきます。ニート・ひきこもり相談のその他52件と申しますのは、これは例えば就労支援に入った場合にはハローワークのほうに同行する、あるいは障害等をお持ちの方で事業所等に行かれるときには、そこにも同行して一緒についていってそこに定着を促すというような活動をさせていただいているのが、このその他に入っております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。その他はそういうこと、なるほど。いろいろなことをされてはって、すごい尊敬させていただきます。あと、親の会、まだ更に新しいことをやられるという。先ほども言いましたけど、まず相談を受けまして、地道に広げていってもうて、今、相談件数が増えてきてるんですけど、これやっぱり相談される方は親切丁寧にやっていかなあかんので、増えたはええけども忙し過ぎてというのが僕、懸念したところなんです。一生懸命頑張っておられるんでそういうことないと思うんですけど、そういうことがないようにだけお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

奥本委員。

奥本委員 1点お聞きします。72ページ、4目児童館費の中の児童館・学童保育所管理事業、子育て福祉課、使用料及び賃借料の中の、AED自動体外式除細動器の賃借料なんですけど、これが20万4,876円。予算に対してかなり不用が多いというか少なくなってるんですけども、この理由、台数が減ってるとしか考えられない。その理由は何なんでしょうか。

増田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。調べさせていただきたいです。すみません。

失礼します。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 ページ数59ページ、まず1つ。3款民生費の1目生活困窮者自立支援事業の中の19節の生活困窮者就労準備支援事業費負担金108万6,000円の分なんですけれども、これの内容と就労につなげた人数がまず1点でございます。それだけすみませんが、よろしく願いいたします。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。ただいまの内野副委員長の質問に答えさせていただきます。

生活困窮者の就労準備支援事業、こちらにつきましては、まず長年ひきこもりとかそういった形でなかなかいきなり一般就労に持っていけない方について、その就労に必要な日常生活の自立、例えば朝きちっと時間に起きれるとか、食事もちょうと取れるとか、そういったこととか、あと社会的自立、これは人とのコミュニケーション、対人関係のコミュニケーションとか、人と目を合わせて話せないとかいう方たち、こういった方たちが対象で、私どものほうで相談を受けまして、現時点では奈良県を中心とした県内、奈良市を除く11市と奈良県とで共同で事業をやっております。それに対する一応負担金ということで、令和元年度につきましては108万6,000円を負担したものでございます。先ほど、これに基づいて就労に結びついたということでお問いをいただきましたけども、就労準備というのは先ほど申し上げましたように、なかなか一般就労にまずすぐに結びつかない方を対象にやっておりますので、その方たちをおおむね1年間かけてプログラムを実施いたします。先ほど言いましたように、その人たちが当事者同士、お互いに話し合う場を持ったりとか、就労の訓練、そういったことをやってだんだん慣らしていくというようなものでございますので、現時点では就労に結びついた方というのはおられません。一応、昨年度の新規の相談が実は1件ございまして、それ以外に面談は17件、電話相談も4件、プログラム実施が59件、やはりいろんな支援メニューが増えて、こういうのをやってみようかなというチャレンジ心を培うという意味では相談者側からは非常に好評を得てますし、その対象の家族の方からも、こういうのがあるんだなど、また今度利用していきたいなということで選択肢が広がっているという点では非常に有用であるので、今後、8050問題、今、社会問題となっておりますそういった問題に対応するために、これも続けて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。本当に粘り強い闘いになってくるかなと思うんですけども、例えばその支援員は何人在籍されてるんですか。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 こちらも奈良県のほうのいわゆる共同実施ということで、そちらのほうのサポートセンターで対応していただいています。私どものほうの窓口には2人相談員が対応しており

まして、その2人からそちらのほうにバトンタッチというか伴走型の支援を行っております、その2人の相談員がいろんな意味でアシストしながら、そちらのサポートセンター、奈良県のほうには基本的に専門的な職員というのが数名おられるんですけど、何人かというのまでは把握はしておりません。いろいろそれも専門職ということを伺っております。

以上です。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。去年は1人就労につながったということで、なかなか長続きもしないかなと思ったりもするんですけども、そこはもう本当に伴奏型で粘り強い支援をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

増田委員長 先ほど西川委員からご質問ございました、事故繰越に関する業者への対応について、管財課の課長お見えでございますので、ご答弁いただきたいと思います。

吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの子育て福祉課の事故繰越の業者の対応につきましては、令和元年6月6日から令和元年8月5日までの2か月間の指名停止を行っております。理由につきましては、葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領別表第1、4の3の契約違反行為等に該当するためということで、指名停止を行っております。ただ、現在は指名停止も解除されまして、業務を指名させていただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 西川委員、よろしいですか。

西川委員 はい、結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。ありますか。

谷原委員。

谷原委員 77ページになります。3款民生費、4項生活保護費の中の2目扶助費であります。この件について幾つかお伺いします。

1つは、20節の扶助費のところに生活扶助費から施設事務費まであるんですけど、この施設事務費というのがどういうものなのかということについてお伺いいたします。この成果に関する報告書の中に人数等も書いてあるので、これがどういうものかということをお聞きします。

それから、昨年度と比べて生活保護費は全体として少なくなってるんですね。その理由、これについて2つ目お伺いいたします。

3つ目ですけれども、これは成果に関する報告書の35ページに、この生活保護費の支給事業について詳しく書いてあります。開始、廃止ということで、生活保護を受給され始めた方と、その生活保護費については廃止された方ということで、死亡された方もいらっしゃいますけれども、稼働収入が増加して生活保護から脱出されたという方もいらっしゃいます。その一番下のところにその他というふうにあるんですね。廃止のところで、親類・縁者の引取りの下にその他とあるので、これはどういうことなのかということ、この3点お伺いいたします。

す。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。

まず1点目の質問の施設事務費でございます。こちらは、生活保護の施設として救護施設というのがございます。そちらが、居宅では心身等の状態が非常に問題があって在宅生活の困難な方を施設に入所させて生活扶助を実施する施設でございます。こちらにつきましては、その施設の働いておられる方たちの間接的な事務費、人件費または管理運営費とかそういったものに対して、いわゆる施設事務費として救護施設に支払うものでございます。

2点目の全体的な生活保護の現状ということで、昨年、令和元年度、実は平成30年度中に過去最高記録を記録いたしました。生活保護の場合は保護率というのがございまして、千分率で表すんですけども、一番トップになったのは平成30年度中で6.33パーミルという数字を記録いたしました。その後、平成31年度終わった時点で、それが5.93パーミルまで保護率のほうが落ちました。件数につきましては、そちらの開始件数、廃止件数というのが成果報告書に書かれているとおりになんですけれども、基本的に前年度はパーミルというか、保護率が下がっている分、その分やはり保護の人数の方も減っております。

主な理由は、先ほど申し上げましたように、死亡の方が昨年度は非常に多かった、13名ということと、あと管外転出ということで、生活保護の場合、そこに住んでおられる方を保護するんですけど、もし何らかの理由で市外に移動した方、これは一旦廃止という形になりますので、そういった方たちが増えたということで、それが大きな理由です。

稼働収入で逆に増えて廃止になったという方につきましては、こちらは先ほども申し上げました就労支援を生活困窮者の相談員も交えて一緒にやっております。ハローワークとも連携しながら、少しでも収入に結びつくように、生活保護の方たちに対して仕事に就いていただいて収入をアップさせると。いずれ、それがアップして、しばらくはちょっと様子を見ながら、すぐに廃止ということではないんですけども、そういう方たちが何人かおられまして、そういった形で就労収入の増加ということで4件上がっております。

あとその他なんですけども、その他の理由につきましては、死亡のところにも入ってるんですけども、もう勝手に申し訳ないですけどどっか失踪してしまって、失踪というのは完全な失踪とかあるんですが、あと刑務所に入ったとか、そういったことがその他に上げております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よく分かりました。施設事務費についても、自宅でなかなか生活できない方の保護ということでやって、その施設のほうに払われてるということでもあります。保護率もちょっと下がってるので、当然、費用も下がったということですけども、生活保護については受給できる対象者がなかなか生活保護を受けないというふうなこともあるんですけども、また今、新型コロナの件で非常に失業者が多くて、社会福祉協議会で生活福祉資金を借りてる方も非常に増加して、これが切れたら次は生活保護と、最後のセーフティネ

ットになりますけれども、来年等大変になろうかと思うんですが、先ほど、私はちょっと希望を持ってるのは、就労支援が非常によくやっていただいて、意欲を持って、また働けるようになったらそこで働いていこうということで、私もちょっと相談乗った方は、若くて病気がちだったけども、それが比較的立ち直って稼働するとかということになれば、抜きたいと。やっぱり非常に窮屈な制度です。だから、若い人にとっては一時的なものになるんだろうと思うんですけども、この点については来年少し大変なことになるかと思うんですけど、そこはセーフティネットとしてしっかりやっていただけたらと思います。これだけにしておきます。

以上です。

増田委員長 奥本委員の質問に、井上部長。

井上子ども未来創造部長 失礼いたします。子ども未来創造部、井上でございます。先ほどの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

児童館のほうの使用料、このような金額はどういったことかというお問い合わせでございました。まずこちらの分でございますが、使用料及び賃借料、この使っております24万6,780円、これは2つに分かれまして、1つは72ページの右のほうの上から5、6行目、14使用料及び賃借料、こちらの事務用機器賃借料でございまして、そちらの4万1,904円、そしてあとその下のAEDの20万4,876円、この金額になっておりまして、こちらにつきましては去年から上がったとか下がったとかいうものではなく、去年ベースでございます。その中で、繰越明許ということで、土地の購入で4,500万円を当初12月に補正させていただきまして、それを3月で4,300万円の土地と、そしてあと100万円、100万円ということで委託料と使用料及び賃借料に振り分けいたしましたので、これは繰越明許のほうの分も入っておりますので、以上が答えになると思います。

よろしく願いいたします。

増田委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、3款民生費に関する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時35分。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時35分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4款衛生費に関する質疑に入ります。説明終わってますので、質疑はありませんか。
内野副委員長。

内野副委員長 ページ数79ページです。2目予防費の13節委託料ですが、こっちの成果に関する報告書にはあるんですけども、報告書は36ページです。この風疹第5期の抗体検査と予防接種なんですけれども、これが初年度で3年にわたっての事業やと思うんですけども、今年度の対象人数が分かればと思って、1,126名が抗体検査を受けていただいて、そのうち抗体が十分量がなかった274名がワクチン接種をされたということなんですけれども、対象人数をまず聞

かせていただくことと、ただこの働き盛りの方々になるので、検査などはどのような、夜、夜間になるのかなと思うんですけど、後はまた会社の健康診断等でやっておられるのかなと思うんですけども、健診をどのようにされてるかいうところも分かりましたら教えていただきたいことと、それと、次のページの80ページでございます。ちょうど今9月でございます、9月はがん征圧月間になっております。余談になってまた委員長に怒られるかもしれないんですけども、スローガンもございまして、「いつ受ける？ 声かけしようがん検診」みたいなこういうふうなスローガンもあります。その中で、ここにがん検診の報告がずっとあるんですけども、もう全部聞かないで、特に女性特有の乳がんと子宮がんに関して、その中でもクーポン事業をやっていると思っています。乳がんが41歳、また子宮がんが21歳になるんですけども、この成果報告書にも書いていただいているんですけども、非常にこの人数が、クーポンをお渡しいただいているんやと思うんやけど、なかなか受けられないのか、受けに来れないのか、なかなか受診率が伸びないかなという中で、その2つの対象人数を教えてくださいということ、もう一つここでピロリ菌が書いてあるんですけども、ここじゃないかな、国保で言うたほうがよろしいですか。今言うても大丈夫ですか。いけますか。いいですか。そしたら、このピロリ菌、これも平成29年度から始めていただいたのかな、これで3年目かなと思うんですけども、毎年この人数が少なくなっているんですけども、これらについても推移が人数が少なくなっている理由等々も教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

増田委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。健康増進課のほうの課長を兼務させていただいておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず風疹の対象人数でございますが、人数としましては昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれまでの4,174人の男性に対して抗体検査を実施させていただいております。それから、その抗体検査を実施された人数が1,126名となっております、そのうち予防接種を受診されたのが274人という形になってございます。

続きまして、乳がんと子宮がんについてでございます。これにつきましては、先ほどご紹介いただきましたように、クーポンを発行して利用率を上げるように頑張っておるところなのですが、今現在の対象者数と利用者数というので、平成28年度からの対象者数と利用者数の人数を、乳がんと子宮がんの統計がありますので、まず乳がんのクーポン対象者、平成28年度が267人中、利用者は67人、25.1%でございました。平成29年度は280人で74人、26.4%でございました。平成30年度が278人で、71人が利用されて、25.5%。そして、令和元年度は276人で、65人が利用されて、23.6%という状況でございます。また、子宮がん検診のほうのクーポンにつきましては、対象者が平成28年度157人で13人が受診、そして平成29年度は159人が対象者で13人が利用されてまして、8.2%。それと、平成30年度が164人で12人となっております、7.3%。そして令和元年度につきましては172人で、受診されたのが14人で、8.1%となっております。

続きましてピロリ菌で、このピロリ菌の受診ということが少なくなっているということで

ございます。これにつきましては、対象者といいますのが市内在住の19歳から70歳未満の方、生涯に1度だけ受診可能ということで進めさせていただいているところでございます。検査実施方法は、集団健診時に検便による検査を1検体やっていただいて、委託料2,000円でプラス消費税、自己負担金は700円という状況で行っておりまして、実績ですが、対象者のほう2万2,395人に対しまして受診者数は367人となっております。受診された方のうち20.2%の74人が陽性という結果となっております。これにつきましては、結果、陽性という方につきまして結果を送付する際に、除菌についての説明や医療機関を掲載したチラシを同封させていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 鬼頭補佐。

鬼頭健康増進課長補佐 健康増進課、課長補佐の鬼頭でございます。よろしくお願いいたします。

風疹の対象者が働き盛りの男性で受けにくいんじゃないかということでのお話でした。受ける検査体制はどのようにということなのですが、個別で医療機関で受けていただくようになっておりますので、土曜の午前診とか夜診の時間帯で受けていただいている方もあったのかなと思われま。

以上です。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。あと、今年度と来年度、3年間にわたっての風疹の無料の予防接種でございますので、またよろしくお願いいたします。

それと、21歳の方が、AYA世代の方ががん検診を受けるというのは、非常になかなか行きにくいだろうと思うんです。そこで、昨年、子宮頸がんのワクチンを3名ほど受けていただいていたと思うんですけども、昨年というんか平成30年度はね。平成31年度は0人ということなんですけれども、これは今いろいろと新聞でいろんな副作用等々もあったから、なかなか市としても勧奨等はされてないのかなとは思いますが、やはりこれ予防できるがんでございます。これはできれば、多分このホームページでは、そこを押したら厚生労働省につなげて、この子宮頸がんのワクチンを受けたほうがいいのかいろいろと注意事項とか等々載ってるんですけども、ほかの全国見渡して、リーフレットとか情報をしっかりと市が訴えている市町村もございますので、できればそのようなこともお考えいただいて、これ本当に子宮頸がんの打つ時期が決まってるので、もうその時期しかないんで、やっぱりなかなか世界的にも日本が子宮頸がんのワクチン接種をされてないというのが不思議に言われるところもあるんですけども、そちらのほうもお考えいただいて、若い方のAYA世代のがんを撲滅するということで取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それから、83ページ、環境衛生費の中で再生資源回収助成金、当初予算は800トン、400万円。実績で503トン、251万5,000円といつものは聞いてるわけやけど、46団体。団体はそのぐ

らい減ってないねけども、回収のトン数というんか、これが非常に減ってる。それと、新エネルギーシステムの設置補助、これ当初作ったわけやけども、ちょっと教えてほしいのは、年間60件のやつが今実際68件になってると。これじゃあないねんけども、例えば分譲住宅の場合、もう既に建物と一対みたいな格好になって太陽光が上っておると。そういうようなところについても1件当たり5万円の助成をされてんのか。私、間違ってるか分からんけども、この当初作ったときは、そういう新しい家というのか、そうやなしに、今、太陽光ついてない家でもこれから普及さすというような意味でこの事業を創設されたように私は記憶してます。その辺で、今言われたように、たとえ3年、5年でも住まれたその建物に設置をする補助金やと思うとるから、その人は何件ぐらい。それと、もう分譲で、もともと建築の中に入ってる人が、もしそれも対象になったあんのか、何件ぐらいになんのか。そこらを教えてほしいと思う。ということは、今、分譲住宅、年間何件新しいの建ってるか。これは税務課の関係やと思うけども、そこらから見てこの件数が合うんかどうかいことですね。

それから、84ページの火葬場、いつも1トン当たりの燃料費を計算して、45リットル以下、大体これ資料見ると43.9リットルぐらいになっておる。工事請負費616万1,000円、この分については西側の防火扉というんか、それを修理されたということやけども、その火葬炉を今、3基入れ替えてる。上にそれぞれ煙突があって、飛灰というんかな、一番てっぺんで回転できる羽がつけてある、そういうようなところは整備はされてんのか。あるいは、もう外の分は全然手つけてませんねんと、いわゆる室内の炉だけを入れ替えましてんというふうになったんのか。そういうことを教えていただきたいというふうに思います。3点やな。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしく申し上げます。

岡本委員の質問でございますが、まず1点目、再生資源集団回収助成金についてでございます。今現在、子ども会等のPTA団体にご協力をいただいておりますが、回収量が年々減ってきているのが現状でございます。その原因といたしましては、少子化等の原因による実施団体の変化及び情報の電子化により新聞を取らない家庭の増加、また子ども会のお手伝いがなく委託業者に収集をしてもらっている子ども会が助成対象外になったこと等が挙げられます。また、クリーンセンターの回収は、古紙が月2回、古布が月1回で行っております。子ども会等がいただいている集団回収は、早くても月に1回、2か月に1回や、年に3回というような団体もあります。家に置いておくよりこまめに市の回収に出されているものではと推測しております。

次、2点目でございます。新エネルギーシステムの助成金、1件5万円の助成金についてでございますが、令和元年度で68件の助成をしておりますが、そのうちの分譲住宅が何件かということにつきましては、そこまで資料がございませんので分からないんですが、今では大体が分譲住宅で、家を建てるときに一緒に太陽光を設置されているところが多いかなと思われま。

次に、3点目でございます。火葬場の煙突につきましては、入替えとかはやっております。炉の入替えだけを平成28年度から3か年でやらせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 資源回収の分で毎年同じこと聞いとるわけやけど、実態としては今、課長言うてることやねけども、やっぱり今の時代にあまり子ども会、子ども会と言うのがどうかというふう思うけども、やっぱり何げなしに5円の助成金出してるということじゃなしに、毎年同じこと言うとなねけど、リサイクルを身近に感じてもらうというんかな、そういうことが大事やから、やっぱり何らかの形でそのPTAに集団回収してくださいということでPRするとか何かしないと、もうこれ自然消滅じゃないけども、もう消滅してしまうというようなことになりかねない。行政がいろんな事情があって、月1回、古紙回収やってる。それがええとか悪いとかそれは別として、そういうような方法をPTA通じてPRするというんか、できるだけ集団回収するようなことに努めてもらいたいというふうに思います。

それと、太陽光の関係あるいは蓄電池の関係やけども、今、課長の話では、大半が分譲住宅に設置された。これには5万円出てるということになってきたら、私の考えが間違ってるのか知らんけども、本来の目的と違うのと違うかないうふうに思うので、今言うてる、すむなら葛城市、これもあって80件ほど出ると。ところが、市内の人が、そのうちの半分いはるわけやんな。我々かてこう回ってて聞くのに、「分譲住宅えろう増えたな」と、ほんなら「岡本さん、大半、市内から市内へ移住してはるだけやで」というふうなことを聞いてたら、今聞いてたらほとんど半分強ぐらいは市内のマンションに入ってる人が建て売りを買ってる。結局、人口を増やす増やすいうて、市外から増えりゃああれやけど、市内、何ぼ変わってもうたかて総人口が増えへん。それと一緒に、それ全く一緒やないけど、その分譲住宅のところにつける、それはもう絶対あかんとは言わへんけど、ちょっと趣旨が違うんかないうふうに思うので、その辺をどういうふうに今後していったらええのか、回答できるんならやってもらいたい。

それと今、火葬場について言うてるように、やはりあそこはそういう煙とか出ませんよという話はしてるけども、若干はやっぱり年経ってきたら、飛灰という言葉を使うてええのか、特に煤がたまる。そやから、早め早めに上を回転させて外へ飛散さすというようなことを言うたら語弊あるか分からんけども、そういうようなことをして今までやってきてるわけ。だから、そういうようなことをしないと、もう機械と一緒にやから悪くなる率も多いということと、やっぱり絶えずそういう点検をしないと機械物については傷みが早い。だから、少のうても、担当になったら1年に1回、2回ぐらいは天井へ上ってその辺の状態を確認してほしい。そうしないと、建物ばっかし見てんのと違う。中の火葬炉だけを入れ替えたらあとは勝手に外へ行ってまんねんということやなしに、その辺もきちっと見てもらいたいというふうに思いますので、その辺もう一遍答弁をお願いしたいと思います。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 ご指摘いただきましてありがとうございます。再生資源集団回収につきましては、言われてたとおり、PTA、子ども会、その他団体につきましては、もっとリサイクル、PR、周知、広報等通じて積極的に行ってまいりたいと思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 私のほうは、新エネルギーシステム設置補助事業についてお答えいたしたいと思います。

この目的は、すむなら葛城市というような趣旨の目的ではございません。地球温暖化に端を発しました環境に対するその優しさを葛城市が新エネルギーに求めていくんだという1つの行政としての方向性を示す事業でございます。ですので、従前からお住まいの方が設置される場合も新居を持たれる場合も共に補助対象とするというのが当然であるのかなと思います。

それと、これは答弁を求められてないのかも分かりませんが、委員のご意見の中で、すむなら葛城市の事業、半分ぐらいが葛城市の市内からの移り住みではないかという、実際の数字は大体ほぼ半々ぐらいかなという認識はしておるんですけども、果たしてそれを区別することが可能なかどうか、いいのかどうかというのは、私は疑問に感じます。例えば、葛城市内でお住まいの年配の方も若い方も、葛城市内にお家をお求めになるということについては非常にありがたい。例えば、葛城市民の方が市外のほうにお家を求められるよりか、市内に求めていただけるということが、特に若い世代が多うございますので、そういう方々が葛城市内に住んでいただくということはありがたいもんやと思っております。市外からおいでいただくのと同等の公平な扱いをするというのが本来の趣旨やと私は認識をしております。

私のほうの答弁ができるのは以上かと思えます。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 3点目の火葬場の煙突の件でございますが、煤もたまるということでご指摘いただいておりますので、点検の項目に加えさせていただいて、これから現状確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から答弁いただきました。再生資源につきましては、一番積極的にPRしていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

太陽光については市長が答えていただきましたけども、区別するのかしやんのかという話もあったわけやけども、今言う、すむなら葛城市についても、平成27年10月かな、補正で上げてきたということで、今市長おっしゃるように、葛城市は結構なことにどんどん人口が増えていく、奈良県で一番よう増えたんねんと自慢してはるわけやけども、この建売分譲住宅ばかり言うんやないけども、実際にそういうような形で市内から来られた人も同じという解釈するんなら、何のために葛城市を選んで来たんやと。ほかにもそれはもちろんあるわけやけども、私はそうではないのと違うのかなというふうに思います。それと、太陽光については、地球温暖化、こういうのは分かるけども、当初の出発が違うのと違うかなと思うから私は言うてるわけで、これは市長になってされたんやなしに、以前からあるやつですやんか。だから、反対してんの違いますねんで。でも、そこらをちょっとはっきりしたほうがええのと違うかなと思うて質問してるだけであって、この制度はやめとけとか、そんなことを俺言うてるのと違うわけやから、そこらを誤解せんと聞いといてほしいいうふうに思います。も

う3回目ですので、答弁もらうこともでけへんで、一応それだけは言うときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 1点だけお願いいたします。これから生まれてくる子どものことについて、80ページの母子保健事業の中の妊婦健康診査の部分です。成果報告書の中に、38ページ、一番下の表なんです。妊婦健康診査の事業、母子健康手帳の交付が283人ということです。これからの推移、非常にしっかりと子どもを産んでいただくという環境も整えながら、手厚い施策はいただいていますので、しっかりと子どもを産んでもらって子育てできるというそういうプロセスをたどっていただかないといけないんですが、この母子健康手帳交付が、今回、決算書の中では不用も出てますので、予算立てるときは大体実績に合わせてやと思うんですけども、その推移、ちょっと減ってるということなのか。要するに平均、今までの実績から減ってきてるのかということ进行分析したいなと思いますので、ご答弁をお願いします。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

成果報告書38ページの母子健康手帳交付のほうにつきましては、283人と出ております。昨年は276人で少し増えてるんですが、予算化したときにはもう少し高い金額を見ておりました。

川村委員 じゃあ、なぜそれを見込んでたんかというところを。

増田委員長 見込みと違うやろうと言うてはんねん。

鬼頭課長補佐。

鬼頭健康増進課長補佐 健康増進課の鬼頭です。よろしくお願いたします。

この令和元年度の前、平成30年度に前年度から出生がたしか30名ほどか、それまでの流れからするとかなり落ち込みまして、ですので、もしかして元号が変わる年度にというようなこともおありなのかなということで、その減った分を令和元年度の予算に乗せて計上させていただいたんですが、実際はそれほど出生が増えなかったということになっております。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 令和元年の子どもを産んでもらえるかというところの、そういうことなんですね。思い切った予算組みをされたということなんですね。そういうことを想定してと、なるほど。実績としては若干増えてるということですよ。子どもを産んでいただくという、これほど望むことはありませんので、ぜひその環境整備とともに、そういった方向でいくように願っております。結構でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点、お伺いたします。

まず1点目は、先ほどの岡本委員の関連になるんですが、83ページの再生資源集団回収助成金のところなんです。これ、いろんな環境教育であったりとか再生資源のことを、いろん

な団体の協力を得ながら啓発活動をしていくというところに主眼があると思うんですけども、先ほだのご答弁の中で、去年もありましたけども、回収量が下がってる原因のところ、ライフスタイルの変化で新聞取らなくなるとかいろいろ挙げられてるんですけども、今の現状、今年の現段階の現状をお知らせしたいんですけども、実は、まず従来、その回収していただける事業者は大きく分けて2つありました。その回収した資源をどこに持っていくか。国内の場合、大手の製紙会社なんです。輸出の場合は、ほとんど中国です。これまでは、コロナの前までは、国内の製紙会社でほとんど値段つきませんでした。ですが、国内向けに回収した古紙を持っていく、これも1次問屋、2次問屋あるんですけども、最終的にそこところはほとんど値段つかなかったので、回収してもほとんど料金というか、向こうのお金はもらえなくて市からの補助金だけでやってたんです。ところが、コロナに当たって、中国は輸入をとめた。要するに日本から輸出できなくなったので、逆にその従来そのお金については、輸出に向けた古紙回収業者が全くお金くれなくなった。どころか、逆にお金を払うんやったら回収しますよという逆転現象も起きてます。そういうこともあって、今年もちょっといろいろ相談を受けて私も調べたんですけども、国内の製紙業者向けの古紙回収問屋しか、それも本当に微々たるお金なんですけどもお金つかなくなりました。実際のところ、子ども会、PTAもそうですけども、実際に環境教育とか言いながらも、これは運営費に充てられてるんですね。ところが、それやるに当たって、あんだけの手間かけてもなかなか収益上がりにくい。1つは市のこの助成金頼みだったんですけども、それがなかなか今しんどい状況。それともう一つは、市内に無料の古紙というか、そういう資源回収のスタンドができてるとご覧になってると思いますけども、あれが結構影響を与えてまして、ほとんど集まらないんですね。もういつでも24時間持っていけるということでそこに放り込まれるので、わざわざこの日のこの時間に出してくれといっても集まらないんです。そういう事情があるので、今後、この辺り、同じように啓蒙活動を進めるとおっしゃっても、社会情勢がそういうふうになってくるので、リサイクルのその辺の理念とか広めていくのであれば、この補助金以外の何か方策を考えていかんとあかん時期に来てるかなと思います。それがまず、何かお考えがあるのかどうか1点目です。

2点目、79ページ、犬の登録及び狂犬病予防注射事業なんですけども、これについてお伺いしたいんですが、報告書の中の37ページにその辺の項目がありまして、令和元年度末の犬の登録頭数1,726頭、予防注射済頭数1,312頭、これ414頭の差があるんですよ。要するに未接種ということだと思ってるんですけども、今、法律上ではですけども、接種されてない犬や予防注射を受けていない鑑札や注射済票を装着していない犬については、捕獲または拘留対象となつて、所有者は20万円以下の罰金となってますけども、この414頭についてその対象になるんじゃないかと。この辺の指導というのは保健所の領域かなとは思ってるんですけども、市はその辺は何も関与しないのか。それが2点目。

3点目、83ページの一番下、これは従来の予算のときも聞きそびれて今まで来てるんですけども、公害健康被害補償事業、公害健康被害補償負担金とあります37万5,400円、これは一体どういうのかという中身だけ教えてください。

以上、3点お願いします。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしくお願いします。

集団回収の助成の件でございますが、今、ご指摘いただいた、売るにしても微々たるもんやということで助成金が頼りになってくるということでございますが、それと民間の古紙回収の業者が増えてそちらに持っていかれる方もあるということですので、その社会情勢の変化、そこら辺も研究させていただいて、次の方策があるかどうか、そこら辺も研究させてもらいましていかしていきたいと思っております。

あと2点目でございますが、犬の登録数の差分414頭でございますが、これは注射していない犬の頭数でございます。この414頭の中には、もう既に死んでいる犬も含まれております。今現在は、注射していない犬の飼い主の方については、特に文書でのお知らせ等はしておりません。今後、そこら辺につきましても、注射がまだですという形のお知らせも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの公害健康被害補償負担金について説明させていただきます。これは、公害被害の特殊性に鑑み、汚染原因者負担等を前提とした民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に公害健康被害補償を制定されたものでございます。これは、補償給付及び公害保健防止事業に必要な費用の相当分、これは汚染負荷量賦課金、特定賦課金をばい煙発生施設設置者または特定施設設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付するというものでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず集団回収ですけども、単価を上げろと言ってるんじゃないんで、もうそれを当てにされてない団体が今後増えてくるということなんです。まだまだ当てにされているところ多いと思うんですけども、そうなったときに葛城市としてそういうような環境教育をどういうふうに持っていか、助成金というんじゃないんで違う方策ないんですか。今、なかなかこれから考えていくということやったけども、そういう考え方も今後必要じゃないかなと思って質問させていただきましたので、またその辺考えてください。

それと、犬の登録に関しては、もう死んでしまって登録だけ残ってるということでしたけども、この辺、予算としてつけるのであれば、その辺まずはっきりさしとかんとあかんのかなと、どんどんどん積み上がって行って予算だけ増えるけど、実際には注射するのが少なくてこれで済みましたという、だんだん乖離が大きくなっていくような気がするので、その辺の対応だけお願いします。

それと、最後の健康被害の件に関しては、今何か出てるというんじゃないんで、それに対する積立てみたいな感じで補償に回すというお金でということですね。分かりました。あり

がとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 今の奥本委員の関連で申し訳ありません。犬の登録及び狂犬病の予防注射事業ということなんですけども、ここで話が横にそれるかもしれないんですけど、最近、私の周りで犬にかまれたとか、また犬がぱっと来て、ほかにもあるんですわ。わっと来て倒れたときに肋骨にひびいったとか、最近本当にこの犬に被害を受けるその方々の声がすごく届けられてるんですけども、その中で、例えば自動車保険に自転車保険がついているみたいな感じで犬の保険というのがあると思うんですけども、こういうようなところも例えば周知していただくとか、そういうようなことができるのであれば、そういうようなことは何かされてますか。犬の飼い主が入る保険です。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしく申し上げます。

今、内野委員ご指摘の犬の保険ですけども、私も勉強不足で今初めて聞きましてんけども、そういう保険があるのならば、広報、ホームページ等とかでも喚起して周知してまいりたいと思います。

以上です。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 突然、昨日おとついと犬の被害遭った方からいろんなご相談を受けたので、今その犬の登録の話で犬が出てきたもんで唐突に言ってしまったんですが、またもし犬の飼い主が入れるというような保険があるみたいなので、またお調べいただいて、また周知のほうができるのならばよろしくお願ひいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ページ数でいきます。78ページの4款衛生費、1項保健衛生費の2目予防費の中の委託料ということで、高齢者インフルエンザ予防接種委託料というのが約2,400万円ばかり上がっております。成果報告書のほうには65歳以上ということで人数も載っているところなんですけれども、これは今、葛城市は幾らか補助してると思うんです。多分その補助に関わる委託料なのかなというふうに思うんですけども、その内容について詳しくお願ひしたいと思います。近隣市でも高齢者についてはインフルエンザワクチン無償にするとか、大阪市もそういうふうなことを打ち出されましたけれども、今後、冬にかけて政府のほうも10月1日から早めに高齢者についてはインフルエンザワクチンが打てるようにすると、ほかの方は26日からというふうに差をつけて、できるだけ今のコロナ禍のこともありますので、今後、葛城市で考えていく上で、決算でどういうことになっているのかということをお願ひしたいと思ひます。

2点目ですけども、4款衛生費、それから2項清掃費の2目塵芥処理費に関わって、2つほど質問したいと思います。1つはこの備考欄のところでありまして、この中の13節の委託

料がどうも私もよく分からなくて、この記載が。と申しますのは、86ページの上のところには可燃ごみ処理事業（クリーンセンター）となってるんですね。これは可燃ごみの処理事業ということで、それぞれの節で費目が書いてある。下のページに行きますと、資源ごみ収集事業、これ資源ごみのほうですね。上は可燃ごみでこちらは資源ごみのほうですが、これも括弧してクリーンセンターとなっているんです。しかし、委託料が、資源ごみ収集事業については236万8,000円程度となっております、これは明らかにこういう区別の仕方はおかしいんじゃないですかということで、私は予算のときにもこの仕切りについて言うたんです。というのは、もう昔の新クリーンセンター以前の項目とかなり変わってるんですよ。だから、よく分からないんです。実際のところ、資源ごみについてはクリーンセンターのリサイクルセンターの運転管理事業及び収集事業ということで、本来は下の資源ごみ収集事業費に入るんだらうと思うんですけれども、一体ここがどうなってるのかということをお聞きしたいんです。つまり、焼却炉についての契約書があったと思います。それから、クリーンセンターの要はリサイクルセンターについての運転管理の契約及びその収集運搬の契約もあったわけですから、必ずこれを分ければ、可燃ごみと資源ごみと分けてきちっと我々も把握できるということになるので、ここがどういう金額になってるのか。実際のクリーンセンターのリサイクルセンターの運転管理及び収集事業を入れた場合どうなるのかというのを教えていただきたいと。実際私調べてみますと、委託料のごみ焼却施設運転管理委託料2億4,700万円、ここにクリーンセンターのリサイクル施設の運転管理及び収集運搬の契約費用が入ってるわけですよ。これは、切り分けて資源ごみのほうにしてもらわないと正確な理解が我々もできませんので、これは予算のときも同じですけれども、こういう形は改めていただきたいということも含めて、どうなってるのかいうのをお聞きします。

それからもう3点目ですけれども、これは成果報告書ですけど、41ページです。可燃ごみ処理事業ということで、このクリーンセンターのところ、ここを見ますと可燃ごみ処理事業となっているのに、（1）可燃ごみ収集・処理事業一覧表があります。（2）資源ごみ収集・処理事業、ここに大型ごみ、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトルと書いてあるんですね。だから明らかに可燃ごみの処理事業の中に資源ごみまで入れ込んでこの4億幾らが出てるので、ここも同じ体裁で改めていただかないと非常に具合悪いと。しかも、これは質問ですけども、これまではずっと、成果報告書の中に、それぞれ（1）（2）（3）、言うてみれば費用が書いてありました、幾らかかったか。つまり、コストが計算できるようになってたんですよ。大体、焼却ごみでコストが幾ら、資源ごみでコストは幾らかかっているか、去年の成果報告書、おとし、その前ずっと書いてあるんですよ。何で今年これ抜けたんですか。可燃ごみ収集・処理事業費幾らで資源ごみ処理・収集事業は幾ら、そうすればちゃんと大体コストがざくっとしたもんですけど分かるんですけど、これちょっと教えてください。分かれば、そこもきちっと答えていただきたいと思います。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

私のほうからは、高齢者インフルエンザの予防接種委託料2,472万9,100円の内容と接種率

等について説明させていただきます。高齢者インフルエンザの予防接種の対象者につきましては、接種時において満65歳以上の者、または満60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者で、身体障害者手帳1級またはそれに準ずる基準にある者となっております。自己負担金は1,000円で、生活保護の方、非課税世帯に属する方につきましては免除措置がございまして、接種委託料は1件当たり5,310円という形になってございます。

令和元年度の接種対象者についてでございますが、令和元年10月1日時点の65歳以上の人口が1万317人でございました。接種率は52.3%という状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしくお願いいたします。

今、2点ほどご指摘を受けた件ですけれども、3月議会予算のときにも同じようなご指摘を受けております。そのときにも答弁させていただいたんですけれども、こちらのほうの解釈、皆さんの解釈、いろいろあると思うんですが、より分かりやすい形で、次年度からにつきましては分かりやすいような表記をさせていただくということで答弁させていただいたような記憶がございます。今回ですが、先ほど言っておられましたごみ焼却施設運転管理委託料のほうに、焼却のほうは8,700万円ほど、リサイクルの委託料が1億6,000万円、合計が2億4,700万円ということになっております。それから、この資源ごみ収集事業でございますが、これは資源ごみ分別処理委託料ということでございまして、これは有害ごみですね。乾電池、それから蛍光灯、その処理委託料ということで年間約10トン余りですか出てきておりますので、その処理量ということで上げさせていただいております。それから、報告書、こちら41ページのほうです。今回からこの表記のほうが変わったというのは、その予算書の事業に合わせた形での資料ということで、こういう形を取らせていただきました。今ご指摘いただいたように、非常に分かりにくいもんということであれば、こちらも改めさせてもらってより分かりやすい方向でさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

谷原委員 数字を言うてほしいんです。表記は一緒なんですよ。去年と一緒やから、(1)と(2)のそれぞれの事業費が入ってたんです、去年までずっと。それで出るから、それを聞いてるんです。この表のところは全く変わってないんです。ただ、その事業費が抜けてる、(1)、(2)、(3)。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 すみません。ちょっと足し込んでいく時間が必要となってきます。お時間いただいてよろしいでしょうか。

増田委員長 はい。それでは後ほどご説明をお願いします。

谷原委員。

谷原委員 1つは最初の高齢者のインフルエンザワクチンの件ですけれども、1,000円の補助で5,000人ほど今受けておられると、それで五十数%の方の受診率ということなので、無償にするには

大体計算できるなと思って聞いてたんですけども、またそこら辺はいろいろと検討なさっていただけたらと思います。

この件はこれで終わっておきますが、可燃ごみと資源ごみのほうなんですけれども、これについては、先ほど可燃ごみのほうに資源ごみのクリーンセンター、リサイクルセンターのほうも混ざってるということでざくっとした内訳をお聞きしましたけれども、これはもう意見ということで、1つだけ聞きますね。実は私が聞きますのは、環境省が一般廃棄物会計基準というものを平成19年6月に作っておりまして、というのは塵芥処理費というのは、どの自治体も非常に予算に占める、あるいは決算でもそうですけど、財政に占める割合が高いので、市民にぜひ協力してもらわなあかんと。分別もそうだし、それから可燃ごみについてもできるだけ生ごみを出さないとか、いろいろと協力してもらうがためにコスト意識をしっかり持ってくださいねということで会計処理基準というものを示してるんですね。その中には原価計算書、それから行政コスト計算書、それをどういうふう処理するかいうこのマニュアルまでできてるんですが、こういうものについては葛城市は作っておられますか。作った上でこの決算の数値まで出てきているのかということ、そこをお聞きします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

今ご質問いただいたような件について、葛城市のほうでは私の認識の中では作っていないというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 それでは最後に意見だけですけども、なぜ環境省が作れというふうに言ってるかということ、類似団体と比べてどれだけコストがかかっているのか、これだけかかっているからもうちょっと市民に協力してもらおうとか、あるいは収集形態を変えて市民に協力してもらおうと。つまり、コストを意識した事業をやっというふうなことで環境省が作ったものなんですね。トン当たりのコストが幾らかかっているかも含めて分かるような、出せるような原価計算書とか行政コスト計算書になってますので、これは国の政策としてそういうのは出して、全国的にどこまで進んでるか分からないんですけども、ぜひ葛城市でも適正なコスト計算をして、効率良くコスト削減ができるように、市民に協力できるように、こういうものをぜひ作っていただきたいということをお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。私も、78ページの2目予防接種事業、これもこの報告書から見せてもらって、先ほど内野委員もおっしゃってたんですけども、受けられてる方がゼロというのが2項目あるんです。ポリオと子宮頸がん予防ワクチン、これゼロ。今年のやつを見ても少ないんですけども、予算上げた限りは受けていただきたいというのが僕の思いなんですけども、僕はこういう系統はあんまり詳しくないんですけども、なぜこういうことになるのか、そして来年に向けての改善策等あれば教えていただきたいと思ひます。ゼロというのは

あまりにもなんでね。

もう一つが、予算書、次のページの感染症予防対策事業、健康増進課のことについてお聞きしたいんですけども、この内訳はハンドソープと消毒液と体温計となってるんですけども、これは数を見てもちょっとぴんと来ないんですが、これはどこに置いていると聞いたらややこしいので、足りてるんですかね。足りてへんところというのはないか、全部にちゃんと配れているかどうかというのをお聞かせください。

この2点、よろしく願います。

増田委員長 鬼頭補佐。

鬼頭健康増進課長補佐 健康増進課の鬼頭です。

まずポリオの予防接種のことなんですが、こちらのほうが平成24年11月から三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた4種混合ワクチンへの接種へと移行されたためということで、もう4種混合で受けていただくようになってきているということでございます。

それと、子宮頸がんのワクチンについてなんですが、こちらのほうが1度、予防接種法に位置づけられて接種が始まったんですが、健康被害の問題がありまして、国のほうでも調査中でということで、積極的に接種を勧奨すべきでないというふうな国の方針が出たため、一応受け入れる状況は整えてはおるんですが、積極的にお勧めしないという状況によりまして実績がゼロということになっております。

以上です。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

杉本委員からご質問いただきました、79ページの感染症予防対策事業、健康増進課分についてでございます。この中で2つ、消耗品費と医薬材料費がございまして、その中身としましては、非接触の体温計と泡ハンドソープ、そういったものを当時この4月になるまでに、コロナウイルスの感染症が始まってすぐのときに準備させていただいたものでございます。それと、医薬材料費につきましても健康増進課でまとめてアルコールの手指消毒液を確保するためにこの予算を使わせていただいて確保していったものです。

それが足りてるかというご質問でしたが、それ以降につきましても新年度予算で引き続き購入をし続けて、一定量の在庫を持って進めてさせていただいているところでございます。

また、非接触体温計につきましては、前回の補正予算のときに予算いただきまして確保できてる状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ハンドソープとかは足りている、随時買っていただいている、その辺はしっかり状況見て願います。この予防接種に関しては、これから傾向というか対策というか、もうこのまま置いておくという状態ということですね。僕、その辺詳しくないんですけども、次はもうポリオは項目としてはなくなってる、どうなんですか。その辺が、僕分からない。

増田委員長 鬼頭課長補佐。

鬼頭健康増進課長補佐 ポリオのほうで、法改正になって4種混合ができる前に受けかけた方が完全に接種が終わっておられたらもうないんですけども、今、一定期間受けられなくてまた再開となった場合はもともとのワクチンで受けられるという可能性もあるということで、一応予算的には続いて確保させていただいているという状況で、子宮頸がんにつきましては、もう国の動向を見ながらまた勧奨させていただくということになると思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、塵芥処理の関係ですけども、87ページ、焼却の処理量、平成29年から新しなって大体1万1,000トンぐらいからちょっと増えてきてある状態。その中で見てますと、直営がちょっと増えてきてある、委託はそのぐらい増えてきてないということになっておるわけですけども、いわゆる残灰の量がどのぐらいになってんのか。今の実績見させてもうたら、1万1,356トン进行处理していますよと資料に出てるわけやけど、それに対する残灰がどのぐらい出てるんか。それと、収集運搬、トン幾らに最終なってんのか。大阪湾、最終はトン9,072円の金額は変わらんのか。

それと、犬猫、先ほどから話出てるわけやけど、今、課長の話では登録が414頭という数字を言われたと思うんですね。去年平成30年でも、231頭処理してるわけ。今年、今、逆算して、この執行379万1,000円、これを1万8,000円で逆算したら210頭ほど処理したようになってる、計算上やで。ところが、昼も夜も全て業者に委託してんのやなしに、いわゆる勤務中というんか、そのときは職員が恐らく直営で処理、集めに行ってるというんかな、そういうことをやってるし、土日、晩になってきたら業者直接ということになってると思うんやけど、あまりにもその登録頭数に対する処理頭数というんか、ちょっと言葉は別として、半分ぐらい処理してるようになるわけやけど、ここらをもう少し教えてほしいというふうに思います。

それから、88ページにかけて、地域循環型のこのストックヤードの工事の発注の仕方で、私が疑問に思うのは、一番当初いわゆる総合発注というんか、建物、電気、外構、いろんなものをすっきり入れて発注は通常するのと違うんかなと。今回それがなぜできへんかったんかなというのと、途中で12月やったかな、電気工事を入札された。それで、3者あったかな。1者が落札までいかへんだか知らんけども、1者が随意契約できる状態にあったのと違うんか。それが変更してある。それと、外構工事、これも分割してあるわけやけど、普通、外構工事というのは土木の範囲に入ってくるんかなというふうに思うんやけども、この場合は3者契約して1者落札してると、これ随意契約か何かなってんのかな。こういうようなことになっとなんかでも、私よう分からんのは、一番当初さっき言うたように総合発注というんか、今、ほかの建築、幼稚園とかやってるわけやけど、ほとんど総合で発注してあると思うんやんな。幼稚園1つにしたかて、電気もありやあ、外構もありやあ、いろんななんもあると思うんやけど、どうもこれ分離発注されたので、なぜこう分離発注されたんか、その辺を教えてください。

いただきたい。最終的にこれ8,000万円ぐらいになるのかな、総工事費というんか。その辺も分かりやすいように教えてほしいと思います。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

先ほど、残灰の処理、運搬等についてでございますが、残灰運搬につきましては1,406トン、それから最終処分、これフェニックスでの最終処分の量になっておりますが、これは1,447トンでございます。この誤差につきましては、焼却残渣とか煤塵プラス、不燃物というものがございまして、そちらのほうも処理をさせていただいておりますので、合算として1,447トンとなっております。

金額でございますが、昨年度、消費税のほう変わっております、前半は1万908円で、それから後半が1万1,110円という、それが合算という金額になってございます。

以上でございます。

岡本委員 残灰のやつやで、運搬に1万何ぼしてるやんか。いつも予算の設定金額とかつけても、実際の契約金額はがたっと下がってるやん。ほんで、実際何ぼやと聞いている。

白澤クリーンセンター所長 業者のほうですね。4,536円でございます。

以上です。

岡本委員 フェニックスの処理費何ぼや、9,072円か。

白澤クリーンセンター所長 フェニックスのほうは、前半が1万908円で、消費税が変わっておりますので10月から1万1,110円です。

以上です。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしく申し上げます。

ストックヤードの件でございます。まず1点目に、先に総工事費の内訳について説明させていただきます。ストックヤードの建築工事としまして当初契約で4,471万2,000円、そして電気設備工事分の追加変更契約で1,178万9,280円、そして電気設備工事分の消費税増額分で21万8,320円の変更契約、次にごみが出たことによるふるい分け作業と処分費用による増額等によりまして311万5,200円の変更契約をしております。合計で、建築工事としまして5,983万4,800円になります。

次に外構工事のほうでございますが、当初に1,958万円、追加の変更契約としまして街路灯、表札看板、調整池の周辺の安全対策としてフェンスの設置及び防草工事等による増額で244万9,700円、合計で外構工事としまして2,202万9,700円、総合計といたしまして8,186万4,500円となっております。

次に建物、電気を分離発注した件でございますけれども、当初の発注設計には建物、電気設備を含めて考えておりましたが、この内容だと不落になるだろうとの推測がなされて、設計を見直しました。予算が5,800万円でしたので、設計額を上げての見直しはできなかったので、下げての見直しを行いました。その結果、電気設備工事を外しての当初の発注となった次第でございます。電気設備工事につきましては、令和元年5月29日に入札の予定でございます。

ましたが、4者中3者が辞退したため中止となりました。そのため、建築工事の業者と追加変更契約をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

犬猫死体の処理でございますが、前年度194件でございます。金額のほうは379万1,880円。前年度平成30年度よりも約56件の減となっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 犬の猫のやつやん。今、これ去年231件の報告もうてんのと違うん。それと金額変わってないんやろう。ほんなら、去年と今年とえろう変わらへんのに、何でこんな231件で、149件やとこの金額になるの、1万8,000円。今、1万8,000円と違うんか。当初予算のときに1万8,000円、1か月20頭、その12か月でこう来たあるわけや。240頭ですよというて予算要求してるわけやんな。これは要求やん。決算というのは結論出てるわけや。それで行ってんのに金額合わへんがな。使った金額を1万8,000円で割ったら、わし頭悪いさかい計算間違うてんのか知らんで、だから使った金額を1万8,000円で割ったら頭数出てきよらへんねん。これ、何でそのくらい違うんか、また答えてくれたらええやん。

そういうことと、このストックヤードのやつよう分からんねけども、いろいろ詳しい説明してくれたけども、要は結論言うたら、総合で行こうと思うたけども予算が5,800万円しかなかったと。そやから、設計金額見たら発注でけへんかった。そやから分離発注したと、こういうことや。答えてもらわなあかん、聞いてるものちょっとよう分からん。追加がどうかこうとか言うてはるし、例えば3者が入札参加した、1者残りましてん。なら、この状況によって、1者でも随意契約できんことないわな、そんだけの理由があつたら。随意契約せえと言うとんのと違うで。そやけど、どうしてもそれを発注して、この前の発注というのはガラが出てきたから、早うせなあかんとか、基礎がどうかこうとかいう話もちよつとあつたように思う。そこらの仕方がどうかというのと、クリーンセンターこぼって取壊ししてるわけや。取壊ししてあんのに、こんなガラが出てくるということは、いわゆる取壊し的时候会にその基礎とかそのガラとかその処分が完全できなかったということになるわけかい。そこら俺よう分からんねけど、今その同じところに建物建ててそんなガラが出てくるということになってきたら、もともとのその解体した業者が下のガラの処理をしてなかったんかい。例えばやで、実際は知らんけど、そう聞こえるやん。そこらのこととか、いろんなあんねけど、わし何を言いたいかというたら、この工事については、いわゆる1発で発注すると思うてたやつがせえへん。それがまた電気行きました、いやこれあきまへんねん。いや、ガラが出てきて急ぐさかいに変更契約せなあかまへんねんとか、いろんなこと言うてしてあるさかいに、何でこういうふうになんのかなと。わし何遍も言うてるみたいに、業者みたい責任ないわけやん。業者はお金が合うたらやってくれるわけや。しかし行政の発注の仕方、やっぱり行政は行政で発注の基礎というものがあるわけやから、そういうのをきちっとやっていか

ないと、誤解招いて業者に迷惑かけたらあかんわけや。業者は一生懸命やってくれてはるわけや。わしみみたいな言い方だったら業者にいちやもんつけるというふうになるから、そういうことやなしに発注の仕方をきちっと行政としてやっていかないと、おかしい言ったら業者に迷惑かける場合が出てきよるやんか。そやから、そこらは分かりやすう言うてほしいわけや。というのは、このごみ処理ではどうやとか外構でどうやとか金額並べてくれて最終的にこうなりまんねんということやねけども、今言うてたように、まず1つは、1つの発注しようと思たら予算が足りまへんねんということがまず言いたいわけやろう。それであんねやったら、いつの時点でそのお金が足らんようになったんか、すぐに補正でもしてやるべきと違うんかと、こうなるわけや。その辺を説明できるんなら、説明してほしいと思います。この前の説明やったら訳分かったような分からんようなことになるので、その辺だけお願いをしておきます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

さっきの犬猫の死体委託料、金額が合わないということでございますが、これにつきましては、必ずしも行った場合に犬猫がいているという場合ではなく、当然、空振りの場合もございます。そのときにも出場の場合は1回当たり9,000円プラス税ということになっております。それプラス、仮にですが40キロ以上を超える、例えばイノシシとか、大型の動物の場合は割増し料金となっております。双方、協議という形を取っておりますが、大体約1.5倍の金額がついてると思います。そこに税が絡んできますので、必然と1万8,000円と194という金額が合わないということになっております。

以上でございます。

増田委員長 庄田環境課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

ストックヤードの電気工事の件でございますが、本来であれば、工事予算額5,800万円の40%、2,320万円から、当初契約4,471万2,000円の40%、1,788万円を引いた532万円も繰越ししなければいけませんでしたが、契約が平成31年3月28日となったことから、議会運営に余計な混乱を招くようなことは避けたいということから、本来であれば3月補正に上げなければならないはずでございましたが、スケジュール的に間に合わすことができなかったという次第でございます。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

いろいろご心配いただいております。まずボーリングにつきましては、炉のあったところの下を掘るということで、ボーリングはそこから距離を置いて2か所ということでしたので、前の工事の残りではなかったということ、前回か前々回ぐらいに梨本議員のほうから議会の一般質問で1問ずつ質問いただいたときにも答弁させていただきました。今回は、正確な数字等を持ち合わせておりませんので申し訳ございませんが、概略的にはそういうことでございます。

先ほど来より課長のほうから説明させていただいております、今回このようになってる総合発注から電気を分離したとかいうことですが、これにつきましてもできるだけ透明性の確保とか競争していただくような努力をしながらでしたが、期限的なこと、そして電気を並行してほかの工事とやっていかないといけないということの兼ね合わせから、結果的にはこういうことになったということですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、前の議会の一般質問の一問一答で答えさせていただいたところでございます。すみません。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 まずその犬猫やけども、何も揚げ足取るとか、イノシシとか出たという話じゃなしに、やっぱりこれ契約するときは、そんな言うたら小さい犬からこんなごつついのも一緒やて、それはいかへんのかも知らんけども、前々から谷原委員も指摘しはったように、処理費が非常に高いわけやんか。年間300万円とか何とかやで。前にも一遍指摘があつて、今言うてるようにそれは空振りやったらどうか知らんけども、実際の処理頭数とどれ見ても合わへんやないかということになって4百何万円から3百何万円に下がった経緯もあるやん。今、部長、知ってはるから首振ってはると思うねや。それまたこれ今3百何万円になって、今言うてるように、不発やったら9,000円要りまんねんとかそんな話するけど、そんなんみたいな、そりや不発であんのか知らん、しょっちゅうしょっちゅう不発じゃないわけやから、やっぱりそんならサービスしてもらおうとかせんと、そんな不発やさかいいうて自分ところが言うたか言わんか知らんけど、また前と同じことになるんで言うんや。いや、行きましたけどおりまへんでしてん、10回行きましたと。そやから、やっぱりきちつとやつかんと、こんな金額減らへんがな。それと、今言うてるように、そんな414頭登録してまんねんというて、年間200頭も死んでいくような計算にならへん。そやから、やっぱりきちつとつけるもんつけてせんとあかんと思うわ。この財源的に、いつも言うてる金あらへんねや。たとえここで50万円でも100万円でも儉約だけたらほかへ回せるわけやんか。財政調整基金もだんだん減ってきてある。だから、みんなよってや。節約できるところは節約していく、やっぱりこの姿勢やと俺は思うわけや。そやから、今ここで議論しても時間経つだけやいうて俺いつもポーンともうええわとやうてしまうんか知らんけども、やっぱりきちつとすべきもんはきちつとするという形、もう一遍やってほしい。

それと今、ストックヤードのことを聞いたら聞くほど分からんようになってきて、要は、補正もせなあかんと言うねけども、入札が遅れてしても補正の期限も過ぎてしまいたいことやからこうなつてんというような取り方でええわけかいな。そやけど、さっき言うてるように、担当になつたらきちつと建築していくんやたらしていくで、いつの時期に何をせなあかんかいうことを絶えず分かってると俺思うわけやんな、とっさの事故がない限り。何でこんなことになるのかな、それがちょっとわしよう分からんから教えてくれという話をしとんねけども、今、部長の話でごみはボーリングした結果、建物建つたところと違いましてんということに今答弁あつたけども、何でこんな何百万円するほど処理せんなんごみが地下に埋まっとなのかいうことにもなってくるやんか。実際、埋まっちよるか知らんで。知らんけ

ども、あの建物からいって下の処理をしたったら、そんな何百万円もするほども入ってないと思うとったんやけども、わし見てないんで断言はでけへんわな。そやから、要はもう時間ないんであんまり言うてもしゃあないか分からんけども、これからちゃんとしてやこれからちゃんとしてやと言うばっかりやけども、やっぱり補正の時期とかいろんなことあるわけやから、いつに6月に補正せんなんのか、9月に補正せんなんのか。やっぱり絶えずそれを頭に入れた中で仕事していかんと、今のような答弁されたんではわしらも全然分からへんし、ええように取られへん。こんなん言うたら失礼な言い方悪いけども、そやから今後次にあるのかないのか知らんけども、やっぱりきちっとやってほしい。何かわし言うたら文句言うてばっかりに取られるさかいにかなんけども、もう答弁できひんやろうと思うさかいに、きちっとやってほしいということだけはもうお願いしておきますわ。

増田委員長 西川委員。

西川委員 関連で、このストックヤードのこと、今いろいろとやってはるけども、これもともと何でこんなことになってきてあんのんか。もともとは、大字要望のとき、こういう形と違うたやろう、初め。それがごたごたごたごた要る要らへんのがあって、ほんでこういうふうなことになってきた。それだけじゃないねや。クリーンセンターのこともいろいろな形で追及するところは追及しはった、道の駅のこともあった、これだけ違うんやろう、これ。いろいろな工事のときに、ゼネコンが普通のところが葛城市やろうと、いろいろな工事をやろうとしたときに、不落を何回続けたんや。警戒して来よれへんのやろう、業者が、はっきりと。その原因はあんたらにはどこにあんねやいうことや。こんな小っちゃなとこで今、参加をしてくれるようになってきたんか。ずーっと葛城市はいろんなことを、ああ正しいことや、それは悪いことやと、一般競争やってそれはそうや。業者も参加するか参加せんか、その自治体のありようを見て参加みたいしよらへんで、おかしなことばっかりやってたら。このやつでもそうや。そこんところをやっぱりちゃんと、ほんまに、いや、参加してこんな怖いところへ行ってもらえるかいう話になんねんで、業者。このことだけ違う。全体のこと、今後いろいろときちっと参加してもらおうような形になったあんのんか。いろいろな工事が何回不落や、参加足らんというて何回やったんや、これ。答弁みたい要らん、自分らでは答えられへん話や、これは。これの発注の仕方がおかしいとか、そんな小っちゃな話違うで、これ。もうちょっとこれ1つとっても、ええようにころころころと変えたわけやろう、これ。地域循環型の中では、クリーンセンターとの一連の事業やったはずや。自分らも悪いか知らん、議員のほうもきっちりやらんなんところはみんな追及するところは追及しはるけれども、やっぱりごたついたところは今おられる職員だけとは違うと思うよ。僕はそこらのいろんな関係があると思うよ、おかしなことになっていった。初め、そんな参加もしてくれへんところで不落で何ぼやっても来えへんと、業者集まらへんと。何回かあったやん、そんなこと。もうこれだけ違うさかい答弁要らんけれども。

増田委員長 市長。

阿古市長 どうも、ご迷惑かけております。クリーンセンターの件につきましては、大まかに申し上げますと、当初の計画から急激な変化をいたしました。それは、大字笛堂との地元協議の中

で、本来あった施設を地元のほうから、ほかの要望を取り消してでもその事業を見直してほしいという要望がありましたもので、地域循環型の計画そのものを変更いたしました。そのことにより、当初はリサイクルセンター、かなり大きなものを予定しておったわけで、堆肥化施設等を入れた施設を準備しておったわけですが、大きな計画変更があり、計画もこれはたしかもう契約の議決の寸前までいったように記憶はしておるんですけども、大手との契約を流さなければいけない状況になり、計画そのものを見直し、リサイクルセンターの小ぢんまりした施設に変更があったというのが1番の大きな原因でございます。ただ、それはやはり地元要望を重視したいという思いの中での変更で、その当時を振り返りますと、かなり国、県等にもお願いをして変更したという過程がございます。

委員ご指摘のように、非常に、施設の大きな建築につきましては契約がなかなか成立しないという事象がございました。その都度、なぜ契約が成立しないのかということにつきましては、その担当部署で研究をして、いろんな事情があったというのは事実でございます。委員のご指摘の部分も私としては確かにあるのかなという気はいたしておりますが、直接はそのような理由での契約が不成立になったという回答はございません。ただ、昨今、非常に契約のほうは順調にしております。その当時、東京オリンピック等の特需があったり、いろんな部材が入らなかつたりとか、人材の問題が確保できなかつたりとかいろんな理由が重なった中で、更にいろんな事情も加わった中での過程があったとは思いますが、ご心配いただいております今年度につきましては、かなりの契約が順調に成立しております。どうもご心配ありがとうございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の件は長く議論したことですから見解の相違もありますし、ここは置いておきますけれども、犬猫の件について1つ。前は明細をきちとおっしゃっていただけてるんです。つまり、行っていなかったのが何件、大動物が何件、小動物が何件、これ去年もおっしゃってるので、今年出てこなかったの、このことをきちとおっしゃっていただきたいんですよ。というのは、今年度から制度変わりますよね。多少これが非常に不正が疑われると、業者のね。これは宿直員の方に私も聞き取り調査をして、つまり週末宿直室が受けてこの業者に言うて、業者がそこへ出向くわけですね。現物を引き揚げずに写真だけでそれを報告して、クリーンセンターがそれをその都度金額を払ういうふうなことの計算に使ってるわけですけども、現物が確認がない。電話での確認もしない。必ず相手の携帯電話が書いてあるんですよ、宿直日誌には誰々からということで電話番号を聞いてる。再度折り返し電話してるんかいうたら、怒鳴られて以来やってないと。何でかけてくるんやと怒鳴られてるから、ようせんのですみたいな。だから、確認もしないんですよ。必ず金曜の夜、土曜、そして日曜、必ず三、四件ある。必ず週末あるんですよ。だから、他市町村調べたら、こんなんそもそも金出してない、こんなところに。だから私は問題にして、この間そういう不正手だてがないよいうことで、現物を引き上げてきて保冷庫に保管してそれで確認しましょうとか、電話

確認も含めて、私はこういうことをやっていかないと、もう300万円言うたら10年で3,000万円ですから、こんな近隣市町村でこんなお金出してないんですよ、一部ありますけどね。同じ業者で。だから、この点については、ずっとこの間私はこの件については質問してまいりましたし、少なくとも明細をきちつと言うてください。来年度、また同じ業者が、今年度ですか、もう既にやられておられるようですから、やり方変えているわけですから、それが実際どうだったかということが分かりますので、今年度の分については明細をきちつとここでおっしゃっていただきたいんです。今、無理だったら、また後日でも結構ですから、これまでは一覧表まできちつと私いただいています。それこそ、イノシシ、それからハト、カラス、猫、犬、もう種別ごとにきちつとしたものを出しておられましたけども、それは無理でも、明細だけはきちつと出していただきたい。だから、それがちゃんと成果が出るかどうかということがありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

立ったついでにもう1件最後だけですけど、もう1件お聞きしますけれども、し尿の件です。4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費の中のこれも委託料ですけれども、簡単な質問ですけれども、し尿汲取業務委託料ということでここへ上がっておりますけれども、この成果品の中には対象となる件数とか人数は書いてあるんですけども、世帯数が分からないでしょうか。世帯数を教えていただきたいんです。これだけです。

増田委員長 犬猫の処理については、明日、紙ベースでご報告をお願いいたします。

白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

世帯数でございますかね。これは、どんだけあるかということ、対象になる世帯数が。

谷原委員 もう一回言いましょうか。

白澤クリーンセンター所長 申し訳ございません。

谷原委員 この成果報告書の中の42ページをご覧くださいと、し尿収集状況ということでし尿汲取件数3,957件、し尿汲取人数7,738人となってるんです。でも大体、汲み取りに行くときは各ご家庭に行くわけですから、人数が出てるということは当然そこらも把握されてるんだらうと思ったので、件数がどれだけこのし尿で残ってるかということ把握したいがためにお聞きしたんです。脱臭塔がついてるところ、市内でも見ますよね。そういうところへし尿に伺ってると思うんですけども、その世帯数が分かればお願ひしたい。戸数でもいいですけどね、どっちでもいいです。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 対象になる世帯数ということでよろしいんですかね。大体、月平均330件行かせていただいておりますので、きちつとしたその何世帯というのは把握しておらないんですけど、330件ほどあるということでよろしいでしょうか。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これはまた収入のところでもお聞きすることになると思うんですが、これも私この間ずっとご質問してまいったところなんです。趣旨としては、これはし尿業者に汲み取りをご家庭が払ってるわけじゃないんですよ。市に払ってるわけね。市はそこに対してこれだけの費用

を上乗せして業者に払ってるわけです。つまり、市がその汲み取りに対しては補助してるようなもんですよ。これまで、例えば浄化槽の問題があります。過去、浄化槽もそうした形でやってたけれども、浄化槽だけなぜかもう直、業者に払ってくれということで全く補助がなくなっただけです、同じ汲み取りでも。かなりこの浄化槽を持っておられるご家庭から、大変いろいろご意見をいただきまして、どうなってるんだと。直、業者に払うことによって、この汲み取り料がものすごく高騰したわけです。何で葛城市に払ってたこれまでのやり方じゃないんだということでかなりご批判いただいているんですね、制度が切り替わったということでしょうけれども。それで、下水道については、当然、市から多額な繰入金金を下水道会計へ入れているわけです。汲み取りに対してもこういう形で市からお金が入っている。何でこの浄化槽できれいな水を高い浄化槽にしてやってる方がそうならないのかという問題意識から、ここを何とかせなあかんと違うかという問題意識で聞いてるんです。浄化槽の設置家庭がどれくらいあるかということもちゃんと調べなあかんですけれど、これちゃんと汲み取りできなかつたら、直、汚水が流れるんですよ。だから、定期的に浄化槽のお家のところはちゃんと汲み取りやってもらわなあかん。ところが値段が高いからちゃんと処理しない。処理しない水が、これはそれこそ用水路とかに流れていくわけです。だから、そういう問題があるので、これについてはきちっと今後とも、私ずっとこれ言い続けてますので、正確にデータ知りたいということで聞かせていただきました。申し訳ないです。

増田委員長 答弁よろしいですか。

谷原委員 はい、結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 関連なんです、し尿処理の関係で、葛城地区清掃事務組合7,417万7,000円お金出してるわけやけど、いつも聞くわけや。この中で、今年は2,126.03キロ処理してると。この中で分担金処理料のお金、積立金、3つぐらいあると思うので、これを教えてもらいたいのと、今、谷原委員に指摘されたように、ここに成果表、汲み取りはあんなねけど浄化槽、何件汲み取ってるか分からへんので、今、浄化槽の汲み取りを聞いても分からへんということかい。明日一番にでも件数を教えてもらえるか。業者に聞いたらすぐ分かるやん。そやから、今言うてはる、前から言うてるわけや。基本的には1年に1回汲み取らんなんけども、人数が少ない、うち2人家庭やって、そんな2年も3年も汲まんでもええねんと、これがたまりたまってもう固まってしもて汲めんようになってくる。そやからある程度行政のほうから、去年汲んでませんよとか、もうそんな2年間からも放ってあるから汲まなあきませんよとか、そういうふうな指導をすべきやというふうに思いますので、それも含めて、課長、聞いてんのん。含めて、答弁して。

増田委員長 今日ですか。今。先ほど、明日というお話されたんは、件数だけですか。

岡本委員 件数だけでもええやん。そこ分かんのかやったら。

増田委員長 今、答弁できるようでしたらお願いします。

白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 浄化槽の件数のほうを私のほうから答えさせていただきますけれども、平成31年度におきましては413件でございます。

以上です。

増田委員長 庄田環境課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしく申し上げます。

葛城地区清掃事務組合の分担金についてでございます。葛城清掃事務組合に関しましては、令和元年度ではし尿処理量は2,126.03キロリットルで、構成比としましては全処理量の4%となっておりまして、平成30年度の処理量と比較いたしますと44.47キロリットル減少しております。分担金に関しましては、施設整備関係におきまして2,855万4,186円でございます。負担率は13.16%で固定でございます。

続きまして、施設維持管理費関係におきましては4,016万6,258円でございます。負担率は4.49%でございます。

次に、し尿処理施設等補修基金積立金では545万6,963円で、負担率は5.46%でございます。施設維持管理費関係並びにし尿処理施設等補修基金積立金に関しては、し尿処理量によりまして変動いたします。市負担分合計として7,417万7,407円で、組合負担金合計額12億3,617万円で、負担率は6%でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員、よろしいですか。

岡本委員 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、4款衛生費に関する質疑を終結いたします。

ここで本来なら職員の入替えでございますけれども、5款農林商工費とそれから6款土木費の説明を会計管理者からいただいて、本日はその程度でとどめたいと思いますので、このままで会計管理者の説明を求めます。先ほど委員の皆様方にお諮りをいたしまして、説明の中で備考欄の詳細な金額につきましては省いてもらって結構でございますので、よろしくご説明のほどお願いいたします。

中井会計管理者。

中井会計管理者 それでは、続きまして、5款、6款のご説明をさせていただきます。決算書の88ページをお願いいたします。

5款農林商工費におきましては、全体といたしまして5億6,384万8,997円、また1億9,597万5,000円を繰越しいたしました。

1項農業費、1目農業委員会費では1,363万3,629円の支出でございます。

2目農業総務費におきましては5,331万9,896円の支出でございます。

下のページに移りまして、3目農業振興費でございます。7,957万1,352円の支出でございます。

めくっていただきまして、90ページをお願いいたします。下のページの91ページをお願いしま

す。4目経営所得安定対策事業費では728万2,161円の支出でございます。

5目畜産業費では37万6,639円の支出でございます。

6目農地費では4,748万1,660円の支出でございます。

めくっていただきまして92ページをお願いします。7目休養センター管理費におきましては2,239万5,252円の支出でございます。

下のページに移りまして、8目地籍調査費でございます。47万1,305円の支出でございます。

9目有線放送維持管理費におきましては28万5,220円。

10目団体営土地改良事業費におきましては1億926万2,677円の支出でございます。

めくっていただきまして、94ページをお願いします。2項1目林業振興費におきましては961万4,559円の支出でございます。

下のページに移りまして、3項1目商工振興費でございます。4,103万228円の支出でございます。

めくっていただきまして、96ページをお願いします。2目観光費でございます。9,652万9,181円の支出でございます。

下のページに移りまして、3目相撲館費では4,767万5,505円の支出でございます。

次のページ、98ページをお願いします。4目プレミアム付商品券事業費におきましては3,491万9,733円の支出でございます。

続きまして、6款土木費でございます。全体といたしまして17億733万2,520円、また継続費通次繰越といたしまして2億9,017万7,331円、繰越明許費といたしまして2億8,671万4,420円を繰越いたしました。

1項1目土木総務費におきましては4,262万2,324円の支出でございます。

めくっていただきまして、100ページをお願いします。2項1目道路橋りょう維持費では3,874万7,570円の支出でございます。

2目道路新設改良費におきましては1億2,454万1,050円の支出でございます。

下のページに移りまして、3目尺土駅前周辺整備事業費では6,612万3,574円の支出でございます。

めくっていただきまして102ページをお願いします。4目国鉄・坊城線整備事業費におきましては3億8,566万9,849円の支出でございます。

下のページに移りまして、5目社会資本道路改良交付金事業費におきましては8,219万5,436円の支出でございます。

6目地域連携推進事業費におきましては2,788万2,800円の支出でございます。

3項1目河川総務費では16万4,741円の支出でございます。

めくっていただきまして、104ページをお願いします。4項都市計画費、1目都市計画総務費におきましては5,873万6,687円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目公共下水道費では6億9,073万2,000円の支出でございます。

3目公園管理費では1億4,439万5,855円の支出でございます。

めくっていただきまして、108ページをお願いします。4目吸収源対策公園緑地事業費でございます。3,963万1,625円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5項1目住宅管理費におきましては588万9,009円の支出でございます。

以上で、5款、6款のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

増田委員長 それでは、先ほども申し上げましたように、これまでで委員会を終了させていただきま
す。なお、明日17日につきましては、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろ
しくご参集を賜りますようお願いを申し上げておきます。また、本日、資料を求めました部
分につきましては、明日の開会時にご用意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げて
おきます。本日は、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

延 会 午後5時30分